

条 例 議 案 の 概 要

—平成27年12月定例会—

目 次

議案第 105 号	盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例について	1
議案第 106 号	盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について	4
議案第 107 号	盛岡市と玉山村の合併に基づく地域自治区の設置等に関する協議により定められた事項を変更する条例について	7
議案第 108 号	盛岡市玉山地域振興会議条例について	13
議案第 109 号	盛岡市個人番号の利用等に関する条例について	14
議案第 110 号	盛岡市旅費条例の一部を改正する条例について	15
議案第 111 号	盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	18
議案第 112 号	盛岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	24
議案第 113 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	27
議案第 114 号	盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について	29
議案第 115 号	地域自治区の設置期間の終了に伴う関係条例の整理に関する条例について	31
議案第 116 号	盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について	65
議案第 117 号	盛岡市女性センター条例の一部を改正する条例について	67
議案第 118 号	盛岡市墓園条例の一部を改正する条例について	70
議案第 119 号	盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について	73

議案第 105 号

盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市長の直近下位の内部組織として玉山総合事務所を設置しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 部等の設置規定に玉山総合事務所を加える。
- (2) 玉山総合事務所の分掌事務を「旧玉山区の地域に関すること。」とする。

3 施行期日

平成28年4月1日

盛岡市部等設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市部等設置条例 昭和33年6月20日条例第21号 改正 略 平成27年12月●日条例第●号 盛岡市部等設置条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の公室、部、<u>事務所</u>及び局を置く。 市長公室 総務部 財政部 市民部 環境部 保健福祉部 商工観光部 農林部 建設部 都市整備部 <u>玉山総合事務所</u> 国体推進局 (分掌事務) 第3条 公室、部、<u>事務所</u>及び局の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 市長公室</p>	<p>○盛岡市部等設置条例 昭和33年6月20日条例第21号 改正 略 盛岡市部等設置条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の公室、部 及び局を置く。 市長公室 総務部 財政部 市民部 環境部 保健福祉部 商工観光部 農林部 建設部 都市整備部 国体推進局 (分掌事務) 第3条 公室、部 _____ 及び局の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 市長公室</p>

改正後	改正前
<p>ア 市行政の総合的な企画及び重要施策の調整に関すること。 イ 統計に関すること。 ウ 広報及び広報に関すること。 エ 自治体経営に関すること。 オ 秘書に関すること。 (2) 総務部 ア 条例、規則、文書及び事務能率に関すること。 イ 情報化施策の企画及び調整に関すること。 ウ 危機管理に関すること。 エ 行政組織に関すること。 オ 職員に関すること。 カ 公有財産に関すること。 キ 消防団及び防災に関すること。 ク その他公室、他部、<u>事務所</u>及び局の主管に属しない事項に関すること。 (3) 財政部 ア 予算その他財務に関すること。 イ 工事検査に関すること。 ウ 市税及び市税外歳入に関すること。 エ 議会に関すること。 (4) 市民部 ア 市民活動に関すること。 イ 交通安全に関すること。 ウ 青少年及び男女共同参画に関すること。 エ 消費生活及び計量に関すること。 オ スポーツに関すること(国体推進局の主管に属するものを除く。) カ 文化に関すること。 キ 国際交流に関すること。</p>	<p>ア 市行政の総合的な企画及び重要施策の調整に関すること。 イ 統計に関すること。 ウ 広報及び広報に関すること。 エ 自治体経営に関すること。 オ 秘書に関すること。 (2) 総務部 ア 条例、規則、文書及び事務能率に関すること。 イ 情報化施策の企画及び調整に関すること。 ウ 危機管理に関すること。 エ 行政組織に関すること。 オ 職員に関すること。 カ 公有財産に関すること。 キ 消防団及び防災に関すること。 ク その他公室、他部 _____ 及び局の主管に属しない事項に関すること。 (3) 財政部 ア 予算その他財務に関すること。 イ 工事検査に関すること。 ウ 市税及び市税外歳入に関すること。 エ 議会に関すること。 (4) 市民部 ア 市民活動に関すること。 イ 交通安全に関すること。 ウ 青少年及び男女共同参画に関すること。 エ 消費生活及び計量に関すること。 オ スポーツに関すること(国体推進局の主管に属するものを除く。) カ 文化に関すること。 キ 国際交流に関すること。</p>

改正後	改正前
ク 戸籍及び住民の記録に関すること。 ケ 国民健康保険に関すること。 コ 国民年金に関すること。 サ その他市民生活に関すること。 (5) 環境部 ア 環境施策の企画及び調整に関すること。 イ 環境保全及び公害防止に関すること。 ウ 廃棄物処理及び清掃に関すること。 (6) 保健福祉部 ア 保健衛生に関すること（環境部の主管に属するものを除く。）。 イ 社会福祉に関すること。 ウ 社会保障に関すること（市民部の主管に属するものを除く。）。 (7) 商工観光部 ア 商業及び工業に関すること。 イ 観光及び物産に関すること。 ウ 労働に関すること。 エ 流通に関すること（農林部の主管に属するものを除く。）。 オ その他産業に関すること（農林部の主管に属するものを除く。）。 (8) 農林部 ア 農林水産業に関すること。 イ 卸売市場に関すること。 (9) 建設部 ア 道路に関すること。 イ 河川、溝渠（きょ）等に関すること（総務部の主管に属するものを除く。）。 ウ 交通施策に関すること（市民部の主管に属するものを除く。）。 エ 用地の取得に関すること。 オ 住宅及び営繕に関すること。	ク 戸籍及び住民の記録に関すること。 ケ 国民健康保険に関すること。 コ 国民年金に関すること。 サ その他市民生活に関すること。 (5) 環境部 ア 環境施策の企画及び調整に関すること。 イ 環境保全及び公害防止に関すること。 ウ 廃棄物処理及び清掃に関すること。 (6) 保健福祉部 ア 保健衛生に関すること（環境部の主管に属するものを除く。）。 イ 社会福祉に関すること。 ウ 社会保障に関すること（市民部の主管に属するものを除く。）。 (7) 商工観光部 ア 商業及び工業に関すること。 イ 観光及び物産に関すること。 ウ 労働に関すること。 エ 流通に関すること（農林部の主管に属するものを除く。）。 オ その他産業に関すること（農林部の主管に属するものを除く。）。 (8) 農林部 ア 農林水産業に関すること。 イ 卸売市場に関すること。 (9) 建設部 ア 道路に関すること。 イ 河川、溝渠（きょ）等に関すること（総務部の主管に属するものを除く。）。 ウ 交通施策に関すること（市民部の主管に属するものを除く。）。 エ 用地の取得に関すること。 オ 住宅及び営繕に関すること。

改正後	改正前
カ その他建設に関すること。 (10) 都市整備部 ア 都市計画に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。 イ 公園及び緑地に関すること。 ウ 建築指導に関すること。 エ 土地区画整理に関すること。 オ 市街地の再開発に関すること。 (11) <u>玉山総合事務所 旧玉山区の地域に関すること。</u> (12) 団体推進局 ア 第71回国民体育大会に関すること。 イ 第16回全国障害者スポーツ大会に関すること。 附 則 略 <u>附 則（平成27年条例第●号）</u> <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u>	カ その他建設に関すること。 (10) 都市整備部 ア 都市計画に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。 イ 公園及び緑地に関すること。 ウ 建築指導に関すること。 エ 土地区画整理に関すること。 オ 市街地の再開発に関すること。 (11) 団体推進局 ア 第71回国民体育大会に関すること。 イ 第16回全国障害者スポーツ大会に関すること。 附 則 略

議案第 106 号

盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地域自治体の設置期間の終了に伴い、地域自治体の名称を削るほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 蕨川出張所、玉山出張所及び巻堀出張所の位置を定める規定から地域自治体の名称を削る。
- (2) (1) の出張所の所管区域を整理する。

3 施行期日

平成28年4月1日

盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																						
<p>○盛岡市役所支所及び出張所設置条例 昭和33年6月20日条例第22号 改正 略 平成27年12月●日条例第●号</p> <p>盛岡市役所支所及び出張所設置条例 盛岡市役所支所設置条例（昭和30年条例第29号）の全部を改正する。 （設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所及び出張所を設置する。 （名称及び位置）</p> <p>第2条 支所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所青山支所</td> <td>盛岡市青山三丁目37番7号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所築川支所</td> <td>盛岡市川目第10地割78番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所太田支所</td> <td>盛岡市中太田深持9番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所繁支所</td> <td>盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所</td> <td>盛岡市津志田14地割37番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 出張所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所</td> <td>盛岡市下飯岡8地割100番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所乙部出張所</td> <td>盛岡市乙部6地割79番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合支所</td> <td>盛岡市藪川字外山93番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市役所築川支所	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地	盛岡市役所繁支所	盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1	盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2	名称	位置	盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地	盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1	盛岡市役所玉山総合支所	盛岡市藪川字外山93番地1	<p>○盛岡市役所支所及び出張所設置条例 昭和33年6月20日条例第22号 改正 略</p> <p>盛岡市役所支所及び出張所設置条例 盛岡市役所支所設置条例（昭和30年条例第29号）の全部を改正する。 （設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、支所及び出張所を設置する。 （名称及び位置）</p> <p>第2条 支所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所青山支所</td> <td>盛岡市青山三丁目37番7号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所築川支所</td> <td>盛岡市川目第10地割78番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所太田支所</td> <td>盛岡市中太田深持9番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所繁支所</td> <td>盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所</td> <td>盛岡市津志田14地割37番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 盛岡市役所都南総合支所に置く出張所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所</td> <td>盛岡市下飯岡8地割100番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所都南総合支所乙部出張所</td> <td>盛岡市乙部6地割79番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号	盛岡市役所築川支所	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地	盛岡市役所繁支所	盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1	盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2	名称	位置	盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地	盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1
名称	位置																																						
盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号																																						
盛岡市役所築川支所	盛岡市川目第10地割78番地1																																						
盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地																																						
盛岡市役所繁支所	盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1																																						
盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2																																						
名称	位置																																						
盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地																																						
盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1																																						
盛岡市役所玉山総合支所	盛岡市藪川字外山93番地1																																						
名称	位置																																						
盛岡市役所青山支所	盛岡市青山三丁目37番7号																																						
盛岡市役所築川支所	盛岡市川目第10地割78番地1																																						
盛岡市役所太田支所	盛岡市中太田深持9番地																																						
盛岡市役所繁支所	盛岡市繁字堂ヶ沢36番地1																																						
盛岡市役所都南総合支所	盛岡市津志田14地割37番地2																																						
名称	位置																																						
盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所	盛岡市下飯岡8地割100番地																																						
盛岡市役所都南総合支所乙部出張所	盛岡市乙部6地割79番地1																																						

改正後	改正前																		
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>事務所藪川出張所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所</td> <td>盛岡市日戸字鷹高50番地16</td> </tr> <tr> <td>事務所玉山出張所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所</td> <td>盛岡市好摩字野中69番地48</td> </tr> <tr> <td>事務所巻堀出張所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 各支所の所管区域は、それぞれ次の各号に定める地域とする。</p> <p>(1) 盛岡市役所青山支所の所管区域 青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、南青山町14番、16番、17番及び19番、西青山一丁目、西青山二丁目、西青山三丁目、月が丘一丁目、月が丘二丁目並びに月が丘三丁目</p> <p>(2) 盛岡市役所築川支所の所管区域 東山二丁目4番から6番まで及び10番から19番まで並びに川目町並びに大字として区画される地域の砂子沢、根田茂、築川及び川目（第1地割から第14地割までに限る。）</p> <p>(3) 盛岡市役所太田支所の所管区域 本宮五丁目5番から9番まで、上太田穴口、上太田上瀬、上太田中瀬、上太田碓、上太田中留、上太田三枚橋、上太田大堀、上太田樋ノ口、上太田赤前口、上太田沼館、上太田若宮、上太田中屋敷、上太田細工、上太田上吉本、上太田小田屋敷、上太田狄森、上太田小細工、上太田十</p>	事務所藪川出張所		盛岡市役所玉山総合事務所	盛岡市日戸字鷹高50番地16	事務所玉山出張所		盛岡市役所玉山総合事務所	盛岡市好摩字野中69番地48	事務所巻堀出張所		<p>3 玉山総合事務所に置く出張所の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所藪川出張所</td> <td>盛岡市玉山区藪川字外山93番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所飯岡出張所</td> <td>盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地16</td> </tr> <tr> <td>盛岡市役所玉山総合事務所好摩出張所</td> <td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地48</td> </tr> </tbody> </table> <p>（所管区域）</p> <p>第3条 各支所の所管区域は、それぞれ次の各号に定める地域とする。</p> <p>(1) 盛岡市役所青山支所の所管区域 青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、南青山町14番、16番、17番及び19番、西青山一丁目、西青山二丁目、西青山三丁目、月が丘一丁目、月が丘二丁目並びに月が丘三丁目</p> <p>(2) 盛岡市役所築川支所の所管区域 東山二丁目4番から6番まで及び10番から19番まで並びに川目町並びに大字として区画される地域の砂子沢、根田茂、築川及び川目（第1地割から第14地割までに限る。）</p> <p>(3) 盛岡市役所太田支所の所管区域 本宮五丁目5番から9番まで、上太田穴口、上太田上瀬、上太田中瀬、上太田碓、上太田中留、上太田三枚橋、上太田大堀、上太田樋ノ口、上太田赤前口、上太田沼館、上太田若宮、上太田中屋敷、上太田細工、上太田上吉本、上太田小田屋敷、上太田狄森、上太田小細工、上太田十</p>	名称	位置	盛岡市役所玉山総合事務所藪川出張所	盛岡市玉山区藪川字外山93番地1	盛岡市役所玉山総合事務所飯岡出張所	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地16	盛岡市役所玉山総合事務所好摩出張所	盛岡市玉山区好摩字野中69番地48
事務所藪川出張所																			
盛岡市役所玉山総合事務所	盛岡市日戸字鷹高50番地16																		
事務所玉山出張所																			
盛岡市役所玉山総合事務所	盛岡市好摩字野中69番地48																		
事務所巻堀出張所																			
名称	位置																		
盛岡市役所玉山総合事務所藪川出張所	盛岡市玉山区藪川字外山93番地1																		
盛岡市役所玉山総合事務所飯岡出張所	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地16																		
盛岡市役所玉山総合事務所好摩出張所	盛岡市玉山区好摩字野中69番地48																		

改正後	改正前
<p>文字, 上太田上伏森, 上太田森合, 上太田岡沼, 上太田四ツ家, 上太田中岡, 上太田吉本, 上太田榎屋敷, 上太田上ノ畑, 上太田上村, 上太田岡端, 上太田畑中, 上太田弘法清水, 上太田下法丁, 上太田上ノ野, 上太田金財, 上太田瘦野, 上太田清水田, 上太田田屋, 上太田下川戸, 上太田上田中, 上太田田中, 上太田館, 上太田松ノ木, 上太田上野屋敷, 上太田八千刈, 上太田北田, 上太田八ツ口, 上太田川後, 上太田半在家, 上太田細田, 上太田神子塚, 上太田上川原, 上太田川原, 上太田下中屋敷, 上太田下川原, 上太田蔵戸, 上太田蔵戸前, 中太田方八丁, 中太田法丁, 中太田吉原, 中太田小沼, 中太田深持, 中太田官台, 中太田屋敷田, 中太田泉田, 中太田八卦, 中太田北太田, 中太田新田, 下太田新堰端, 下太田方八丁, 下太田宮田, 下太田林崎, 下太田谷地, 下太田杉田, 下太田田端, 下太田田中, 下太田沢田, 下太田騎, 下太田下川原, 下太田新田, 猪去釈迦堂, 猪去細越, 猪去上平, 猪去上猪去, 猪去田面野木, 猪去早俣上, 猪去三枚橋, 猪去堰合, 猪去藤松, 猪去的場, 猪去大道, 猪去畑中, 猪去橋場, 猪去大橋, 猪去一本木, 猪去外久保, 猪去米倉, 上鹿妻横道, 上鹿妻飯ノ森, 上鹿妻二ツ沢, 上鹿妻蟹沢, 上鹿妻朴, 上鹿妻朴前, 上鹿妻寺地, 上鹿妻夜鷹, 上鹿妻竹花前, 上鹿妻茂吉, 上鹿妻田貝, 上鹿妻五兵工新田, 上鹿妻與市新田, 上鹿妻中島, 上鹿妻竹鼻, 上鹿妻天沼, 上鹿妻清水田, 上鹿妻野中, 上鹿妻切付, 上鹿妻小和田, 上鹿妻山崎, 上鹿妻稲荷前及び上鹿妻稲荷場</p> <p>(4) 盛岡市役所繫支所の所管区域 大字として区画される地域の繁</p> <p>(5) 盛岡市役所都南総合支所の所管区域 湯沢東一丁目, 湯沢東二丁目, 湯沢東三丁目, 湯沢西一丁目, 湯沢西二丁目, 湯沢西三丁目, 湯沢南一丁目, 湯沢南二丁目, 流通センター北一丁目, 津志田町一丁目, 津志田町二丁目, 津志田町三丁目, 津志田西一丁目, 津志田西二丁目, 津志田中央一丁目, 津志田中央二丁目, 津志田中央三丁目, 津志田南一丁目, 津志田南二丁目, 津志田南三丁目, 北飯</p>	<p>文字, 上太田上伏森, 上太田森合, 上太田岡沼, 上太田四ツ家, 上太田中岡, 上太田吉本, 上太田榎屋敷, 上太田上ノ畑, 上太田上村, 上太田岡端, 上太田畑中, 上太田弘法清水, 上太田下法丁, 上太田上ノ野, 上太田金財, 上太田瘦野, 上太田清水田, 上太田田屋, 上太田下川戸, 上太田上田中, 上太田田中, 上太田館, 上太田松ノ木, 上太田上野屋敷, 上太田八千刈, 上太田北田, 上太田八ツ口, 上太田川後, 上太田半在家, 上太田細田, 上太田神子塚, 上太田上川原, 上太田川原, 上太田下中屋敷, 上太田下川原, 上太田蔵戸, 上太田蔵戸前, 中太田方八丁, 中太田法丁, 中太田吉原, 中太田小沼, 中太田深持, 中太田官台, 中太田屋敷田, 中太田泉田, 中太田八卦, 中太田北太田, 中太田新田, 下太田新堰端, 下太田方八丁, 下太田宮田, 下太田林崎, 下太田谷地, 下太田杉田, 下太田田端, 下太田田中, 下太田沢田, 下太田騎, 下太田下川原, 下太田新田, 猪去釈迦堂, 猪去細越, 猪去上平, 猪去上猪去, 猪去田面野木, 猪去早俣上, 猪去三枚橋, 猪去堰合, 猪去藤松, 猪去的場, 猪去大道, 猪去畑中, 猪去橋場, 猪去大橋, 猪去一本木, 猪去外久保, 猪去米倉, 上鹿妻横道, 上鹿妻飯ノ森, 上鹿妻二ツ沢, 上鹿妻蟹沢, 上鹿妻朴, 上鹿妻朴前, 上鹿妻寺地, 上鹿妻夜鷹, 上鹿妻竹花前, 上鹿妻茂吉, 上鹿妻田貝, 上鹿妻五兵工新田, 上鹿妻與市新田, 上鹿妻中島, 上鹿妻竹鼻, 上鹿妻天沼, 上鹿妻清水田, 上鹿妻野中, 上鹿妻切付, 上鹿妻小和田, 上鹿妻山崎, 上鹿妻稲荷前及び上鹿妻稲荷場</p> <p>(4) 盛岡市役所繫支所の所管区域 大字として区画される地域の繁</p> <p>(5) 盛岡市役所都南総合支所の所管区域 湯沢東一丁目, 湯沢東二丁目, 湯沢東三丁目, 湯沢西一丁目, 湯沢西二丁目, 湯沢西三丁目, 湯沢南一丁目, 湯沢南二丁目, 流通センター北一丁目, 津志田町一丁目, 津志田町二丁目, 津志田町三丁目, 津志田西一丁目, 津志田西二丁目, 津志田中央一丁目, 津志田中央二丁目, 津志田中央三丁目, 津志田南一丁目, 津志田南二丁目, 津志田南三丁目, 北飯</p>

改正後	改正前
<p>岡一丁目, 北飯岡二丁目, 北飯岡三丁目及び北飯岡四丁目並びに大字として区画される地域の東見前, 西見前, 三本柳, 津志田, 永井, 下飯岡, 上飯岡, 飯岡新田, 羽場, 湯沢, 乙部, 大ヶ生, 黒川及び手代森</p> <p>2 各出張所の所管区域は, それぞれ次の各号に定める地域とする。</p> <p>(1) 盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所の所管区域 湯沢東一丁目, 湯沢東二丁目, 湯沢東三丁目, 湯沢西一丁目, 湯沢西二丁目, 湯沢西三丁目, 湯沢南一丁目, 湯沢南二丁目, 流通センター北一丁目, 北飯岡一丁目, 北飯岡二丁目, 北飯岡三丁目及び北飯岡四丁目並びに大字として区画される地域の下飯岡, 上飯岡, 飯岡新田, 羽場及び湯沢</p> <p>(2) 盛岡市役所都南総合支所乙部出張所の所管区域 大字として区画される地域の乙部, 大ヶ生, 黒川及び手代森</p> <p>(3) 盛岡市役所玉山総合事務所蕨川出張所の所管区域 _____ 大字として区画される地域の蕨川</p> <p>(4) 盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所の所管区域 _____ 大字として区画される地域の玉山, 日戸, 川又及び上田(字榎森及び字小野松に限る。)</p> <p>(5) 盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所の所管区域 _____ 大字として区画される地域の松内, 好摩, 玉山永井, 寺林, 巻堀及び玉山馬場</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成27年条例第●号)</p> <p>この条例は, 平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>岡一丁目, 北飯岡二丁目, 北飯岡三丁目及び北飯岡四丁目並びに大字として区画される地域の東見前, 西見前, 三本柳, 津志田, 永井, 下飯岡, 上飯岡, 飯岡新田, 羽場, 湯沢, 乙部, 大ヶ生, 黒川及び手代森</p> <p>2 各出張所の所管区域は, それぞれ次の各号に定める地域とする。</p> <p>(1) 盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所の所管区域 湯沢東一丁目, 湯沢東二丁目, 湯沢東三丁目, 湯沢西一丁目, 湯沢西二丁目, 湯沢西三丁目, 湯沢南一丁目, 湯沢南二丁目, 流通センター北一丁目, 北飯岡一丁目, 北飯岡二丁目, 北飯岡三丁目及び北飯岡四丁目並びに大字として区画される地域の下飯岡, 上飯岡, 飯岡新田, 羽場及び湯沢</p> <p>(2) 盛岡市役所都南総合支所乙部出張所の所管区域 大字として区画される地域の乙部, 大ヶ生, 黒川及び手代森</p> <p>(3) 盛岡市役所玉山総合事務所蕨川出張所の所管区域 玉山区のうち大字として区画される地域の蕨川</p> <p>(4) 盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所の所管区域 玉山区のうち大字として区画される地域の玉山, 日戸, 川又及び上田</p> <p>(5) 盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所の所管区域 玉山区のうち大字として区画される地域の松内, 好摩, _____ 永井, 寺林, 巻堀及び _____ 馬場</p> <p>附 則 略</p>

議案第 107 号

盛岡市と玉山村の合併に基づく地域自治区の設置等に関する協議により定められた事項を変更する
条例について

1 制定の趣旨

玉山区の区長は、地域自治区の設置等に関する協議において、地域自治区の設置から10年間
(平成28年1月9日まで) 置くこととしているが、玉山区における事務を効果的に処理するため、
地域自治区の設置期間である平成28年3月31日まで区長を置こうとするものである。

2 条例の内容

(1) 条例の制定

盛岡市と玉山村の合併に基づく地域自治区の設置等に関する協議により定められた事項のう
ち、地域自治区の事務所の長及び区長に関する事項を「地域自治区の設置期間においては、法
第5条の6第1項の規定に基づき、地域自治区の事務所の長に代えて区長を置く。」に変更す
る。

(2) 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）及び盛岡市市政に
おける公正な職務の執行の確保に関する条例（平成21年条例第29号）の一部改正
区長に係る部分を削る。

3 施行期日

(1) 2 - (1) 公布の日

(2) 2 - (2) 平成28年4月1日

地域自治体の設置等に関する協議審新旧対照表

変更後	変更前												
<p>地域自治体の設置等に関する協議審</p> <p>平成18年1月10日から岩手郡玉山村を廃し、その区域を盛岡市に編入することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5及び第5条の6の規定に基づき、地域自治体の設置その他必要な事項を次のとおり定めるものとする。</p> <p>記</p> <p>1 地域自治体の設置 法第5条の5第1項の規定に基づき、合併前の玉山村の区域であった区域に地域自治体を設置する。</p> <p>2 地域自治体の名称 地域自治体の名称は、玉山区とする。</p> <p>3 地域自治体の設置期間 地域自治体の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。</p> <p>4 地域自治体の事務所 地域自治体の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>名称</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手郡玉山村大字波民字泉田7番地1</td> <td>玉山区総合事務所</td> <td>合併前の玉山村の区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 地域自治体の区長 <u>(1) 地域自治体の設置期間においては、法第5条の6第1項の規定に基づき、地域自治体の事務所の長に代えて区長を置く。</u> <u>(2) 区長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>6 区長の権限 区長は、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の機関及び地域自治体の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図り、担任</p>	位置	名称	所管区域	岩手郡玉山村大字波民字泉田7番地1	玉山区総合事務所	合併前の玉山村の区域	<p>地域自治体の設置等に関する協議審</p> <p>平成18年1月10日から岩手郡玉山村を廃し、その区域を盛岡市に編入することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5及び第5条の6の規定に基づき、地域自治体の設置その他必要な事項を次のとおり定めるものとする。</p> <p>記</p> <p>1 地域自治体の設置 法第5条の5第1項の規定に基づき、合併前の玉山村の区域であった区域に地域自治体を設置する。</p> <p>2 地域自治体の名称 地域自治体の名称は、玉山区とする。</p> <p>3 地域自治体の設置期間 地域自治体の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。</p> <p>4 地域自治体の事務所 地域自治体の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>位置</th> <th>名称</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手郡玉山村大字波民字泉田7番地1</td> <td>玉山区総合事務所</td> <td>合併前の玉山村の区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 地域自治体の事務所の長及び区長 <u>(1) 地域自治体の事務所に事務所長を置く。</u> <u>(2) 地域自治体の設置から10年間は、前号の事務所長に代えて、法第5条の6第1項の規定による特別職の区長を置く。</u> <u>(3) 区長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>6 区長の権限 区長は、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の機関及び地域自治体の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図り、担任</p>	位置	名称	所管区域	岩手郡玉山村大字波民字泉田7番地1	玉山区総合事務所	合併前の玉山村の区域
位置	名称	所管区域											
岩手郡玉山村大字波民字泉田7番地1	玉山区総合事務所	合併前の玉山村の区域											
位置	名称	所管区域											
岩手郡玉山村大字波民字泉田7番地1	玉山区総合事務所	合併前の玉山村の区域											

変更後	変更前
<p>する事務を処理するものとする。</p> <p>7 地域協議会の委員 (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の5第2項に規定する地域協議会の構成員（以下「委員」という。）は、地域自治体の区域内に住所を有する者で次に掲げるもののうちから、市長が選任する。 ア 公共的団体が推薦する者 イ 知識経験を有する者 ウ その他市長が必要があると認めた者 (2) 委員は、15人以内とする。 (3) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (4) 委員は、再任を妨げない。</p> <p>8 地域協議会の会長及び副会長 (1) 地域協議会に会長及び副会長1人を置く。 (2) 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。 (3) 会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表し、地域協議会の会議の議長となる。 (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (5) 会長及び副会長の解任については、地域協議会で協議し、決定する。</p> <p>9 地域協議会の所掌事項 地方自治法第202条の7第2項に規定する市町村の施策に関する重要事項は、次のとおりとする。 ア 新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項 イ 市の基本構想及び各種地域計画の策定及び変更に関する事項 ウ 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項 エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認めた事項</p> <p>10 地域協議会の会議</p>	<p>する事務を処理するものとする。</p> <p>7 地域協議会の委員 (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の5第2項に規定する地域協議会の構成員（以下「委員」という。）は、地域自治体の区域内に住所を有する者で次に掲げるもののうちから、市長が選任する。 ア 公共的団体が推薦する者 イ 知識経験を有する者 ウ その他市長が必要があると認めた者 (2) 委員は、15人以内とする。 (3) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (4) 委員は、再任を妨げない。</p> <p>8 地域協議会の会長及び副会長 (1) 地域協議会に会長及び副会長1人を置く。 (2) 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。 (3) 会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表し、地域協議会の会議の議長となる。 (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (5) 会長及び副会長の解任については、地域協議会で協議し、決定する。</p> <p>9 地域協議会の所掌事項 地方自治法第202条の7第2項に規定する市町村の施策に関する重要事項は、次のとおりとする。 ア 新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項 イ 市の基本構想及び各種地域計画の策定及び変更に関する事項 ウ 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項 エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認めた事項</p> <p>10 地域協議会の会議</p>

変更後	変更前
<p>(1) 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。</p> <p>(2) 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>(3) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(4) 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。</p> <p>(5) 会議は、公開とする。ただし、議長が必要があると認めたときは、会議に諮った上で公開しないことができる。</p>	<p>(1) 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。</p> <p>(2) 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>(3) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(4) 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。</p> <p>(5) 会議は、公開とする。ただし、議長が必要があると認めたときは、会議に諮った上で公開しないことができる。</p>
<p>11 庶務 地域協議会の庶務は、地域自治区の事務所において処理する。</p>	<p>11 庶務 地域協議会の庶務は、地域自治区の事務所において処理する。</p>
<p>12 委任 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>平成17年3月16日 盛岡市長 谷藤裕明 玉山村長 工藤久徳</p>	<p>12 委任 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>平成17年3月16日 盛岡市長 谷藤裕明 玉山村長 工藤久徳</p>

【附則第2項】盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 略 平成27年12月●日条例第●号 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「常勤の特別職の職員」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する市長、副市長及び議員を有する者のうちから選任された常勤の監査委員 _____, 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定により任命された教育長、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により選任された固定資産評価員並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の規定により任命された地方公営企業の管理者をいう。 (給与の種類)</p> <p>第3条 常勤の特別職の職員の給与は、給料、通勤手当、期末手当、寒冷地手当及び退職手当とする。 2 医師である地方公営企業の管理者には、前項の給与のほか、給料の調整額及び地域手当を支給する。 (給料月額)</p> <p>第4条 常勤の特別職の職員の給料月額は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市長</td> <td style="text-align: right;">1,138,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	市長	1,138,000円	<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号 改正 略 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「常勤の特別職の職員」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する市長、副市長及び議員を有する者のうちから選任された常勤の監査委員、<u>市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)附則第2条第5項本文の規定によりなおその効力を有するとされる同法の規定により選任された区長</u>、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定により任命された教育長、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により選任された固定資産評価員並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の規定により任命された地方公営企業の管理者をいう。 (給与の種類)</p> <p>第3条 常勤の特別職の職員の給与は、給料、通勤手当、期末手当、寒冷地手当及び退職手当とする。 2 医師である地方公営企業の管理者には、前項の給与のほか、給料の調整額及び地域手当を支給する。 (給料月額)</p> <p>第4条 常勤の特別職の職員の給料月額は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市長</td> <td style="text-align: right;">1,138,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給料月額	市長	1,138,000円
区分	給料月額								
市長	1,138,000円								
区分	給料月額								
市長	1,138,000円								

改正後	改正前																																																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>副市長</td> <td style="text-align: right;">882,000円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td style="text-align: right;">569,000円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">721,000円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価員</td> <td style="text-align: right;">569,000円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>地方公営企業の管理者</td> <td style="text-align: right;">721,000円以内で市長が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「100分の135」とあるのは「100分の155」とする。 (退職手当)</p> <p>第6条 常勤の特別職の職員がその職を退職(その者について定められている当該任期が満了した場合(監査委員にあつては、後任者が選任されるまでの間その職務を行つたときは、その職務を行うことがなくなつたとき。)を含む。以下同じ。)した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し、退職手当を支給する。</p> <p>第7条 常勤の特別職の職員に支給する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市長</td> <td style="text-align: right;">100分の70</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副市長</td> <td style="text-align: right;">100分の40</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査委員</td> <td style="text-align: right;">100分の20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: right;">100分の25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">固定資産評価員</td> <td style="text-align: right;">100分の20</td> </tr> </tbody> </table>	副市長	882,000円以内で市長が定める額	監査委員	569,000円以内で市長が定める額	教育長	721,000円以内で市長が定める額	固定資産評価員	569,000円以内で市長が定める額	地方公営企業の管理者	721,000円以内で市長が定める額	区分	割合	市長	100分の70	副市長	100分の40	監査委員	100分の20	教育長	100分の25	固定資産評価員	100分の20	<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>副市長</td> <td style="text-align: right;">882,000円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td style="text-align: right;">569,000円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>区長</td> <td style="text-align: right;">663,300円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">721,000円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価員</td> <td style="text-align: right;">569,000円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>地方公営企業の管理者</td> <td style="text-align: right;">721,000円以内で市長が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の120」とあるのは「100分の140」と、「100分の135」とあるのは「100分の155」とする。 (退職手当)</p> <p>第6条 常勤の特別職の職員がその職を退職(その者について定められている当該任期が満了した場合(監査委員にあつては、後任者が選任されるまでの間その職務を行つたときは、その職務を行うことがなくなつたとき。)を含む。以下同じ。)した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し、退職手当を支給する。</p> <p>第7条 常勤の特別職の職員に支給する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次表に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市長</td> <td style="text-align: right;">100分の70</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副市長</td> <td style="text-align: right;">100分の40</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査委員</td> <td style="text-align: right;">100分の20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区長</td> <td style="text-align: right;">100分の20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: right;">100分の25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">固定資産評価員</td> <td style="text-align: right;">100分の20</td> </tr> </tbody> </table>	副市長	882,000円以内で市長が定める額	監査委員	569,000円以内で市長が定める額	区長	663,300円以内で市長が定める額	教育長	721,000円以内で市長が定める額	固定資産評価員	569,000円以内で市長が定める額	地方公営企業の管理者	721,000円以内で市長が定める額	区分	割合	市長	100分の70	副市長	100分の40	監査委員	100分の20	区長	100分の20	教育長	100分の25	固定資産評価員	100分の20
副市長	882,000円以内で市長が定める額																																																
監査委員	569,000円以内で市長が定める額																																																
教育長	721,000円以内で市長が定める額																																																
固定資産評価員	569,000円以内で市長が定める額																																																
地方公営企業の管理者	721,000円以内で市長が定める額																																																
区分	割合																																																
市長	100分の70																																																
副市長	100分の40																																																
監査委員	100分の20																																																
教育長	100分の25																																																
固定資産評価員	100分の20																																																
副市長	882,000円以内で市長が定める額																																																
監査委員	569,000円以内で市長が定める額																																																
区長	663,300円以内で市長が定める額																																																
教育長	721,000円以内で市長が定める額																																																
固定資産評価員	569,000円以内で市長が定める額																																																
地方公営企業の管理者	721,000円以内で市長が定める額																																																
区分	割合																																																
市長	100分の70																																																
副市長	100分の40																																																
監査委員	100分の20																																																
区長	100分の20																																																
教育長	100分の25																																																
固定資産評価員	100分の20																																																

改正後	改正前
地方公営企業の管理者 100分の25	地方公営企業の管理者 100分の25
<p>2 常勤の特別職の職員が死亡により退職した場合における退職手当の額は、前項の規定によつて計算して得た額に、退職の日におけるその者の給料月額に100分の400を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>第8条 前条第1項の在職月数は、暦に従つて計算するものとする。</p> <p>2 前項の規定による在職月数の計算の基礎となる在職期間には、退職の日の属する任期前の常勤の特別職の職員としての在職期間を含まないものとする。</p> <p>(給料の調整額等)</p> <p>第9条 第3条第2項の給料の調整額及び地域手当の月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給料の調整額 給料月額以内で市長が定める額</p> <p>(2) 地域手当 給料月額及び前号の給料の調整額の合計額に100分の15を乗じて得た額</p> <p>(その他の給与等)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、給与の額及び支給方法については、盛岡市職員給与支給条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成27年条例第●号抄)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>2 常勤の特別職の職員が死亡により退職した場合における退職手当の額は、前項の規定によつて計算して得た額に、退職の日におけるその者の給料月額に100分の400を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>第8条 前条第1項の在職月数は、暦に従つて計算するものとする。</p> <p>2 前項の規定による在職月数の計算の基礎となる在職期間には、退職の日の属する任期前の常勤の特別職の職員としての在職期間を含まないものとする。</p> <p>(給料の調整額等)</p> <p>第9条 第3条第2項の給料の調整額及び地域手当の月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給料の調整額 給料月額以内で市長が定める額</p> <p>(2) 地域手当 給料月額及び前号の給料の調整額の合計額に100分の15を乗じて得た額</p> <p>(その他の給与等)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、給与の額及び支給方法については、盛岡市職員給与支給条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>附 則 略</p>

【附則第3項】盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例 平成21年9月30日条例第29号 改正 略 平成27年12月●日条例第●号	○盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例 平成21年9月30日条例第29号 改正 略
盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例 目次及び第1条 略 (定義)	盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例 目次及び第1条 略 (定義)
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第3項第1号に規定する職のうち副市長、常勤の監査委員、教育長及び固定資産評価員、同項第1号の2に規定する職のうち地方公営企業の管理者並びに同項第3号に規定する職のうち規則で定める職の職員をいう。</p> <p>(2) 法令 法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)並びに条例、規則、訓令及び規程(告示を含む。)をいう。</p> <p>(3) 契約事務等 市が市以外のものと契約して行わせる事務若しくは事業又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる公の施設の管理に係る事務をいう。</p> <p>(4) 事務事業者 契約事務等を行うもの又は行っていたものをいう。</p> <p>(5) 通報対象事実 次に掲げる事実をいう。</p> <p>ア 職員の職務の執行に係る事実であつて、法令に違反するもの又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるおそれがあるもの</p> <p>イ 事務事業者の役職員(事務事業者の役員、従業員その他の関係者をいう。以下同じ。)の契約事務等に係る職務の執行に係る事実であつ</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第3項第1号に規定する職のうち副市長、常勤の監査委員、<u>区長</u>、教育長及び固定資産評価員、同項第1号の2に規定する職のうち地方公営企業の管理者並びに同項第3号に規定する職のうち規則で定める職の職員をいう。</p> <p>(2) 法令 法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)並びに条例、規則、訓令及び規程(告示を含む。)をいう。</p> <p>(3) 契約事務等 市が市以外のものと契約して行わせる事務若しくは事業又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる公の施設の管理に係る事務をいう。</p> <p>(4) 事務事業者 契約事務等を行うもの又は行っていたものをいう。</p> <p>(5) 通報対象事実 次に掲げる事実をいう。</p> <p>ア 職員の職務の執行に係る事実であつて、法令に違反するもの又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるおそれがあるもの</p> <p>イ 事務事業者の役職員(事務事業者の役員、従業員その他の関係者をいう。以下同じ。)の契約事務等に係る職務の執行に係る事実であつ</p>

改正後	改正前
<p>て、法令に違反するもの又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるおそれがあるもの</p> <p>(6) 公益通報 職員等(職員及び事務事業者の役職員をいう。以下同じ。)が、通報対象事実が生じている、又は生じるおそれがある旨を盛岡市公正職務委員会(以下この章から第3章までにおいて「委員会」という。)又は盛岡市公正職務審査会(以下この章から第3章までにおいて「審査会」という。)に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除く。</p> <p>(7) 特定要求行為 職員以外の者が職員又は市長に対して行う職務に関する要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類する行為をいう。ただし、次に掲げる場合(暴力的行為、威圧的言動その他社会的妥当性を欠く行為を伴う場合を除く。)に行われたものを除く。</p> <p>ア 公聴会、議会、説明会その他の公開の場で行われた場合</p> <p>イ 陳情書、要望書、依頼書等の住所、氏名及び内容を記載した書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)により行われた場合</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、通常の適正な職務の遂行に係るもので、地位又はその権限に基づく影響力を有する者以外の者により行われた場合</p> <p>(8) 不当要求行為 特定要求行為のうち次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 自らの地位を利用し、又はその権限に基づく影響力を行使して、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人のために有利な又は不利な取扱いを求める行為</p> <p>イ 暴力的行為、威圧的言動その他社会的妥当性を欠く行為により自らの要求の実現を図る行為</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、公正な職務の執行に支障を生じさせる行為</p>	<p>て、法令に違反するもの又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるおそれがあるもの</p> <p>(6) 公益通報 職員等(職員及び事務事業者の役職員をいう。以下同じ。)が、通報対象事実が生じている、又は生じるおそれがある旨を盛岡市公正職務委員会(以下この章から第3章までにおいて「委員会」という。)又は盛岡市公正職務審査会(以下この章から第3章までにおいて「審査会」という。)に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除く。</p> <p>(7) 特定要求行為 職員以外の者が職員又は市長に対して行う職務に関する要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類する行為をいう。ただし、次に掲げる場合(暴力的行為、威圧的言動その他社会的妥当性を欠く行為を伴う場合を除く。)に行われたものを除く。</p> <p>ア 公聴会、議会、説明会その他の公開の場で行われた場合</p> <p>イ 陳情書、要望書、依頼書等の住所、氏名及び内容を記載した書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)により行われた場合</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、通常の適正な職務の遂行に係るもので、地位又はその権限に基づく影響力を有する者以外の者により行われた場合</p> <p>(8) 不当要求行為 特定要求行為のうち次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 自らの地位を利用し、又はその権限に基づく影響力を行使して、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人のために有利な又は不利な取扱いを求める行為</p> <p>イ 暴力的行為、威圧的言動その他社会的妥当性を欠く行為により自らの要求の実現を図る行為</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、公正な職務の執行に支障を生じさせる行為</p>

改正後	改正前
<p>第3条から第29条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成27年条例第●号抄)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>第3条から第29条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

議案第 108 号

盛岡市玉山地域振興会議条例について

1 制定の趣旨

地域自治区（玉山区）設置期間終了後において、盛岡市・玉山村新市建設計画の実施等に関する重要事項を調査審議させ、及び玉山地域の振興に関し意見を述べさせるため、盛岡市玉山地域振興会議を設置しようとするものである。

2 条例の内容

(1) 所掌事務

ア 地域振興会議は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項であつて玉山地域に係るものについて、調査審議する。

(7) 盛岡市・玉山村新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項

(イ) 基本構想及び地域計画の策定及び変更に関する事項

(ウ) 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項

(エ) (7) から (ウ) までに掲げるものほか、市長等が必要があると認めた事項

イ 地域振興会議は、玉山地域の振興に関し必要があると認めた事項について、市長等に意見を述べることができる。

(2) 組織

委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

ア 公共的団体が推薦する者

イ 知識経験を有する者

ウ その他市長が特に必要があると認めた者

(3) 任期

委員の任期は、2年とする。

(4) 招集

地域振興会議は、市長が招集する。

(5) 庶務

地域振興会議の庶務は、玉山総合事務所において処理する。

(6) 条例の効力

平成37年3月31日をもって失効する。

3 施行期日

平成28年4月1日

議案第109号

盛岡市個人番号の利用等に関する条例について

1 制定の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 番号法第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用

ア 個人番号を独自に利用する事務

番号法において個人番号を利用することができる事務以外に個人番号を利用することができる事務を次のとおりとする。

(7) 社会保障、税又は災害の行政分野の事務で要綱等により市が独自に実施しているもの（第3条第1項第1号及び別表第1関係）

(4) 同一機関内の他の事務において保有する特定個人情報を利用して処理する事務（第3条第1項第2号及び第3号並びに別表第2関係）

イ 情報提供ネットワークシステムにより提供される特定個人情報がある場合の利用の選択（第3条第2項関係）

ア(4)の事務において、情報提供ネットワークシステムにより他の個人番号利用事務実施者から特定個人情報の提供を受けることができる場合は、情報提供ネットワークシステムにより提供される特定個人情報を優先して利用するものとする。

ウ 提出書面の省略（第3条第3項関係）

ア(4)の事務において、当該事務で利用する特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が他の条例等の規定により義務付けられているときは、当該特定個人情報の利用を当該書面の提出とみなすものとする。

(2) 番号法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供

ア 市の他の機関への特定個人情報の提供（第4条第1項及び別表第3関係）

市の他の機関から提供を受けることができる特定個人情報及び当該特定個人情報を利用することができる事務を定める。

イ 提出書面の省略（第4条第2項関係）

アの規定により市の他の機関から特定個人情報の提供があった場合において、当該特定個人情報と同一の情報を含む書面の提出が他の条例等の規定により義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすものとする。

3 施行期日

平成28年1月1日

議案第 110 号

盛岡市旅費条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地域自治区の設置期間の終了に伴い、区長の旅費を廃止するとともに、鉄道賃及び船賃の額の算定に係る特例を適用させない特別職の職員に教育長を加えようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 特別職の職員に関する旅費の規定から区長に係る部分を削る。
- (2) 鉄道賃及び船賃の額に特別車両料金及び特別船室料金を含まないこととする特例を適用させない特別職の職員に教育長を加える。
- (3) 経過措置として、改正後の盛岡市旅費条例（昭和26年条例第19号）附則第3項の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた同項に規定する旧教育長には、適用しないものとする。

3 施行期日

- (1) 2 - (1) 平成28年4月1日
- (2) 2 - (2) 及び(3) 公布の日

改正後	改正前
○盛岡市旅費条例 昭和26年3月30日条例第19号 改正 略 平成27年12月●日条例第●号	○盛岡市旅費条例 昭和26年3月30日条例第19号 改正 略
第1条から第30条まで 略 附 則	第1条から第30条まで 略 附 則
1 この条例は、昭和26年4月1日から施行する。	1 この条例は、昭和26年4月1日から施行する。
2 昭和23年12月27日公布、盛岡市条例第76号、盛岡市旅費支給条例、及び昭和23年10月21日公布、盛岡市条例第65号、盛岡市警察職員旅費支給条例は、廃止する。	2 昭和23年12月27日公布、盛岡市条例第76号、盛岡市旅費支給条例、及び昭和23年10月21日公布、盛岡市条例第65号、盛岡市警察職員旅費支給条例は、廃止する。
3 公務上の必要その他特別の事情により旅行する場合を除くほか、市長、副市長、常勤の監査委員____、教育長、固定資産評価員及び地方公営企業の管理者以外の者に係る鉄道賃及び船賃の額の算定については、第15条及び第16条の規定にかかわらず、当分の間、特別車両料金及び特別船室料金を含まないものとする。	3 公務上の必要その他特別の事情により旅行する場合を除くほか、市長、副市長、常勤の監査委員、 <u>区長</u> 、固定資産評価員____及び地方公営企業の管理者以外の者に係る鉄道賃及び船賃の額の算定については、第15条及び第16条の規定にかかわらず、当分の間、特別車両料金及び特別船室料金を含まないものとする。
4 玉山村の編入の日前に出発した同村の職員の旅行に係る旅費については、この条例の規定にかかわらず、旧玉山村職員旅費支給条例（平成10年玉山村条例第24号）の例による。 附 則 略 附 則（平成27年条例第●号）	4 玉山村の編入の日前に出発した同村の職員の旅行に係る旅費については、この条例の規定にかかわらず、旧玉山村職員旅費支給条例（平成10年玉山村条例第24号）の例による。 附 則 略
1 この条例中附則第3項の改正規定（「 <u>区長</u> 」を削る部分を除く。）及び次項の規定は公布の日から、附則第3項の改正規定（「 <u>区長</u> 」を削る部分に限る。）及び別表の改正規定は平成28年4月1日から施行する。	
2 改正後の盛岡市旅費条例附則第3項の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた同項に規	

改正後	改正前																																																																																																				
定する旧教育長には、適用しない。 別表（第2条、第19条～第21条の3、第23条関係）	別表（第2条、第19条～第21条の3、第23条関係）																																																																																																				
(1) 日当、宿泊料及び食卓料	(1) 日当、宿泊料及び食卓料																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>日当（1日につき）</th> <th>宿泊料（1夜につき）</th> <th>食卓料（1夜につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長、副市長、常勤の監査委員____、教育長、固定資産評価員及び地方公営企業の管理者</td> <td>3,000円</td> <td>14,800円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>2 1の項に掲げる職員以外の職員</td> <td>2,400円</td> <td>12,000円</td> <td>2,400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）	1 市長、副市長、常勤の監査委員____、教育長、固定資産評価員及び地方公営企業の管理者	3,000円	14,800円	3,000円	2 1の項に掲げる職員以外の職員	2,400円	12,000円	2,400円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>日当（1日につき）</th> <th>宿泊料（1夜につき）</th> <th>食卓料（1夜につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長、副市長、常勤の監査委員、<u>区長</u>、教育長、固定資産評価員及び地方公営企業の管理者</td> <td>3,000円</td> <td>14,800円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>2 1の項に掲げる職員以外の職員</td> <td>2,400円</td> <td>12,000円</td> <td>2,400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）	1 市長、副市長、常勤の監査委員、 <u>区長</u> 、教育長、固定資産評価員及び地方公営企業の管理者	3,000円	14,800円	3,000円	2 1の項に掲げる職員以外の職員	2,400円	12,000円	2,400円																																																																												
区分	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）																																																																																																		
1 市長、副市長、常勤の監査委員____、教育長、固定資産評価員及び地方公営企業の管理者	3,000円	14,800円	3,000円																																																																																																		
2 1の項に掲げる職員以外の職員	2,400円	12,000円	2,400円																																																																																																		
区分	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）																																																																																																		
1 市長、副市長、常勤の監査委員、 <u>区長</u> 、教育長、固定資産評価員及び地方公営企業の管理者	3,000円	14,800円	3,000円																																																																																																		
2 1の項に掲げる職員以外の職員	2,400円	12,000円	2,400円																																																																																																		
(2) 移転料	(2) 移転料																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">鉄道50キロメートル未満</th> <th colspan="2">鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満</th> <th colspan="2">鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満</th> <th colspan="2">鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満</th> <th colspan="2">鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満</th> <th colspan="2">鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満</th> <th colspan="2">鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満</th> <th colspan="2">鉄道2,000キロメートル以上</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>1</th><th>2</th><th>1</th><th>2</th><th>1</th><th>2</th><th>1</th><th>2</th><th>1</th><th>2</th><th>1</th><th>2</th><th>1</th><th>2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長、副市長、常勤の監査委員____、教育長、固定</td> <td>126.00</td><td>144.00</td><td>178.00</td><td>220.00</td><td>292.00</td><td>306.00</td><td>328.00</td><td>381.00</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	鉄道50キロメートル未満		鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満		鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満		鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満		鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満		鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満		鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満		鉄道2,000キロメートル以上		1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1 市長、副市長、常勤の監査委員____、教育長、固定	126.00	144.00	178.00	220.00	292.00	306.00	328.00	381.00	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">鉄道50キロメートル未満</th> <th colspan="2">鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満</th> <th colspan="2">鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満</th> <th colspan="2">鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満</th> <th colspan="2">鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満</th> <th colspan="2">鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満</th> <th colspan="2">鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満</th> <th colspan="2">鉄道2,000キロメートル以上</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>1</th><th>2</th><th>1</th><th>2</th><th>1</th><th>2</th><th>1</th><th>2</th><th>1</th><th>2</th><th>1</th><th>2</th><th>1</th><th>2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長、副市長、常勤の監査委員、<u>区</u>、<u>区</u>、<u>区</u>、教育長、固定</td> <td>126.00</td><td>144.00</td><td>178.00</td><td>220.00</td><td>292.00</td><td>306.00</td><td>328.00</td><td>381.00</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	鉄道50キロメートル未満		鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満		鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満		鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満		鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満		鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満		鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満		鉄道2,000キロメートル以上		1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1 市長、副市長、常勤の監査委員、 <u>区</u> 、 <u>区</u> 、 <u>区</u> 、教育長、固定	126.00	144.00	178.00	220.00	292.00	306.00	328.00	381.00	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
区分		鉄道50キロメートル未満		鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満		鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満		鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満		鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満		鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満		鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満		鉄道2,000キロメートル以上																																																																																					
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2																																																																																					
1 市長、副市長、常勤の監査委員____、教育長、固定	126.00	144.00	178.00	220.00	292.00	306.00	328.00	381.00	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円																																																																																					
区分	鉄道50キロメートル未満		鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満		鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満		鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満		鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満		鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満		鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満		鉄道2,000キロメートル以上																																																																																						
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2																																																																																					
1 市長、副市長、常勤の監査委員、 <u>区</u> 、 <u>区</u> 、 <u>区</u> 、教育長、固定	126.00	144.00	178.00	220.00	292.00	306.00	328.00	381.00	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円																																																																																					

改正後									改正前									
資産評価及び地方公営企業の管理者									資産評価及び地方公営企業の管理者									
21の項に掲げる職員以外の職員	107.00	123.00	152.00	187.00	248.00	261.00	279.00	324.00	21の項に掲げる職員以外の職員	107.00	123.00	152.00	187.00	248.00	261.00	279.00	324.00	
	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもつて鉄道1キロメートルとみなす。									備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもつて鉄道1キロメートルとみなす。									

議案第 111 号

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）の施行に伴い、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等に係る年金たる補償等と他の法令による年金たる給付との調整に関する規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 年金たる補償（傷病補償年金，障害補償年金及び遺族補償年金をいう。以下同じ。）又は休業補償を受ける者が同一の事由により他の法令による年金たる給付を受ける場合の調整規定において，他の法令による年金たる給付に平成24年一元化法附則第41条第1項及び第65条第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金を加える。
- (2) 年金たる補償又は休業補償を受ける者が同一の事由により障害基礎年金又は遺族基礎年金の給付を受ける場合の調整規定において，国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金及び遺族共済年金を，平成24年一元化法附則第37条第1項及び第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金に改める。
- (3) 改正後の調整規定は，平成27年10月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し，適用日前に支給すべき事由の生じた適用日の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については，なお従前の例によるものとする。
- (4) 改正前の国家公務員共済組合法又は改正前の地方公務員等共済組合法による職域加算額の受給権者が同一の支給事由により次に掲げる給付を受けるときは，改正前の国家公務員共済組合法又は改正前の地方公務員等共済組合法による職域加算額において他の給付との調整が行われ，さらに年金たる補償が(3)の適用により減額となり二重に調整されることとなるため，当分の間，年金たる補償の調整に関する規定は，適用しないものとする。
 - ア 改正後の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は遺族厚生年金
 - イ 平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により支給される障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により支給される障害共済年金若しくは遺族共済年金

3 施行期日

公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
○盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 昭和42年12月26日条例第25号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号		○盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 昭和42年12月26日条例第25号 改正 略	
目次及び第1条から第24条まで 略		目次及び第1条から第24条まで 略	
附 則		附 則	
第1条から第3条の2まで 略 (他の法令による給付との調整)		第1条から第3条の2まで 略 (他の法令による給付との調整)	
第4条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。		第4条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。	
傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)	傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法の障害年金」という。)
	0.73		0.75

改正後		改正前	
及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。)			
障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。)	0.75
障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の障害年金」という。)	0.89
国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金(以下「障害厚生年金」という。)	0.73
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75	及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。)	
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89	障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
		障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法	0.88

改正後			改正前		
				(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下「障害共済年金」という。)又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.74
	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83		旧厚生年金保険法の障害年金	0.74
	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88		旧国民年金法の障害年金	0.89
	旧船員保険法による障害年金	0.74		障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74		障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	旧国民年金法による障害年金	0.89	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88	
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。)	0.80	遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	遺族厚生年金等(当該補償の事由となつた死	0.84		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定す	0.80

改正後			改正前		
	亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)			る年金たる保険給付に該当する遺族年金	
	遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.88		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80		厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金(以下「遺族厚生年金」という。)及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。)	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80		遺族厚生年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90		遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給さ

改正後	
れる当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額とする。	
障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附 則 略

附 則（平成27年条例第 号）

- この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。
- 改正後の盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第4条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償（傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金をいう。以下同じ。）及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号、

改正前	
れる当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額とする。	
旧船員保険法の障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の障害年金	0.75
旧国民年金法の障害年金	0.89
障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

附 則 略

改正後
以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係る

改正前

改正後	改正前
<p>ものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第4条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第4条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。</p>	

議案第 112 号

盛岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

平成27年6月議会において平成28年1月1日施行として改正した納付書及び納入書の記載事項について、法人番号に係る取扱いを改めようとするものである。

2 改正の内容

納付書及び納入書の記載事項から法人番号を削る。

3 施行期日

公布の日

H27. 12月条例による改正後	H27. 6月条例改正後	H27. 6月条例改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 盛岡市市税条例 目次及び第1条 略 (用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 徴税吏員 市長又はその委任を受けた職員をいう。</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3) 納税通知書 納税者が納付すべき市税について、その賦課の根拠となつた法律及びこの条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で市が作成するものをいう。</p> <p>(4) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 盛岡市市税条例 目次及び第1条 略 (用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 徴税吏員 市長又はその委任を受けた職員をいう。</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3) 納税通知書 納税者が納付すべき市税について、その賦課の根拠となつた法律及びこの条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で市が作成するものをいう。</p> <p>(4) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 盛岡市市税条例 目次及び第1条 略 (用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 徴税吏員 市長又はその委任を受けた職員をいう。</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3) 納税通知書 納税者が納付すべき市税について、その賦課の根拠となつた法律及びこの条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で市が作成するものをいう。</p> <p>(4) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、市が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称</p>

H27. 12月条例による改正後	H27. 6月条例改正後	H27. 6月条例改正前
<p>並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(5) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>第3条から第7条まで 略 (市税に係る申告又は報告義務の承継)</p> <p>第7条の2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第9条及び第9条の3の規定によつて市税に係る申告又は報告の義務を承継したものは、当該申告又は報告する場合次に掲げる事項をあわせて申告又は報告しなければならない。</p> <p>(1) 相続人(包括受遺者を含む。)、民法(明治29年法律第89号)第951条の法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人(以下本条において「相続人等」という。)の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2</p>	<p>第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(法人番号を有しないものにあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称)並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(5) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号)並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>第3条から第7条まで 略 (市税に係る申告又は報告義務の承継)</p> <p>第7条の2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第9条及び第9条の3の規定によつて市税に係る申告又は報告の義務を承継したものは、当該申告又は報告する場合次に掲げる事項をあわせて申告又は報告しなければならない。</p> <p>(1) 相続人(包括受遺者を含む。)、民法(明治29年法律第89号)第951条の法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人(以下本条において「相続人等」という。)の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2</p>	<p>並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(5) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、市が作成するものに、特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称</p> <p>並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>第3条から第7条まで 略 (市税に係る申告又は報告義務の承継)</p> <p>第7条の2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第9条及び第9条の3の規定によつて市税に係る申告又は報告の義務を承継したものは、当該申告又は報告する場合次に掲げる事項をあわせて申告又は報告しなければならない。</p> <p>(1) 相続人(包括受遺者を含む。)、民法(明治29年法律第89号)第951条の法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人(以下本条において「相続人等」という。)の住所及び氏名又は名称</p>

H27. 12月条例による改正後	H27. 6月条例改正後	H27. 6月条例改正前
<p>の号、第45条の7第2項第1号、第81条第2項第2号、第81条の2第2項第1号、第118条の12第2項第1号及び第129条第1号において同じ。)又は法人番号(何法第2条第1項に規定する法人番号をいふ。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない相続人等にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 限定相続をした相続人は相続によつて得た財産</p> <p>(3) 相続人が2人以上ある場合は、各相続人について民法第900条から第902条までの規定によるその相続分</p> <p>(4) 相続人等が市税に係る申告又は報告の義務を承継した年月日</p> <p>第7条の3から附則まで 略</p>	<p>の号、第45条の7第2項第1号、第81条第2項第2号、第81条の2第2項第1号、第118条の12第2項第1号及び第129条第1号において同じ。)又は法人番号(何法第2条第1項に規定する法人番号をいふ。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない相続人等にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 限定相続をした相続人は相続によつて得た財産</p> <p>(3) 相続人が2人以上ある場合は、各相続人について民法第900条から第902条までの規定によるその相続分</p> <p>(4) 相続人等が市税に係る申告又は報告の義務を承継した年月日</p> <p>第7条の3から附則まで 略</p>	<p>の号、第45条の7第2項第1号、第81条第2項第2号、第81条の2第2項第1号、第118条の12第2項第1号及び第129条第1号において同じ。)又は法人番号(何法第2条第1項に規定する法人番号をいふ。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない相続人等にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 限定相続をした相続人は相続によつて得た財産</p> <p>(3) 相続人が2人以上ある場合は、各相続人について民法第900条から第902条までの規定によるその相続分</p> <p>(4) 相続人等が市税に係る申告又は報告の義務を承継した年月日</p> <p>第7条の3から附則まで 略</p>

議案第 113 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の改正に伴い、平成28年1月1日以後は住民基本台帳カードの交付を行わないことから、住民基本台帳カード交付手数料を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

別表から住民基本台帳カード交付手数料を削る。

3 施行期日

平成28年1月1日

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号 盛岡市手数料条例 第1条から第9条まで [略] 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号) この条例は、平成28年1月1日から施行する。 別表 (第2条, 第4条関係)</p>			<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略 盛岡市手数料条例 第1条から第9条まで [略] 附 則 略 別表 (第2条, 第4条関係)</p>		
手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額
1から53まで 略	略	略	1から53まで 略	略	略
54 住民基本台帳法第20条第1項, 第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写し交付手数料	1通につき300円	54 住民基本台帳法第20条第1項, 第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写し交付手数料	1通につき300円
54の2 住民基本台帳法第30条の4第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付	住民基本台帳カード交付手数料	1枚につき500円	54の2 住民基本台帳法第30条の4第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付	住民基本台帳カード交付手数料	1枚につき500円
55 都市計画法 (昭	開発行為許可申請手	略	55 都市計画法 (昭	開発行為許可申請手	略

改正後			改正前		
和43年法律第100号) 第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	敷料		和43年法律第100号) 第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	敷料	
56から75まで 略	略	略	56から75まで 略	略	略

議案第 114 号

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

印鑑の登録の申請者が本人であること等を確認するため提示させる文書に個人番号カードを加えようとするものである。

2 改正の内容

印鑑の登録の申請の手続において、申請者が本人であること及び申請が本人の意思に基づくものであることを確認するために申請者等に提示を求める文書として個人番号カードを加える。

3 施行期日

平成28年1月1日

改正後	改正前
<p>○盛岡市印鑑条例 昭和45年9月9日条例第35号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号</p> <p>盛岡市印鑑条例 第1条から第3条まで [略] (登録申請の確認)</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。</p> <p>2 前項の確認は、申請者に市長が適当と認める書類を提示させるとともに、印鑑の登録の申請の事実について書面により郵送で照会し、当該書面送付後1月以内にその回答書及び市長が適当と認める書類を申請者又はその代理人に持参させることによつてしなければならない。</p> <p>3 前条第1項ただし書の規定に基づき代理人が申請したとき又は前項の回答書及び市長が適当と認める書類を持参した者が申請者の代理人であるときは、市長は、当該代理人の身元を証する書面の提示を求めることができる。</p> <p>4 市長は、第2項の規定にかかわらず、申請者が自ら印鑑の登録の申請をしたときは、次の各号のいずれかに該当する文書の提示又は提出を受けることにより第1項の確認をすることができる。 (1) 旅券、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書その他官公署の発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード又は官公署(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年</u></p>	<p>○盛岡市印鑑条例 昭和45年9月9日条例第35号 改正 略</p> <p>盛岡市印鑑条例 第1条から第3条まで [略] (登録申請の確認)</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。</p> <p>2 前項の確認は、申請者に市長が適当と認める書類を提示させるとともに、印鑑の登録の申請の事実について書面により郵送で照会し、当該書面送付後1月以内にその回答書及び市長が適当と認める書類を申請者又はその代理人に持参させることによつてしなければならない。</p> <p>3 前条第1項ただし書の規定に基づき代理人が申請したとき又は前項の回答書及び市長が適当と認める書類を持参した者が申請者の代理人であるときは、市長は、当該代理人の身元を証する書面の提示を求めることができる。</p> <p>4 市長は、第2項の規定にかかわらず、申請者が自ら印鑑の登録の申請をしたときは、次の各号のいずれかに該当する文書の提示又は提出を受けることにより第1項の確認をすることができる。 (1) 旅券、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書その他官公署の発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等</p> <p style="text-align: right;">又は官公署(独立行政法人 (独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成</p>

改正後	改正前
<p>律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)その他市長の定める法人を含む。)がその職員に対して発行した身分証明書で、本人の写真を貼り付けたもの</p> <p>(2) 市において既に印鑑の登録を受けている者(未成年者及び被保佐人を除く。)により申請者が本人に相違ないことを保証された書面及び市長が適当と認める書類</p> <p>5 前3項の場合において、市長は、口頭により第1項の確認及び申請者の代理人の確認に必要な質問を行うことができる。</p> <p>第5条から第13条まで [略] (印鑑登録証明の制限)</p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑の登録の証明をすることができない。 (1) き損又は汚損により印鑑登録証の登録番号が確認できないとき。 (2) <u>第18条の規定により印鑑の提示を求めた場合にこれに応じないとき。</u> (3) 前2号に規定する場合のほか、市長が不適当と認めたとき。</p> <p>第15条から第23条まで [略] 附 則 略 <u>附 則(平成27年条例第 号)</u> <u>この条例は、平成28年1月1日から施行する。</u></p>	<p>15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)その他市長の定める法人を含む。)がその職員に対して発行した身分証明書で、本人の写真をはり付けたもの</p> <p>(2) 市において既に印鑑の登録を受けている者(未成年者及び被保佐人を除く。)により申請者が本人に相違ないことを保証された書面及び市長が適当と認める書類</p> <p>5 前3項の場合において、市長は、口頭により第1項の確認及び申請者の代理人の確認に必要な質問を行うことができる。</p> <p>第5条から第13条まで [略] (印鑑登録証明の制限)</p> <p>第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑の登録の証明をすることができない。 (1) き損又は汚損により印鑑登録証の登録番号が確認できないとき。 (2) <u>第17条の規定により印鑑の提示を求めた場合にこれに応じないとき。</u> (3) 前2号に規定する場合のほか、市長が不適当と認めたとき。</p> <p>第15条から第23条まで [略] 附 則 略</p>

議案第 115 号

地域自治区の設置期間の終了に伴う関係条例の整理に関する条例について

1 制定の趣旨

地域自治区の設置期間の終了に伴い、地域自治区の名称を削るほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市農業委員会に関する条例（別表第 1 及び別表第 6 から別表第 8 まで）
- (2) 盛岡市財政調整基金条例（別表第 1）
- (3) 盛岡市飲料水供給施設条例（第 3 条）
- (4) 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（別表）
- (5) 盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（第 5 条）
- (6) 盛岡市生活改善センター条例（第 2 条）
- (7) 盛岡市児童館条例（第 2 条）
- (8) 盛岡市屋外スポーツ施設条例（第 2 条）
- (9) 盛岡市公民館条例（第 2 条）
- (10) 盛岡市地区振興センター条例（第 2 条）
- (11) 盛岡市コミュニティ防災センター条例（第 2 条）
- (12) 盛岡市勤労福祉会館条例（第 2 条）
- (13) 盛岡市文化会館条例（第 2 条）
- (14) 盛岡市森林公園条例（第 2 条）
- (15) 盛岡市学校給食センター条例（第 2 条）
- (16) 盛岡市歴史民俗資料館条例（第 2 条）
- (17) 盛岡市体育館条例（第 2 条）
- (18) 盛岡市農村公園条例（第 2 条）
- (19) 盛岡市牧野条例（第 2 条）
- (20) 盛岡市図書館条例（第 2 条）
- (21) 盛岡市市営住宅条例（別表）
- (22) 盛岡市野球場条例（第 2 条）
- (23) 盛岡市ふれあい広場条例（第 2 条）
- (24) 盛岡市総合交流ターミナル条例（第 2 条）

- (25) 盛岡市農民研修センター条例（第2条）
- (26) 盛岡市健康増進センター条例（第2条）
- (27) 盛岡市就業改善センター条例（第2条）
- (28) 盛岡市活性化センター条例（第2条）
- (29) 盛岡市岩洞湖家族旅行村休憩施設条例（第2条）
- (30) 盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコート条例（第2条）
- (31) 盛岡市コミュニティセンター条例（第2条）
- (32) 盛岡市介護予防センター条例（第2条）
- (33) 盛岡市運動公園条例（第2条）
- (34) 盛岡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（第3条）
- (35) 盛岡市石川啄木記念館条例（第2条）(I) 所掌事務

3 改正の内容

- (1) 施設の位置等を整理する。（上記2(2) , (3) 及び(6) から(35) まで）
- (2) 農業委員会の選挙に係る第1選挙区, 第6選挙区, 第7選挙区及び第8選挙区の区域を整理する。（上記2(I)）
- (3) 水道事業の給水区域を整理する。（上記2(4)）
- (4) 盛岡広域都市計画下水道事業に係る負担金の額の算定に係る土地の区域を整理する。（上記2(5)）

4 施行期日

平成28年4月1日

【第1条】盛岡市農業委員会に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前																																																
<p>○盛岡市農業委員会に関する条例 昭和32年7月5日条例第31号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号 盛岡市農業委員会に関する条例</p> <p>第1条 略 (選挙区の設定及び選挙区ごとの委員定数)</p> <p>第2条 法第10条の2の規定による委員会による委員の選挙すべき選挙区及び各選挙区ごとに選挙すべき委員会の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所属区域</th> <th>選挙すべき委員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1選挙区</td> <td>別表第1の区域</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>第2選挙区</td> <td>別表第2の区域</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>第3選挙区</td> <td>別表第3の区域</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>第4選挙区</td> <td>別表第4の区域</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>第5選挙区</td> <td>別表第5の区域</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>第6選挙区</td> <td>別表第6の区域</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>第7選挙区</td> <td>別表第7の区域</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	所属区域	選挙すべき委員の定数	第1選挙区	別表第1の区域	5人	第2選挙区	別表第2の区域	5人	第3選挙区	別表第3の区域	4人	第4選挙区	別表第4の区域	6人	第5選挙区	別表第5の区域	2人	第6選挙区	別表第6の区域	3人	第7選挙区	別表第7の区域	3人	<p>○盛岡市農業委員会に関する条例 昭和32年7月5日条例第31号 改正 略 盛岡市農業委員会に関する条例</p> <p>第1条 略 (選挙区の設定及び選挙区ごとの委員定数)</p> <p>第2条 法第10条の2の規定による委員会による委員の選挙すべき選挙区及び各選挙区ごとに選挙すべき委員会の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所属区域</th> <th>選挙すべき委員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1選挙区</td> <td>別表第1の区域</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>第2選挙区</td> <td>別表第2の区域</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>第3選挙区</td> <td>別表第3の区域</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>第4選挙区</td> <td>別表第4の区域</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>第5選挙区</td> <td>別表第5の区域</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>第6選挙区</td> <td>別表第6の区域</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>第7選挙区</td> <td>別表第7の区域</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	所属区域	選挙すべき委員の定数	第1選挙区	別表第1の区域	5人	第2選挙区	別表第2の区域	5人	第3選挙区	別表第3の区域	4人	第4選挙区	別表第4の区域	6人	第5選挙区	別表第5の区域	2人	第6選挙区	別表第6の区域	3人	第7選挙区	別表第7の区域	3人
区分	所属区域	選挙すべき委員の定数																																															
第1選挙区	別表第1の区域	5人																																															
第2選挙区	別表第2の区域	5人																																															
第3選挙区	別表第3の区域	4人																																															
第4選挙区	別表第4の区域	6人																																															
第5選挙区	別表第5の区域	2人																																															
第6選挙区	別表第6の区域	3人																																															
第7選挙区	別表第7の区域	3人																																															
区分	所属区域	選挙すべき委員の定数																																															
第1選挙区	別表第1の区域	5人																																															
第2選挙区	別表第2の区域	5人																																															
第3選挙区	別表第3の区域	4人																																															
第4選挙区	別表第4の区域	6人																																															
第5選挙区	別表第5の区域	2人																																															
第6選挙区	別表第6の区域	3人																																															
第7選挙区	別表第7の区域	3人																																															

改正後	改正前						
<table border="1"> <tr> <td>第8選挙区</td> <td>別表第8の区域</td> <td>2人</td> </tr> </table> <p>第3条及び第4条 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。 表第1 (第2条関係)</p> <p>大字として区画される地域の_____三ツ割、山岸、加賀野、新庄、浅岸、下米内、上米内、下厨川、上厨川、平賀新田及び土淵、字として区画される地域の上田字小島沢、松屋敷、東黒石野、岩鷲、庚申窟、黒石野平、下黒石野平、黒岩、宇登坂長根、狐崎稲荷、上堤頭、堤頭、稲荷窟、狐森、毛無森及び北山並びに町として区画される地域の内丸、中央通一丁目、中央通二丁目、中央通三丁目、大沢川原一丁目、大沢川原二丁目、大沢川原三丁目、本町通一丁目、本町通二丁目、本町通三丁目、材木町、菜園一丁目、菜園二丁目、大通一丁目、大通二丁目、大通三丁目、開運橋通、長田町、西下台町、梨木町、中ノ橋通一丁目、志家町、神明町、紺屋町、若園町、住吉町、新庄町、山王町、小杉山、東新庄一丁目、東新庄二丁目、東桜山、つつじが丘、浅岸一丁目、浅岸二丁目、浅岸三丁目、上ノ橋町、天神町、加賀野一丁目、加賀野二丁目、加賀野三丁目、加賀野四丁目、愛宕下、愛宕町、名須川町、三ツ割一丁目、三ツ割二丁目、三ツ割三丁目、三ツ割四丁目、三ツ割五丁目、岩清水、山岸一丁目、山岸二丁目、山岸三丁目、山岸四丁目、山岸五丁目、山岸六丁目、紅葉が丘、下米内一丁目、下米内二丁目、桜台一丁目、桜台二丁目、桜台三丁目、館向町、上田一丁目、上田二丁目、上田三丁目、上田四丁目、北山一丁目、北山二丁目、高松一丁目、高松二丁目、高松三丁目、高松四丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、緑が丘三丁目、緑が丘四丁目、東緑が丘、上田堤一丁目、上田堤二丁目、箱清水一</p>	第8選挙区	別表第8の区域	2人	<table border="1"> <tr> <td>第8選挙区</td> <td>別表第8の区域</td> <td>2人</td> </tr> </table> <p>第3条及び第4条 略 附 則 略 別表第1 (第2条関係)</p> <p>大字として区画される地域の上田、三ツ割、山岸、加賀野、新庄、浅岸、下米内、上米内、下厨川、上厨川、平賀新田及び土淵_____並びに町として区画される地域の内丸、中央通一丁目、中央通二丁目、中央通三丁目、大沢川原一丁目、大沢川原二丁目、大沢川原三丁目、本町通一丁目、本町通二丁目、本町通三丁目、材木町、菜園一丁目、菜園二丁目、大通一丁目、大通二丁目、大通三丁目、開運橋通、長田町、西下台町、梨木町、中ノ橋通一丁目、志家町、神明町、紺屋町、若園町、住吉町、新庄町、山王町、小杉山、東新庄一丁目、東新庄二丁目、東桜山、つつじが丘、浅岸一丁目、浅岸二丁目、浅岸三丁目、上ノ橋町、天神町、加賀野一丁目、加賀野二丁目、加賀野三丁目、加賀野四丁目、愛宕下、愛宕町、名須川町、三ツ割一丁目、三ツ割二丁目、三ツ割三丁目、三ツ割四丁目、三ツ割五丁目、岩清水、山岸一丁目、山岸二丁目、山岸三丁目、山岸四丁目、山岸五丁目、山岸六丁目、紅葉が丘、下米内一丁目、下米内二丁目、桜台一丁目、桜台二丁目、桜台三丁目、館向町、上田一丁目、上田二丁目、上田三丁目、上田四丁目、北山一丁目、北山二丁目、高松一丁目、高松二丁目、高松三丁目、高松四丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目、緑が丘三丁目、緑が丘四丁目、東緑が丘、上田堤一丁目、上田堤二丁目、箱清水一</p>	第8選挙区	別表第8の区域	2人
第8選挙区	別表第8の区域	2人					
第8選挙区	別表第8の区域	2人					

改正後	改正前
<p>丁目、箱清水二丁目、黒石野一丁目、黒石野二丁目、黒石野三丁目、岩路町、東黒石野一丁目、東黒石野二丁目、東黒石野三丁目、松園一丁目、松園二丁目、松園三丁目、東松園一丁目、東松園二丁目、東松園三丁目、東松園四丁目、西松園一丁目、西松園二丁目、西松園三丁目、西松園四丁目、北松園一丁目、北松園二丁目、北松園三丁目、北松園四丁目、小鳥沢一丁目、小鳥沢二丁目、上堂一丁目、上堂二丁目、上堂三丁目、上堂四丁目、厨川一丁目、厨川二丁目、厨川三丁目、厨川四丁目、厨川五丁目、みたけ一丁目、みたけ二丁目、みたけ三丁目、みたけ四丁目、みたけ五丁目、みたけ六丁目、月が丘一丁目、月が丘二丁目、月が丘三丁目、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、西青山一丁目、西青山二丁目、西青山三丁目、長橋町、中堤町、南青山町、大新町、大館町、盛岡駅前通、盛岡駅前北通、盛岡駅西通一丁目、盛岡駅西通二丁目、夕顔瀬町、北夕顔瀬町、前九年一丁目、前九年二丁目、前九年三丁目、安倍館町、中川町、新田町、城西町、境田町、中屋敷町、天昌寺町、北天昌寺町、稲荷町、前湯一丁目、前湯二丁目、前湯三丁目及び前湯四丁目</p>	<p>丁目、箱清水二丁目、黒石野一丁目、黒石野二丁目、黒石野三丁目、岩路町、東黒石野一丁目、東黒石野二丁目、東黒石野三丁目、松園一丁目、松園二丁目、松園三丁目、東松園一丁目、東松園二丁目、東松園三丁目、東松園四丁目、西松園一丁目、西松園二丁目、西松園三丁目、西松園四丁目、北松園一丁目、北松園二丁目、北松園三丁目、北松園四丁目、小鳥沢一丁目、小鳥沢二丁目、上堂一丁目、上堂二丁目、上堂三丁目、上堂四丁目、厨川一丁目、厨川二丁目、厨川三丁目、厨川四丁目、厨川五丁目、みたけ一丁目、みたけ二丁目、みたけ三丁目、みたけ四丁目、みたけ五丁目、みたけ六丁目、月が丘一丁目、月が丘二丁目、月が丘三丁目、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、西青山一丁目、西青山二丁目、西青山三丁目、長橋町、中堤町、南青山町、大新町、大館町、盛岡駅前通、盛岡駅前北通、盛岡駅西通一丁目、盛岡駅西通二丁目、夕顔瀬町、北夕顔瀬町、前九年一丁目、前九年二丁目、前九年三丁目、安倍館町、中川町、新田町、城西町、境田町、中屋敷町、天昌寺町、北天昌寺町、稲荷町、前湯一丁目、前湯二丁目、前湯三丁目及び前湯四丁目</p>

別表第2 (第2条関係)

大字として区画される地域の東中野、東安庭、門、砂子沢、根田茂、川目、築川、向中野、仙北町、本宮及び下鹿妻並びに町として区画される地域の馬場町、下ノ橋町、清水町、神子田町、鉦屋町、高崩、茶畑一丁目、茶畑二丁目、中野一丁目、中野二丁目、東中野町、東山一丁目、東山二丁目、川目町、東安庭一丁目、東安庭二丁目、東安庭三丁目、門一丁目、門二丁目、大慈寺町、肴町、南大通一丁目、南大通二丁目、南大通三丁目、松尾町、八幡町、中ノ橋通二丁目、仙北一丁目、仙北二丁目、仙北三丁目、東仙北一丁目、東仙北二丁目、南仙北一丁目、南仙北二丁目、南仙北三丁目、西仙北一丁目、西仙北二丁目、本宮一丁目、本宮二丁目、本宮三丁目、本宮四丁目、

別表第2 (第2条関係)

大字として区画される地域の東中野、東安庭、門、砂子沢、根田茂、川目、築川、向中野、仙北町、本宮及び下鹿妻並びに町として区画される地域の馬場町、下ノ橋町、清水町、神子田町、鉦屋町、高崩、茶畑一丁目、茶畑二丁目、中野一丁目、中野二丁目、東中野町、東山一丁目、東山二丁目、川目町、東安庭一丁目、東安庭二丁目、東安庭三丁目、門一丁目、門二丁目、大慈寺町、肴町、南大通一丁目、南大通二丁目、南大通三丁目、松尾町、八幡町、中ノ橋通二丁目、仙北一丁目、仙北二丁目、仙北三丁目、東仙北一丁目、東仙北二丁目、南仙北一丁目、南仙北二丁目、南仙北三丁目、西仙北一丁目、西仙北二丁目、本宮一丁目、本宮二丁目、本宮三丁目、本宮四丁目、

改正後	改正前
<p>本宮五丁目 (5番から9番までを除く。)、本宮六丁目、本宮七丁目、向中野一丁目、向中野二丁目、向中野三丁目、向中野四丁目、向中野五丁目 (7番から13番までを除く。)、向中野六丁目及び向中野七丁目</p> <p>大字として区画される地域の繁並びに町として区画される地域の本宮五丁目 (5番から9番までに限る。)、上太田六口、上太田上瀬、上太田中瀬、上太田碓、上太田中留、上太田三枚橋、上太田大堀、上太田樋ノ口、上太田赤前口、上太田沼館、上太田若宮、上太田中屋敷、上太田細工、上太田上吉本、上太田小田屋敷、上太田犹森、上太田小細工、上太田十文字、上太田上犹森、上太田森合、上太田岡沼、上太田四ツ家、上太田中関、上太田吉本、上太田稲屋敷、上太田上ノ畑、上太田上村、上太田関端、上太田畑中、上太田弘法清水、上太田下法丁、上太田上ノ野、上太田金財、上太田瘦野、上太田清水田、上太田田屋、上太田下川戸、上太田上田中、上太田田中、上太田館、上太田松ノ木、上太田上野屋敷、上太田八千刈、上太田北田、上太田八ツ口、上太田川後、上太田半在家、上太田細田、上太田神子塚、上太田上川原、上太田川原、上太田下中屋敷、上太田下川原、上太田蔵戸、上太田蔵戸前、中太田方八丁、中太田法丁、中太田吉原、中太田小沼、中太田深持、中太田官台、中太田屋敷田、中太田泉田、中太田八卦、中太田北太田、中太田新田、下太田新堀端、下太田方八丁、下太田宮田、下太田林崎、下太田谷地、下太田杉田、下太田田端、下太田田中、下太田沢田、下太田磯、下太田下川原、下太田新田、猪去釈迦堂、猪去細越、猪去上平、猪去上猪去、猪去田面野木、猪去早俄上、猪去三枚橋、猪去堰合、猪去藤松、猪去的場、猪去大道、猪去畑中、猪去橋場、猪去大橋、猪去一本木、猪去外久保、猪去米倉、上鹿妻横道、上鹿妻飯ノ森、上鹿妻二ツ沢、上鹿妻蟹沢、上鹿妻村、上鹿妻村前、上鹿妻寺地、上鹿妻夜底、上</p>	<p>本宮五丁目 (5番から9番までを除く。)、本宮六丁目、本宮七丁目、向中野一丁目、向中野二丁目、向中野三丁目、向中野四丁目、向中野五丁目 (7番から13番までを除く。)、向中野六丁目及び向中野七丁目</p> <p>大字として区画される地域の繁並びに町として区画される地域の本宮五丁目 (5番から9番までに限る。)、上太田六口、上太田上瀬、上太田中瀬、上太田碓、上太田中留、上太田三枚橋、上太田大堀、上太田樋ノ口、上太田赤前口、上太田沼館、上太田若宮、上太田中屋敷、上太田細工、上太田上吉本、上太田小田屋敷、上太田犹森、上太田小細工、上太田十文字、上太田上犹森、上太田森合、上太田岡沼、上太田四ツ家、上太田中関、上太田吉本、上太田稲屋敷、上太田上ノ畑、上太田上村、上太田関端、上太田畑中、上太田弘法清水、上太田下法丁、上太田上ノ野、上太田金財、上太田瘦野、上太田清水田、上太田田屋、上太田下川戸、上太田上田中、上太田田中、上太田館、上太田松ノ木、上太田上野屋敷、上太田八千刈、上太田北田、上太田八ツ口、上太田川後、上太田半在家、上太田細田、上太田神子塚、上太田上川原、上太田川原、上太田下中屋敷、上太田下川原、上太田蔵戸、上太田蔵戸前、中太田方八丁、中太田法丁、中太田吉原、中太田小沼、中太田深持、中太田官台、中太田屋敷田、中太田泉田、中太田八卦、中太田北太田、中太田新田、下太田新堀端、下太田方八丁、下太田宮田、下太田林崎、下太田谷地、下太田杉田、下太田田端、下太田田中、下太田沢田、下太田磯、下太田下川原、下太田新田、猪去釈迦堂、猪去細越、猪去上平、猪去上猪去、猪去田面野木、猪去早俄上、猪去三枚橋、猪去堰合、猪去藤松、猪去的場、猪去大道、猪去畑中、猪去橋場、猪去大橋、猪去一本木、猪去外久保、猪去米倉、上鹿妻横道、上鹿妻飯ノ森、上鹿妻二ツ沢、上鹿妻蟹沢、上鹿妻村、上鹿妻村前、上鹿妻寺地、上鹿妻夜底、上</p>

別表第3 (第2条関係)

別表第3 (第2条関係)

改正後	改正前
<p>鹿妻竹花前, 上鹿妻茂吉, 上鹿妻田貝, 上鹿妻五兵工新田, 上鹿妻 與市新田, 上鹿妻中島, 上鹿妻竹鼻, 上鹿妻天沼, 上鹿妻清水田, 上鹿妻野中, 上鹿妻切付, 上鹿妻小和田, 上鹿妻山崎, 上鹿妻稲荷 前及び上鹿妻稲荷場</p>	<p>鹿妻竹花前, 上鹿妻茂吉, 上鹿妻田貝, 上鹿妻五兵工新田, 上鹿妻 與市新田, 上鹿妻中島, 上鹿妻竹鼻, 上鹿妻天沼, 上鹿妻清水田, 上鹿妻野中, 上鹿妻切付, 上鹿妻小和田, 上鹿妻山崎, 上鹿妻稲荷 前及び上鹿妻稲荷場</p>
<p>別表第4 (第2条関係)</p>	<p>別表第4 (第2条関係)</p>
<p>大字として区画される地域の東見前, 西見前, 三本柳, 津志田, 永 井, 下飯岡, 上飯岡, 飯岡新田, 羽場及び湯沢並びに町として区画 される地域の向中野五丁目 (7番から13番までに限る。), 湯沢東 一丁目, 湯沢東二丁目, 湯沢東三丁目, 湯沢西一丁目, 湯沢西二丁 目, 湯沢西三丁目, 湯沢南一丁目, 湯沢南二丁目, 流通センター北 一丁目, 津志田町一丁目, 津志田町二丁目, 津志田町三丁目, 津志 田西一丁目, 津志田西二丁目, 津志田中央一丁目, 津志田中央二丁 目, 津志田中央三丁目, 津志田南一丁目, 津志田南二丁目, 津志田 南三丁目, 北飯岡一丁目, 北飯岡二丁目, 北飯岡三丁目及び北飯岡 四丁目</p>	<p>大字として区画される地域の東見前, 西見前, 三本柳, 津志田, 永 井, 下飯岡, 上飯岡, 飯岡新田, 羽場及び湯沢並びに町として区画 される地域の向中野五丁目 (7番から13番までに限る。), 湯沢東 一丁目, 湯沢東二丁目, 湯沢東三丁目, 湯沢西一丁目, 湯沢西二丁 目, 湯沢西三丁目, 湯沢南一丁目, 湯沢南二丁目, 流通センター北 一丁目, 津志田町一丁目, 津志田町二丁目, 津志田町三丁目, 津志 田西一丁目, 津志田西二丁目, 津志田中央一丁目, 津志田中央二丁 目, 津志田中央三丁目, 津志田南一丁目, 津志田南二丁目, 津志田 南三丁目, 北飯岡一丁目, 北飯岡二丁目, 北飯岡三丁目及び北飯岡 四丁目</p>
<p>別表第5 (第2条関係)</p>	<p>別表第5 (第2条関係)</p>
<p>大字として区画される地域の乙部, 大ヶ生, 黒川及び手代森</p>	<p>大字として区画される地域の乙部, 大ヶ生, 黒川及び手代森</p>
<p>別表第6 (第2条関係)</p>	<p>別表第6 (第2条関係)</p>
<p>大字として区画される地域の____松内, 好摩, 玉山永井, 寺林, 巻堀及び玉山馬場並びに字として区画される地域の____芋田字 沢田</p>	<p>大字として区画される地域の玉山区松内, 好摩, ____永井, 寺林, 巻堀及び____馬場並びに字として区画される地域の玉山区芋田字 沢田</p>
<p>別表第7 (第2条関係)</p>	<p>別表第7 (第2条関係)</p>
<p>大字として区画される地域の____波民, 門前寺, 下田及び川崎並 びに字として区画される地域の____芋田字芋田, 上芋田, 下芋田, 屋久保, 上武道, 武道及び下武道</p>	<p>大字として区画される地域の玉山区波民, 門前寺, 下田及び川崎並 びに字として区画される地域の玉山区芋田字芋田, 上芋田, 下芋田, 屋久保, 上武道, 武道及び下武道</p>
<p>別表第8 (第2条関係)</p>	<p>別表第8 (第2条関係)</p>
<p>大字として区画される地域の____玉山, 日戸, 川又____及び蘇 川並びに字として区画される地域の上田字鎮森及び小野松</p>	<p>大字として区画される地域の玉山区玉山, 日戸, 川又, 上田及び蘇 川</p>

改正後	改正前

【第2条】盛岡市財政調整基金条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○盛岡市財政調整基金条例 昭和40年3月29日条例第21号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号 盛岡市財政調整基金条例</p> <p>第1条 略 (財産の種類)</p> <p>第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。 (1) 山林 イ 別表第1に掲げる土地及びその上にある立木 ロ 別表第2に掲げる土地（その上にある立木を除く。） ハ 別表第3に掲げる土地の上にある立木 ニ 別表第4に掲げる土地について市行造林契約に基づいて取得した権利及びその権利の目的たる土地の上にある立木 (2) 山林の売却代金（市行造林契約に基づいて土地所有者に交付すべき交付金を除く。）、積立金、基金に編入した現金及びそれらの運用により取得した有価証券</p> <p>第3条から第7条まで 略 附 則 略 附 則（平成27年条例第 号） この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">面積（ヘクタール）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市新庄字貝田75番2</td> <td style="text-align: right;">123.06</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浅岸字大志田川54番1の内及び54番6</td> <td style="text-align: right;">117.97</td> </tr> </tbody> </table>	所在	面積（ヘクタール）	盛岡市新庄字貝田75番2	123.06	盛岡市浅岸字大志田川54番1の内及び54番6	117.97	<p>○盛岡市財政調整基金条例 昭和40年3月29日条例第21号 改正 略 盛岡市財政調整基金条例</p> <p>第1条 略 (財産の種類)</p> <p>第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。 (1) 山林 イ 別表第1に掲げる土地及びその上にある立木 ロ 別表第2に掲げる土地（その上にある立木を除く。） ハ 別表第3に掲げる土地の上にある立木 ニ 別表第4に掲げる土地について市行造林契約に基づいて取得した権利及びその権利の目的たる土地の上にある立木 (2) 山林の売却代金（市行造林契約に基づいて土地所有者に交付すべき交付金を除く。）、積立金、基金に編入した現金及びそれらの運用により取得した有価証券</p> <p>第3条から第7条まで 略 附 則 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">面積（ヘクタール）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市新庄字貝田75番2</td> <td style="text-align: right;">123.06</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浅岸字大志田川54番1の内及び54番6</td> <td style="text-align: right;">117.97</td> </tr> </tbody> </table>	所在	面積（ヘクタール）	盛岡市新庄字貝田75番2	123.06	盛岡市浅岸字大志田川54番1の内及び54番6	117.97
所在	面積（ヘクタール）												
盛岡市新庄字貝田75番2	123.06												
盛岡市浅岸字大志田川54番1の内及び54番6	117.97												
所在	面積（ヘクタール）												
盛岡市新庄字貝田75番2	123.06												
盛岡市浅岸字大志田川54番1の内及び54番6	117.97												

改正後	改正前
盛岡市上米内字畑1番の5	盛岡市上米内字畑1番の5
盛岡市根田茂第7地割71番2, 71番3, 71番4, 71番5, 71番6, 71番14, 71番19及び71番20	盛岡市根田茂第7地割71番2, 71番3, 71番4, 71番5, 71番6, 71番14, 71番19及び71番20
盛岡市根田茂第8地割76番1	盛岡市根田茂第8地割76番1
盛岡市根田茂第8地割62番1	盛岡市根田茂第8地割62番1
盛岡市築川第7地割3番3	盛岡市築川第7地割3番3
盛岡市砂子沢第1地割1番1	盛岡市砂子沢第1地割1番1
盛岡市川目第15地割1番13の内, 1番16, 1番28, 1番34, 3番3, 3番8, 3番9, 3番10, 3番11, 3番14及び36番2の内	盛岡市川目第15地割1番13の内, 1番16, 1番28, 1番34, 3番3, 3番8, 3番9, 3番10, 3番11, 3番14及び36番2の内
盛岡市川目第16地割145番1	盛岡市川目第16地割145番1
盛岡市上堂四丁目49番の2及び49番の3	盛岡市上堂四丁目49番の2及び49番の3
盛岡市厨川一丁目289番1, 289番3及び289番15	盛岡市厨川一丁目289番1, 289番3及び289番15
盛岡市三ツ割字樞石72番の4	盛岡市三ツ割字樞石72番の4
盛岡市築川第7地割30番1	盛岡市築川第7地割30番1
盛岡市繁字水沢1番の2及び1番の3	盛岡市繁字水沢1番の2及び1番の3
盛岡市猪去細越15番の9の内	盛岡市猪去細越15番の9の内
盛岡市上田字岩臨14番の1	盛岡市上田字岩臨14番の1
盛岡市岩臨町14番の3	盛岡市岩臨町14番の3
盛岡市川又字登3番1, 3番2及び3番4	盛岡市玉山区川又字登3番1, 3番2及び3番4
盛岡市藪川字大の平96番1及び96番5	盛岡市玉山区藪川字大の平96番1及び96番5
盛岡市藪川字大の平31番1の内	盛岡市玉山区藪川字大の平31番1の内
別表第2, 別表第3及び別表第4 略	別表第2, 別表第3及び別表第4 略

【第3条】盛岡市飲料水供給施設条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前																																								
<p>○盛岡市飲料水供給施設条例 昭和40年12月23日条例第54号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号 盛岡市飲料水供給施設条例 第1条及び第2条 略 (設置) 第3条 飲料水供給施設を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>給水区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市一本松飲料水供給施設</td> <td>盛岡市下米内字一本松の一部</td> </tr> <tr> <td>盛岡市川目飲料水供給施設</td> <td>盛岡市川目第5地割の一部</td> </tr> <tr> <td>盛岡市葛巻飲料水供給施設</td> <td>盛岡市玉山区馬場字葛巻及び字田茂内の各一部</td> </tr> <tr> <td>盛岡市中日戸飲料水供給施設</td> <td>盛岡市日戸字森子、字日影、字間洞及び字道合の各一部</td> </tr> <tr> <td>盛岡市大神飲料水供給施設</td> <td>盛岡市玉山区馬場字葛巻の一部</td> </tr> <tr> <td>盛岡市町村飲料水供給施設</td> <td>盛岡市藪川字町村の一部</td> </tr> <tr> <td>盛岡市大平飲料水供給施設</td> <td>盛岡市寺林字平森並びに巻堀字上桑畑及び字西郡の各一部</td> </tr> <tr> <td>盛岡市岩洞飲料水供給施設</td> <td>盛岡市藪川字外山の一部</td> </tr> <tr> <td>盛岡市大沼飲料水供給施設</td> <td>盛岡市藪川字日向の一部</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条から第27条まで 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	名称	給水区域	盛岡市一本松飲料水供給施設	盛岡市下米内字一本松の一部	盛岡市川目飲料水供給施設	盛岡市川目第5地割の一部	盛岡市葛巻飲料水供給施設	盛岡市玉山区馬場字葛巻及び字田茂内の各一部	盛岡市中日戸飲料水供給施設	盛岡市日戸字森子、字日影、字間洞及び字道合の各一部	盛岡市大神飲料水供給施設	盛岡市玉山区馬場字葛巻の一部	盛岡市町村飲料水供給施設	盛岡市藪川字町村の一部	盛岡市大平飲料水供給施設	盛岡市寺林字平森並びに巻堀字上桑畑及び字西郡の各一部	盛岡市岩洞飲料水供給施設	盛岡市藪川字外山の一部	盛岡市大沼飲料水供給施設	盛岡市藪川字日向の一部	<p>○盛岡市飲料水供給施設条例 昭和40年12月23日条例第54号 改正 略 盛岡市飲料水供給施設条例 第1条及び第2条 略 (設置) 第3条 飲料水供給施設を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>給水区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市一本松飲料水供給施設</td> <td>盛岡市下米内字一本松の一部</td> </tr> <tr> <td>盛岡市川目飲料水供給施設</td> <td>盛岡市川目第5地割の一部</td> </tr> <tr> <td>盛岡市葛巻飲料水供給施設</td> <td>盛岡市玉山区馬場字葛巻及び字田茂内の各一部</td> </tr> <tr> <td>盛岡市中日戸飲料水供給施設</td> <td>盛岡市玉山区日戸字森子、字日影、字間洞及び字道合の各一部</td> </tr> <tr> <td>盛岡市大神飲料水供給施設</td> <td>盛岡市玉山区馬場字葛巻の一部</td> </tr> <tr> <td>盛岡市町村飲料水供給施設</td> <td>盛岡市玉山区藪川字町村の一部</td> </tr> <tr> <td>盛岡市大平飲料水供給施設</td> <td>盛岡市玉山区寺林字平森並びに巻堀字上桑畑及び字西郡の各一部</td> </tr> <tr> <td>盛岡市岩洞飲料水供給施設</td> <td>盛岡市玉山区藪川字外山の一部</td> </tr> <tr> <td>盛岡市大沼飲料水供給施設</td> <td>盛岡市玉山区藪川字日向の一部</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条から第27条まで 略 附 則 略</p>	名称	給水区域	盛岡市一本松飲料水供給施設	盛岡市下米内字一本松の一部	盛岡市川目飲料水供給施設	盛岡市川目第5地割の一部	盛岡市葛巻飲料水供給施設	盛岡市玉山区馬場字葛巻及び字田茂内の各一部	盛岡市中日戸飲料水供給施設	盛岡市玉山区日戸字森子、字日影、字間洞及び字道合の各一部	盛岡市大神飲料水供給施設	盛岡市玉山区馬場字葛巻の一部	盛岡市町村飲料水供給施設	盛岡市玉山区藪川字町村の一部	盛岡市大平飲料水供給施設	盛岡市玉山区寺林字平森並びに巻堀字上桑畑及び字西郡の各一部	盛岡市岩洞飲料水供給施設	盛岡市玉山区藪川字外山の一部	盛岡市大沼飲料水供給施設	盛岡市玉山区藪川字日向の一部
名称	給水区域																																								
盛岡市一本松飲料水供給施設	盛岡市下米内字一本松の一部																																								
盛岡市川目飲料水供給施設	盛岡市川目第5地割の一部																																								
盛岡市葛巻飲料水供給施設	盛岡市玉山区馬場字葛巻及び字田茂内の各一部																																								
盛岡市中日戸飲料水供給施設	盛岡市日戸字森子、字日影、字間洞及び字道合の各一部																																								
盛岡市大神飲料水供給施設	盛岡市玉山区馬場字葛巻の一部																																								
盛岡市町村飲料水供給施設	盛岡市藪川字町村の一部																																								
盛岡市大平飲料水供給施設	盛岡市寺林字平森並びに巻堀字上桑畑及び字西郡の各一部																																								
盛岡市岩洞飲料水供給施設	盛岡市藪川字外山の一部																																								
盛岡市大沼飲料水供給施設	盛岡市藪川字日向の一部																																								
名称	給水区域																																								
盛岡市一本松飲料水供給施設	盛岡市下米内字一本松の一部																																								
盛岡市川目飲料水供給施設	盛岡市川目第5地割の一部																																								
盛岡市葛巻飲料水供給施設	盛岡市玉山区馬場字葛巻及び字田茂内の各一部																																								
盛岡市中日戸飲料水供給施設	盛岡市玉山区日戸字森子、字日影、字間洞及び字道合の各一部																																								
盛岡市大神飲料水供給施設	盛岡市玉山区馬場字葛巻の一部																																								
盛岡市町村飲料水供給施設	盛岡市玉山区藪川字町村の一部																																								
盛岡市大平飲料水供給施設	盛岡市玉山区寺林字平森並びに巻堀字上桑畑及び字西郡の各一部																																								
盛岡市岩洞飲料水供給施設	盛岡市玉山区藪川字外山の一部																																								
盛岡市大沼飲料水供給施設	盛岡市玉山区藪川字日向の一部																																								

【第4条】盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前																																
<p>○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 第1条から第2条まで 略 (経営の基本) 第3条 水道事業及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 2 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>給水区域</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市水道事業</td> <td>別表の区域</td> <td>28万3,864人</td> <td>10万6,412立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 下水道事業の名称、予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大汚水量は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>予定処理区域</th> <th>計画処理人口</th> <th>計画1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市下水道事業</td> <td>盛岡市の区域のうち8,277ヘクタール</td> <td>29万500人</td> <td>16万4,150立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条から第8条まで 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。 別表 (第3条第2項関係)</p>	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル	名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち8,277ヘクタール	29万500人	16万4,150立方メートル	<p>○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号 改正 略 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 第1条から第2条まで 略 (経営の基本) 第3条 水道事業及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 2 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>給水区域</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市水道事業</td> <td>別表の区域</td> <td>28万3,864人</td> <td>10万6,412立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 下水道事業の名称、予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大汚水量は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>予定処理区域</th> <th>計画処理人口</th> <th>計画1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市下水道事業</td> <td>盛岡市の区域のうち8,277ヘクタール</td> <td>29万500人</td> <td>16万4,150立方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条から第8条まで 略 附 則 略 別表 (第3条第2項関係)</p>	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル	名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち8,277ヘクタール	29万500人	16万4,150立方メートル
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量																														
盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル																														
名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量																														
盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち8,277ヘクタール	29万500人	16万4,150立方メートル																														
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量																														
盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル																														
名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量																														
盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち8,277ヘクタール	29万500人	16万4,150立方メートル																														

改正後		改正前	
区分	給水区域	区分	給水区域
町又は字の区域の全部が給水区である区域	内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向町 高松二丁目 高松四丁目 箱清水一丁目 箱清水二丁目 緑が丘一丁目 緑が丘二丁目 緑が丘三丁目 緑が丘四丁目 上田堤一丁目 上田堤二丁目 黒石野一丁目 黒石野二丁目 黒石野三丁目 東黒石野一丁目 東黒石野二丁目 東黒石野三丁目 松園一丁目 松園二丁目 松園三丁目 東松園一丁目 東松園二丁目 東松園三丁目 東松園四丁目 西松園一丁目 西松園二丁目 西松園三丁目 西松園四丁目 北松園一丁目 北松園二丁目 北松園三丁目 北松園四丁目 小島沢一丁目 上田(庚申窟 黒石野平 下黒石野平 上堤頭 毛無森) 山岸二丁目 山岸三丁目 山岸四丁目 山岸五丁目 紅葉が丘 下米内一丁目 下米内二丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 中ノ橋通一丁目 中ノ橋通二丁目 紺屋町 神明町 志家町 若園町 住吉町 上ノ橋町 天神町 加賀野一丁目 加賀野二丁目 加賀野三丁目 加賀野四丁目 山王町 新庄町 東新庄二丁目 浅岸一丁目 浅岸二丁目 浅岸三丁目 浅岸(向田 柿木平 橋場) 肴町 下ノ橋町 馬場町 清水町 南大通一丁目 南大通二丁目 南大通三丁目 八幡町 松尾町 大慈寺町 鉦屋町 神子田町 高崩 茶畑一丁目 茶畑二丁目 中野一丁目 中野二丁目 東山二丁目 川目町 東中野(見石	内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目 大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向町 高松二丁目 高松四丁目 箱清水一丁目 箱清水二丁目 緑が丘一丁目 緑が丘二丁目 緑が丘三丁目 緑が丘四丁目 上田堤一丁目 上田堤二丁目 黒石野一丁目 黒石野二丁目 黒石野三丁目 東黒石野一丁目 東黒石野二丁目 東黒石野三丁目 松園一丁目 松園二丁目 松園三丁目 東松園一丁目 東松園二丁目 東松園三丁目 東松園四丁目 西松園一丁目 西松園二丁目 西松園三丁目 西松園四丁目 北松園一丁目 北松園二丁目 北松園三丁目 北松園四丁目 小島沢一丁目 上田(庚申窟 黒石野平 下黒石野平 上堤頭 毛無森) 山岸二丁目 山岸三丁目 山岸四丁目 山岸五丁目 紅葉が丘 下米内一丁目 下米内二丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 中ノ橋通一丁目 中ノ橋通二丁目 紺屋町 神明町 志家町 若園町 住吉町 上ノ橋町 天神町 加賀野一丁目 加賀野二丁目 加賀野三丁目 加賀野四丁目 山王町 新庄町 東新庄二丁目 浅岸一丁目 浅岸二丁目 浅岸三丁目 浅岸(向田 柿木平 橋場) 肴町 下ノ橋町 馬場町 清水町 南大通一丁目 南大通二丁目 南大通三丁目 八幡町 松尾町 大慈寺町 鉦屋町 神子田町 高崩 茶畑一丁目 茶畑二丁目 中野一丁目 中野二丁目 東山二丁目 川目町 東中野(見石	

改正後		改正前	
片岡(館 小森 前田 厚朴田 中道) 門一丁目 門二丁目 門(堀郷 赤沼) 川目第14地割 盛岡駅前通 盛岡駅前北通 盛岡駅西通一丁目 盛岡駅西通二丁目 夕顔瀬町 北夕顔瀬町 前九年一丁目 前九年二丁目 前九年三丁目 安倍館町 上堂一丁目 上堂二丁目 上堂三丁目 中川町 新田町 城西町 塚田町 中屋敷町 前湯一丁目 前湯二丁目 前湯三丁目 前湯四丁目 上厨川(上ノ代 大屋敷 竹中 横沼 横長根 野子 下川原 下村 堀 前湯 新田) 長橋町 平賀新田(古屋敷 矢無 金目 高柳 水道 中居 大谷地 外田 平賀) 土淵(荒屋敷 谷地道 橋場 陸田 堀) 青山一丁目 青山二丁目 青山三丁目 青山四丁目 南青山町 大新町 天昌寺町 北天昌寺町 大館町 稲荷町 中堤町 西青山一丁目 西青山二丁目 西青山三丁目 月が丘一丁目 月が丘二丁目 月が丘三丁目 みたけ一丁目 みたけ二丁目 みたけ三丁目 みたけ四丁目 みたけ五丁目 みたけ六丁目 厨川一丁目 厨川二丁目 厨川三丁目 厨川四丁目 厨川五丁目 仙北二丁目 仙北三丁目 東仙北一丁目 東仙北二丁目 南仙北一丁目 南仙北二丁目 南仙北三丁目 西仙北二丁目 本宮一丁目 本宮二丁目 本宮三丁目 本宮四丁目 本宮五丁目 本宮六丁目 本宮七丁目 本宮(石仏 上越場 水門 大柳 小林 林崎 大宮 久保筋小幡 鬼柳 野古 松幡 小坂小瀬 荒屋 林古) 向中野一丁目 向中野二丁目 向中野三丁目 向中野四丁目 向中野五丁目 向中野六丁目 向中野七丁目 向中野(中島 石川町 才川 細谷地 道明 東道明 堀 鶴子 畑返 新田) 下鹿妻(長持 辻屋敷 西田 前田 南田 下通 北) 下太田新堰端 下太田方八丁 下太田宮田 下太田林崎 下太田谷地 下太田杉田 下太田	片岡(館 小森 前田 厚朴田 中道) 門一丁目 門二丁目 門(堀郷 赤沼) 川目第14地割 盛岡駅前通 盛岡駅前北通 盛岡駅西通一丁目 盛岡駅西通二丁目 夕顔瀬町 北夕顔瀬町 前九年一丁目 前九年二丁目 前九年三丁目 安倍館町 上堂一丁目 上堂二丁目 上堂三丁目 中川町 新田町 城西町 塚田町 中屋敷町 前湯一丁目 前湯二丁目 前湯三丁目 前湯四丁目 上厨川(上ノ代 大屋敷 竹中 横沼 横長根 野子 下川原 下村 堀 前湯 新田) 長橋町 平賀新田(古屋敷 矢無 金目 高柳 水道 中居 大谷地 外田 平賀) 土淵(荒屋敷 谷地道 橋場 陸田 堀) 青山一丁目 青山二丁目 青山三丁目 青山四丁目 南青山町 大新町 天昌寺町 北天昌寺町 大館町 稲荷町 中堤町 西青山一丁目 西青山二丁目 西青山三丁目 月が丘一丁目 月が丘二丁目 月が丘三丁目 みたけ一丁目 みたけ二丁目 みたけ三丁目 みたけ四丁目 みたけ五丁目 みたけ六丁目 厨川一丁目 厨川二丁目 厨川三丁目 厨川四丁目 厨川五丁目 仙北二丁目 仙北三丁目 東仙北一丁目 東仙北二丁目 南仙北一丁目 南仙北二丁目 南仙北三丁目 西仙北二丁目 本宮一丁目 本宮二丁目 本宮三丁目 本宮四丁目 本宮五丁目 本宮六丁目 本宮七丁目 本宮(石仏 上越場 水門 大柳 小林 林崎 大宮 久保筋小幡 鬼柳 野古 松幡 小坂小瀬 荒屋 林古) 向中野一丁目 向中野二丁目 向中野三丁目 向中野四丁目 向中野五丁目 向中野六丁目 向中野七丁目 向中野(中島 石川町 才川 細谷地 道明 東道明 堀 鶴子 畑返 新田) 下鹿妻(長持 辻屋敷 西田 前田 南田 下通 北) 下太田新堰端 下太田方八丁 下太田宮田 下太田林崎 下太田谷地 下太田杉田 下太田		

改正後	改正前
<p>田端 下太田田中 下太田沢田 下太田騎 中太田方八丁 中太田法了 中太田吉原 中太田小沼 中太田深持 中太田 官台 中太田屋敷田 中太田泉田 中太田八掛 上太田陸 上太田田中留 上太田三枚橋 上太田大堀 上太田樋ノ口 上太田若宮 上太田中屋敷 上太田細工 上太田上吉本 上 太田小田屋敷 上太田狄森 上太田小細工 上太田十文字 上太田上狄森 上太田森合 上太田岡沼 上太田四ツ家 上 太田中岡 上太田吉本 上太田窪屋敷 上太田上ノ畑 上太 田上村 上太田岡橋 上太田畑中 上太田弘法清水 上太田 下法了 上太田上ノ野 上太田金財 上太田瘦野 上太田清 水田 上太田田屋 上太田下川戸 上太田上田中 上太田田 中 上太田館 上太田松ノ木 上太田上野屋敷 上太田八千 刈 上太田北田 上太田八ツ口 上太田川後 上太田半在家 上太田細田 上太田神子塚 上太田下中屋敷 上太田蔵戸前 上鹿妻朴 上鹿妻朴前 上鹿妻寺地 上鹿妻夜鷹 上鹿妻竹 花前 上鹿妻茂吉 上鹿妻田貝 上鹿妻五兵工新田 上鹿妻 與市新田 上鹿妻中島 上鹿妻竹鼻 上鹿妻天沼 上鹿妻清 水田 上鹿妻野中 上鹿妻切付 上鹿妻小和田 上鹿妻稲荷 嶋 猪去早俄上 猪去三枚橋 猪去堰合 猪去藤松 猪去的 嶋 猪去大道 猪去大橋 猪去一本木 猪去外久保 猪去米 倉 湯沢東一丁目 湯沢東二丁目 湯沢東三丁目 湯沢西一 丁目 湯沢西二丁目 湯沢西三丁目 湯沢南一丁目 湯沢南 二丁目 流通センター北一丁目 津志田町一丁目 津志田町 二丁目 津志田町三丁目 津志田西一丁目 津志田西二丁目 津志田中央一丁目 津志田中央二丁目 津志田中央三丁目 津志田南一丁目 津志田南二丁目 津志田南三丁目 北飯岡 一丁目 北飯岡二丁目 北飯岡三丁目 北飯岡四丁目 東見 前1地割 東見前3地割から東見前6地割まで 東見前9地</p>	<p>田端 下太田田中 下太田沢田 下太田騎 中太田方八丁 中太田法了 中太田吉原 中太田小沼 中太田深持 中太田 官台 中太田屋敷田 中太田泉田 中太田八掛 上太田陸 上太田田中留 上太田三枚橋 上太田大堀 上太田樋ノ口 上太田若宮 上太田中屋敷 上太田細工 上太田上吉本 上 太田小田屋敷 上太田狄森 上太田小細工 上太田十文字 上太田上狄森 上太田森合 上太田岡沼 上太田四ツ家 上 太田中岡 上太田吉本 上太田窪屋敷 上太田上ノ畑 上太 田上村 上太田岡橋 上太田畑中 上太田弘法清水 上太田 下法了 上太田上ノ野 上太田金財 上太田瘦野 上太田清 水田 上太田田屋 上太田下川戸 上太田上田中 上太田田 中 上太田館 上太田松ノ木 上太田上野屋敷 上太田八千 刈 上太田北田 上太田八ツ口 上太田川後 上太田半在家 上太田細田 上太田神子塚 上太田下中屋敷 上太田蔵戸前 上鹿妻朴 上鹿妻朴前 上鹿妻寺地 上鹿妻夜鷹 上鹿妻竹 花前 上鹿妻茂吉 上鹿妻田貝 上鹿妻五兵工新田 上鹿妻 與市新田 上鹿妻中島 上鹿妻竹鼻 上鹿妻天沼 上鹿妻清 水田 上鹿妻野中 上鹿妻切付 上鹿妻小和田 上鹿妻稲荷 嶋 猪去早俄上 猪去三枚橋 猪去堰合 猪去藤松 猪去的 嶋 猪去大道 猪去大橋 猪去一本木 猪去外久保 猪去米 倉 湯沢東一丁目 湯沢東二丁目 湯沢東三丁目 湯沢西一 丁目 湯沢西二丁目 湯沢西三丁目 湯沢南一丁目 湯沢南 二丁目 流通センター北一丁目 津志田町一丁目 津志田町 二丁目 津志田町三丁目 津志田西一丁目 津志田西二丁目 津志田中央一丁目 津志田中央二丁目 津志田中央三丁目 津志田南一丁目 津志田南二丁目 津志田南三丁目 北飯岡 一丁目 北飯岡二丁目 北飯岡三丁目 北飯岡四丁目 東見 前1地割 東見前3地割から東見前6地割まで 東見前9地</p>

改正後	改正前
<p>割 西見前1地割から西見前22地割まで 三本柳1地割から 三本柳13地割まで 三本柳17地割 三本柳18地割 三本柳20 地割から三本柳24地割まで 津志田1地割から津志田6地割 まで 津志田9地割 津志田11地割から津志田16地割まで 津志田20地割から津志田22地割まで 津志田24地割から津志 田27地割まで 永井1地割から永井31地割まで 下飯岡1地 割から下飯岡21地割まで 上飯岡3地割から上飯岡5地割ま で 上飯岡10地割から上飯岡23地割まで 飯岡新田1地割 飯岡新田3地割から10地割まで 羽場1地割から羽場18地割 まで 羽場20地割 湯沢3地割 湯沢5地割から湯沢19地割 まで 乙部4地割から乙部6地割まで 乙部12地割から乙部 14地割まで 乙部20地割 乙部25地割から乙部32地割まで 大ヶ生20地割 黒川5地割から黒川7地割まで 黒川10地割 黒川20地割 黒川22地割 手代森13地割 手代森22地割から 手代森27地割まで 手代森30地割 松内(館 和台 新 田 築場 石花 在家 古川) 好摩(築袋 中塚 上 山 夏間木 芋田向) 玉山水井(荒屋 田端 中島) 寺 林(梨木平 下平) 登堀(巻堀 新田) 玉山 区馬場(川原 馬場) 芋田(上芋田 下芋田 上武道 下武道) 浪民(岩鼻 大前田 浪民 小前田 泉 田 鶴塚) 下田(上下田 下田 大百刈 牛転 仲平 石羽根 頭無 生出袋 牡丹野 船綱 陣場 生出向 柴沢) 川崎(向川崎 上川崎 川崎 外平)</p>	<p>割 西見前1地割から西見前22地割まで 三本柳1地割から 三本柳13地割まで 三本柳17地割 三本柳18地割 三本柳20 地割から三本柳24地割まで 津志田1地割から津志田6地割 まで 津志田9地割 津志田11地割から津志田16地割まで 津志田20地割から津志田22地割まで 津志田24地割から津志 田27地割まで 永井1地割から永井31地割まで 下飯岡1地 割から下飯岡21地割まで 上飯岡3地割から上飯岡5地割ま で 上飯岡10地割から上飯岡23地割まで 飯岡新田1地割 飯岡新田3地割から10地割まで 羽場1地割から羽場18地割 まで 羽場20地割 湯沢3地割 湯沢5地割から湯沢19地割 まで 乙部4地割から乙部6地割まで 乙部12地割から乙部 14地割まで 乙部20地割 乙部25地割から乙部32地割まで 大ヶ生20地割 黒川5地割から黒川7地割まで 黒川10地割 黒川20地割 黒川22地割 手代森13地割 手代森22地割から 手代森27地割まで 手代森30地割 玉山区松内(館 和台 新 田 築場 石花 在家 古川) 玉山区好摩(築袋 中塚 上 山 夏間木 芋田向) 玉山区水井(荒屋 田端 中島) 玉 山区寺林(梨木平 下平) 玉山区登堀(巻堀 新田) 玉山 区馬場(川原 馬場) 玉山区芋田(上芋田 下芋田 上武道 下武道) 玉山区浪民(岩鼻 大前田 浪民 小前田 泉 田 鶴塚) 玉山区下田(上下田 下田 大百刈 牛転 仲平 石羽根 頭無 生出袋 牡丹野 船綱 陣場 生出向 柴沢) 玉山区川崎(向川崎 上川崎 川崎 外平)</p>
<p>町又 は字 の区 域の 一部</p> <p>愛宕下 三ツ割(鉢ノ皮 更ノ沢 櫃石 清水頭 洞清水 上 岩清水 下岩清水 久保屋敷 金比羅前 寺山) 三ツ割二丁 目 北山二丁目 高松一丁目 高松三丁目 東緑が丘 岩臨 町 小鳥沢二丁目 上田(小鳥沢 松屋敷 東黒石野 黒岩 宇登坂長根 狐崎稲荷 堤頭 稲荷産 狐森 観森 小野松)</p>	<p>町又 は字 の区 域の 一部</p> <p>愛宕下 三ツ割(鉢ノ皮 更ノ沢 櫃石 清水頭 洞清水 上 岩清水 下岩清水 久保屋敷 金比羅前 寺山) 三ツ割二丁 目 北山二丁目 高松一丁目 高松三丁目 東緑が丘 岩臨 町 小鳥沢二丁目 上田(小鳥沢 松屋敷 東黒石野 黒岩 宇登坂長根 狐崎稲荷 堤頭 稲荷産 狐森 観森 小野松)</p>

改正後		改正前	
が給 水区 域で ある 区域	<p>山岸一丁目 山岸六丁目 山岸(外山岸 大平 名乗 庚申下合間) 上米内(畑井野 中居 米内沢 明通 砂子沢 岩沢 庄ヶ畑 赤坂 道ノ下 松水平 野頭 大誘 名乗沢 名乗) 下米内(一本松 馬場野 寺並) 加賀野(桜山 オノ神) 小杉山 東新庄一丁目 新庄(中鼻 瀬戸 岩山 下八木田 上八木田) 東桜山 つつじが丘 浅岸(稻久保 堰根 ニツ森) 東中野町 東山一丁目 東中野(柳下 五輪 立石 日蔭山 岩本 金勢 金勢前 沢田) 東安庭(中ヶ森 松長根 壇ヶ森 蝶ヶ森) 門(真立 唐 須摩 角下 川原道) 川目第7地割から川目第13地割まで 川目第15地割 川目第16地割 上堂四丁目 上厨川(柳原 小荒川 川原 杉原) 土淵(万徳 四ツ屋) 下厨川(鍋屋敷 四十四田 赤平 六口) 仙北一丁目 西仙北一丁目 本宮(蛇屋敷 平藤) 下太田下川原 下太田新田 中太田北太田 中太田新田 上太田六口 上太田中瀬 上太田赤前口 上太田沼箔 上太田上川原 上太田川原 上太田下川原 上太田蔵戸 上鹿妻ニツ沢 上鹿妻蟹沢 上鹿妻山崎 上鹿妻稻荷前 猪去釈迦堂 猪去上平猪去上猪去 猪去田面野木 猪去畑中 猪去橋場 繁(北ノ浦 北久保 下猿田 蔀内沢 館市 塗沢 湯ノ館 清水端 猿田) 東見前2地割 東見前7地割 東見前8地割 三本柳14地割から三本柳16地割まで 三本柳19地割 三本柳25地割 上飯岡2地割 上飯岡6地割 上飯岡7地割 上飯岡9地割 羽場19地割 湯沢1地割 湯沢2地割 湯沢4地割 乙部2地割 乙部3地割 乙部7地割から乙部11地割まで 乙部15地割から乙部19地割まで 乙部21地割から乙部24地割まで 大ヶ生18地割 大ヶ生19地割 大ヶ生21地割 大ヶ生22地割 大ヶ生24地割 黒川4地割 黒川8地割 黒川9地割 黒川11地割から黒川14地割まで 黒川16地割から黒川19地割まで</p>	<p>が給 水区 域で ある 区域</p>	<p>山岸一丁目 山岸六丁目 山岸(外山岸 大平 名乗 庚申下合間) 上米内(畑井野 中居 米内沢 明通 砂子沢 岩沢 庄ヶ畑 赤坂 道ノ下 松水平 野頭 大誘 名乗沢 名乗) 下米内(一本松 馬場野 寺並) 加賀野(桜山 オノ神) 小杉山 東新庄一丁目 新庄(中鼻 瀬戸 岩山 下八木田 上八木田) 東桜山 つつじが丘 浅岸(稻久保 堰根 ニツ森) 東中野町 東山一丁目 東中野(柳下 五輪 立石 日蔭山 岩本 金勢 金勢前 沢田) 東安庭(中ヶ森 松長根 壇ヶ森 蝶ヶ森) 門(真立 唐 須摩 角下 川原道) 川目第7地割から川目第13地割まで 川目第15地割 川目第16地割 上堂四丁目 上厨川(柳原 小荒川 川原 杉原) 土淵(万徳 四ツ屋) 下厨川(鍋屋敷 四十四田 赤平 六口) 仙北一丁目 西仙北一丁目 本宮(蛇屋敷 平藤) 下太田下川原 下太田新田 中太田北太田 中太田新田 上太田六口 上太田中瀬 上太田赤前口 上太田沼箔 上太田上川原 上太田川原 上太田下川原 上太田蔵戸 上鹿妻ニツ沢 上鹿妻蟹沢 上鹿妻山崎 上鹿妻稻荷前 猪去釈迦堂 猪去上平猪去上猪去 猪去田面野木 猪去畑中 猪去橋場 繁(北ノ浦 北久保 下猿田 蔀内沢 館市 塗沢 湯ノ館 清水端 猿田) 東見前2地割 東見前7地割 東見前8地割 三本柳14地割から三本柳16地割まで 三本柳19地割 三本柳25地割 上飯岡2地割 上飯岡6地割 上飯岡7地割 上飯岡9地割 羽場19地割 湯沢1地割 湯沢2地割 湯沢4地割 乙部2地割 乙部3地割 乙部7地割から乙部11地割まで 乙部15地割から乙部19地割まで 乙部21地割から乙部24地割まで 大ヶ生18地割 大ヶ生19地割 大ヶ生21地割 大ヶ生22地割 大ヶ生24地割 黒川4地割 黒川8地割 黒川9地割 黒川11地割から黒川14地割まで 黒川16地割から黒川19地割まで</p>

改正後		改正前	
	<p>黒川21地割 黒川23地割 手代森4地割から手代森12地割まで 手代森14地割から手代森17地割まで 手代森19地割から手代森21地割まで 手代森28地割 手代森29地割 松内字松内 好摩(和台 新田 小袋 好摩沢 野中) 玉山永井(永井沢 百目木 烏木沢) 寺林(才津沢 平森 下も山 境平) 巻堀(幅下 本宮 中道) 玉山馬場(前田 中島 赤坂 芦名沢 滝の沢 馬場平 状小屋) 芋田(沢田 芋田 昼久保 武道) 浪民(狐沢 大森 長波 鶴飼 愛宕) 門前寺(柏木平 越戸 独活倉 門前寺) 下田(古河川原 滝の下 生出) 玉山(宮前 宇峠 白沢 立障子 畑井沢) 日戸(一本杉 道合 栗木田 市の坪 人待 鷹高) 川又(赤坂 奴屋敷 苗代端) 八幡平市大更第2地割及び第5地割</p>		<p>黒川21地割 黒川23地割 手代森4地割から手代森12地割まで 手代森14地割から手代森17地割まで 手代森19地割から手代森21地割まで 手代森28地割 手代森29地割 玉山区松内字松内 玉山区好摩(和台 新田 小袋 好摩沢 野中) 玉山区永井(永井沢 百目木 烏木沢) 玉山区寺林(才津沢 平森 下も山 境平) 玉山区巻堀(幅下 本宮 中道) 玉山区馬場(前田 中島 赤坂 芦名沢 滝の沢 馬場平 状小屋) 玉山区芋田(沢田 芋田 昼久保 武道) 玉山区浪民(狐沢 大森 長波 鶴飼 愛宕) 玉山区門前寺(柏木平 越戸 独活倉 門前寺) 玉山区下田(古河川原 滝の下 生出) 玉山区玉山(宮前 宇峠 白沢 立障子 畑井沢) 玉山区日戸(一本杉 道合 栗木田 市の坪 人待 鷹高) 玉山区川又(赤坂 奴屋敷 苗代端) 玉山区上田(糠森 小野松) 八幡平市大更第2地割及び第5地割</p>
備考	この表中「上田(庚申産 黒石野平)」等とあるのは、「上田字庚申産 上田字黒石野平」等であることを表す。	備考	この表中「上田(庚申産 黒石野平)」等とあるのは、「上田字庚申産 上田字黒石野平」等であることを表す。

【第5条】盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 昭和49年3月29日条例第15号 改正 略 <u>平成27年12月 日条例第 号</u> 盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例</p> <p>第1条から第4条まで 略 (受益者の負担金の額)</p> <p>第5条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が次条の告示の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地（国又は地方公共団体が公共の用に供している道路、河川その他管理者が定める土地（以下「道路等」という。）を除く。）で同条の規定により告示された区域内に存するものの面積に1平方メートル当たり420円（当該所有し、又は地上権等を有する土地が<u>旧玉山区</u>の区域内に存する場合は、1平方メートル当たり260円）を乗じて得た額とする。</p> <p>第6条から第17条まで 略 附 則 略 附 則 (<u>平成27年条例第 号</u>) この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 昭和49年3月29日条例第15号 改正 略</p> <p>盛岡広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例</p> <p>第1条から第4条まで 略 (受益者の負担金の額)</p> <p>第5条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が次条の告示の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地（国又は地方公共団体が公共の用に供している道路、河川その他管理者が定める土地（以下「道路等」という。）を除く。）で同条の規定により告示された区域内に存するものの面積に1平方メートル当たり420円（当該所有し、又は地上権等を有する土地が<u>玉山区</u>の区域内に存する場合は、1平方メートル当たり260円）を乗じて得た額とする。</p> <p>第6条から第17条まで 略 附 則 略</p>

【第6条】盛岡市生活改善センター条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前																				
<p>○盛岡市生活改善センター条例 昭和49年3月29日条例第18号 改正 略 <u>平成27年12月 日条例第 号</u> 盛岡市生活改善センター条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 地域住民の生活改善の促進を図るため、研修、集会その他の活動のための施設として、生活改善センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市川目生活改善センター</td> <td>盛岡市川目第10地割1番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市砂子沢生活改善センター</td> <td>盛岡市砂子沢第10地割7番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市玉山生活改善センター</td> <td>盛岡市日戸字鷹高28番地2</td> </tr> <tr> <td>盛岡市岩洞生活改善センター</td> <td>盛岡市藪川字外山35番地44</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第19条まで 略 附 則 略 附 則 (<u>平成27年条例第 号</u>) この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>別表 略</p>	名称	位置	盛岡市川目生活改善センター	盛岡市川目第10地割1番地1	盛岡市砂子沢生活改善センター	盛岡市砂子沢第10地割7番地1	盛岡市玉山生活改善センター	盛岡市日戸字鷹高28番地2	盛岡市岩洞生活改善センター	盛岡市藪川字外山35番地44	<p>○盛岡市生活改善センター条例 昭和49年3月29日条例第18号 改正 略</p> <p>盛岡市生活改善センター条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 地域住民の生活改善の促進を図るため、研修、集会その他の活動のための施設として、生活改善センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市川目生活改善センター</td> <td>盛岡市川目第10地割1番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市砂子沢生活改善センター</td> <td>盛岡市砂子沢第10地割7番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市玉山生活改善センター</td> <td>盛岡市玉山区日戸字鷹高28番地2</td> </tr> <tr> <td>盛岡市岩洞生活改善センター</td> <td>盛岡市玉山区藪川字外山35番地44</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第19条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 略</p>	名称	位置	盛岡市川目生活改善センター	盛岡市川目第10地割1番地1	盛岡市砂子沢生活改善センター	盛岡市砂子沢第10地割7番地1	盛岡市玉山生活改善センター	盛岡市玉山区日戸字鷹高28番地2	盛岡市岩洞生活改善センター	盛岡市玉山区藪川字外山35番地44
名称	位置																				
盛岡市川目生活改善センター	盛岡市川目第10地割1番地1																				
盛岡市砂子沢生活改善センター	盛岡市砂子沢第10地割7番地1																				
盛岡市玉山生活改善センター	盛岡市日戸字鷹高28番地2																				
盛岡市岩洞生活改善センター	盛岡市藪川字外山35番地44																				
名称	位置																				
盛岡市川目生活改善センター	盛岡市川目第10地割1番地1																				
盛岡市砂子沢生活改善センター	盛岡市砂子沢第10地割7番地1																				
盛岡市玉山生活改善センター	盛岡市玉山区日戸字鷹高28番地2																				
盛岡市岩洞生活改善センター	盛岡市玉山区藪川字外山35番地44																				

【第7条】盛岡市児童館条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前																																																																
<p>○盛岡市児童館条例 昭和53年3月25日条例第19号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号</p> <p>盛岡市児童館条例 盛岡市児童館条例（昭和46年条例第18号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （設置）</p> <p>第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立青山児童センター</td><td>盛岡市青山二丁目6番11号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北児童センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川児童センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新児童館</td><td>盛岡市南青山町13番3号</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目児童センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮児童センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王児童センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王児童センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川児童センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園児童センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸児童センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田児童センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺児童センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下太田児童センター</td><td>盛岡市下太田14番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野児童センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号	盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立大新児童館	盛岡市南青山町13番3号	盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号	盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田14番地22	盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号	<p>○盛岡市児童館条例 昭和53年3月25日条例第19号 改正 略</p> <p>盛岡市児童館条例 盛岡市児童館条例（昭和46年条例第18号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （設置）</p> <p>第2条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立青山児童センター</td><td>盛岡市青山二丁目6番11号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北児童センター</td><td>盛岡市東仙北一丁目6番27号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川児童センター</td><td>盛岡市厨川一丁目14番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大新児童館</td><td>盛岡市南青山町13番3号</td></tr> <tr><td>盛岡市立川目児童センター</td><td>盛岡市東山一丁目15番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮児童センター</td><td>盛岡市本宮四丁目38番26号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仁王児童センター</td><td>盛岡市名須川町21番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山王児童センター</td><td>盛岡市山王町10番25号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川児童センター</td><td>盛岡市前九年三丁目7番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立松園児童センター</td><td>盛岡市西松園二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸児童センター</td><td>盛岡市下米内一丁目3番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立上田児童センター</td><td>盛岡市上田四丁目5番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺児童センター</td><td>盛岡市茶畑二丁目16番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立下太田児童センター</td><td>盛岡市下太田14番地22</td></tr> <tr><td>盛岡市立加賀野児童センター</td><td>盛岡市加賀野四丁目18番56号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号	盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号	盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号	盛岡市立大新児童館	盛岡市南青山町13番3号	盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号	盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号	盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号	盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号	盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号	盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号	盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号	盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号	盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号	盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田14番地22	盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号
名称	位置																																																																
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号																																																																
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																
盛岡市立大新児童館	盛岡市南青山町13番3号																																																																
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号																																																																
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																																
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																																
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田14番地22																																																																
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																
名称	位置																																																																
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目6番11号																																																																
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目6番27号																																																																
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番1号																																																																
盛岡市立大新児童館	盛岡市南青山町13番3号																																																																
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番1号																																																																
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号																																																																
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番1号																																																																
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号																																																																
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年三丁目7番1号																																																																
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番1号																																																																
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目3番18号																																																																
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目5番18号																																																																
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号																																																																
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田14番地22																																																																
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号																																																																

改正後	改正前																																																																																																				
<table border="1"> <tbody> <tr><td>盛岡市立緑が丘児童センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城児童センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵児童センター</td><td>盛岡市清水町13番34号</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ児童センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目14番36号</td></tr> <tr><td>盛岡市立城西児童センター</td><td>盛岡市中屋敷町1番57号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北児童センター</td><td>盛岡市西下台町10番46号</td></tr> <tr><td>盛岡市立高松児童センター</td><td>盛岡市上田字登坂長根41番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立上飯岡児童センター</td><td>盛岡市上飯岡16地割26番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田児童センター</td><td>盛岡市津志田中央二丁目11番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立湯沢児童センター</td><td>盛岡市湯沢6地割54番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立月が丘児童センター</td><td>盛岡市月が丘二丁目2番65号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前児童センター</td><td>盛岡市西見前13地割25番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内児童センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立手代森児童センター</td><td>盛岡市黒川6地割12番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園児童センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立永井児童センター</td><td>盛岡市永井18地割28番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部児童センター</td><td>盛岡市乙部8地割3番地4</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂児童センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立巻堀児童館</td><td>盛岡市巻堀字巻堀101番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立日戸児童館</td><td>盛岡市日戸字市の坪25番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立好摩児童館</td><td>盛岡市好摩字野中69番地85</td></tr> <tr><td>盛岡市立生出児童館</td><td>盛岡市下田字仲平66番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立波民児童館</td><td>盛岡市波民字鶴塚103番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵児童センター</td><td>盛岡市上厨川字下川原72番地2</td></tr> </tbody> </table> <p>2 児童館に次表のとおり分室を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> </table>	盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号	盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号	盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号	盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号	盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字登坂長根41番地3	盛岡市立上飯岡児童センター	盛岡市上飯岡16地割26番地	盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号	盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1	盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号	盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3	盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1	盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1	盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4	盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1	盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1	盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85	盛岡市立生出児童館	盛岡市下田字仲平66番地2	盛岡市立波民児童館	盛岡市波民字鶴塚103番地	盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2	名称	位置	<table border="1"> <tbody> <tr><td>盛岡市立緑が丘児童センター</td><td>盛岡市緑が丘三丁目19番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城児童センター</td><td>盛岡市大通三丁目8番18号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵児童センター</td><td>盛岡市清水町13番34号</td></tr> <tr><td>盛岡市立みたけ児童センター</td><td>盛岡市みたけ四丁目14番36号</td></tr> <tr><td>盛岡市立城西児童センター</td><td>盛岡市中屋敷町1番57号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北児童センター</td><td>盛岡市西下台町10番46号</td></tr> <tr><td>盛岡市立高松児童センター</td><td>盛岡市上田字登坂長根41番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立上飯岡児童センター</td><td>盛岡市上飯岡16地割26番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立津志田児童センター</td><td>盛岡市津志田中央二丁目11番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立湯沢児童センター</td><td>盛岡市湯沢6地割54番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立月が丘児童センター</td><td>盛岡市月が丘二丁目2番65号</td></tr> <tr><td>盛岡市立見前児童センター</td><td>盛岡市西見前13地割25番地3</td></tr> <tr><td>盛岡市立上米内児童センター</td><td>盛岡市桜台二丁目18番5号</td></tr> <tr><td>盛岡市立手代森児童センター</td><td>盛岡市黒川6地割12番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立北松園児童センター</td><td>盛岡市北松園四丁目1番4号</td></tr> <tr><td>盛岡市立永井児童センター</td><td>盛岡市永井18地割28番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立乙部児童センター</td><td>盛岡市乙部8地割3番地4</td></tr> <tr><td>盛岡市立上堂児童センター</td><td>盛岡市上堂三丁目17番10号</td></tr> <tr><td>盛岡市立巻堀児童館</td><td>盛岡市玉山区巻堀字巻堀101番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立日戸児童館</td><td>盛岡市玉山区日戸字市の坪25番地1</td></tr> <tr><td>盛岡市立好摩児童館</td><td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地85</td></tr> <tr><td>盛岡市立生出児童館</td><td>盛岡市玉山区下田字仲平66番地2</td></tr> <tr><td>盛岡市立波民児童館</td><td>盛岡市玉山区波民字鶴塚103番地</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵児童センター</td><td>盛岡市上厨川字下川原72番地2</td></tr> </tbody> </table> <p>2 児童館に次表のとおり分室を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> </table>	盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号	盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号	盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号	盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号	盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号	盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号	盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字登坂長根41番地3	盛岡市立上飯岡児童センター	盛岡市上飯岡16地割26番地	盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号	盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1	盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号	盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3	盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号	盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1	盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号	盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1	盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4	盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号	盛岡市立巻堀児童館	盛岡市玉山区巻堀字巻堀101番地1	盛岡市立日戸児童館	盛岡市玉山区日戸字市の坪25番地1	盛岡市立好摩児童館	盛岡市玉山区好摩字野中69番地85	盛岡市立生出児童館	盛岡市玉山区下田字仲平66番地2	盛岡市立波民児童館	盛岡市玉山区波民字鶴塚103番地	盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2	名称	位置
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																				
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																				
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号																																																																																																				
盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号																																																																																																				
盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号																																																																																																				
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号																																																																																																				
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字登坂長根41番地3																																																																																																				
盛岡市立上飯岡児童センター	盛岡市上飯岡16地割26番地																																																																																																				
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号																																																																																																				
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1																																																																																																				
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号																																																																																																				
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3																																																																																																				
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																				
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1																																																																																																				
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																				
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1																																																																																																				
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4																																																																																																				
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																				
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地1																																																																																																				
盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地1																																																																																																				
盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85																																																																																																				
盛岡市立生出児童館	盛岡市下田字仲平66番地2																																																																																																				
盛岡市立波民児童館	盛岡市波民字鶴塚103番地																																																																																																				
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2																																																																																																				
名称	位置																																																																																																				
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号																																																																																																				
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目8番18号																																																																																																				
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号																																																																																																				
盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号																																																																																																				
盛岡市立城西児童センター	盛岡市中屋敷町1番57号																																																																																																				
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号																																																																																																				
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字登坂長根41番地3																																																																																																				
盛岡市立上飯岡児童センター	盛岡市上飯岡16地割26番地																																																																																																				
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番1号																																																																																																				
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢6地割54番地1																																																																																																				
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目2番65号																																																																																																				
盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地3																																																																																																				
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番5号																																																																																																				
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川6地割12番地1																																																																																																				
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目1番4号																																																																																																				
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地1																																																																																																				
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部8地割3番地4																																																																																																				
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号																																																																																																				
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市玉山区巻堀字巻堀101番地1																																																																																																				
盛岡市立日戸児童館	盛岡市玉山区日戸字市の坪25番地1																																																																																																				
盛岡市立好摩児童館	盛岡市玉山区好摩字野中69番地85																																																																																																				
盛岡市立生出児童館	盛岡市玉山区下田字仲平66番地2																																																																																																				
盛岡市立波民児童館	盛岡市玉山区波民字鶴塚103番地																																																																																																				
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地2																																																																																																				
名称	位置																																																																																																				

改正後		改正前	
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1	盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地1
盛岡市立上飯岡児童センター飯岡分室	盛岡市下飯岡10地割178番地4	盛岡市立上飯岡児童センター飯岡分室	盛岡市下飯岡10地割178番地4
第3条から第17条まで 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号)		第3条から第17条まで 略 附 則 略	
この条例は、平成28年4月1日から施行する。			

【第8条】盛岡市屋外スポーツ施設条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前																																												
○盛岡市屋外スポーツ施設条例 昭和54年3月28日条例第17号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号	○盛岡市屋外スポーツ施設条例 昭和54年3月28日条例第17号 改正 略																																												
盛岡市屋外スポーツ施設条例	盛岡市屋外スポーツ施設条例																																												
第1条 略 (設置)	第1条 略 (設置)																																												
第2条 屋外スポーツ施設を次表のとおり設置する。	第2条 屋外スポーツ施設を次表のとおり設置する。																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立太田テニスコート</td> <td>盛岡市上太田六口4番地3</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立松園テニスコート</td> <td>盛岡市西松園三丁目19番4号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立網取スポーツセンター</td> <td>盛岡市浅岸字網取34番地251</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立東中野運動広場</td> <td>盛岡市東中野字立石8番地11</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立乙部運動広場</td> <td>盛岡市乙部28地割34番地2</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立生出スキー場</td> <td>盛岡市下田字生出1350番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立玉山運動場</td> <td>盛岡市日戸字鷹高50番地3</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立好摩相撲場</td> <td>盛岡市好摩字野中69番地49</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立好摩テニスコート</td> <td>盛岡市好摩字野中69番地49</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立つなぎ多目的運動場</td> <td>盛岡市繁字除キ32番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立太田テニスコート	盛岡市上太田六口4番地3	盛岡市立松園テニスコート	盛岡市西松園三丁目19番4号	盛岡市立網取スポーツセンター	盛岡市浅岸字網取34番地251	盛岡市立東中野運動広場	盛岡市東中野字立石8番地11	盛岡市立乙部運動広場	盛岡市乙部28地割34番地2	盛岡市立生出スキー場	盛岡市下田字生出1350番地	盛岡市立玉山運動場	盛岡市日戸字鷹高50番地3	盛岡市立好摩相撲場	盛岡市好摩字野中69番地49	盛岡市立好摩テニスコート	盛岡市好摩字野中69番地49	盛岡市立つなぎ多目的運動場	盛岡市繁字除キ32番地2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立太田テニスコート</td> <td>盛岡市上太田六口4番地3</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立松園テニスコート</td> <td>盛岡市西松園三丁目19番4号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立網取スポーツセンター</td> <td>盛岡市浅岸字網取34番地251</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立東中野運動広場</td> <td>盛岡市東中野字立石8番地11</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立乙部運動広場</td> <td>盛岡市乙部28地割34番地2</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立生出スキー場</td> <td>盛岡市玉山区下田字生出1350番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立玉山運動場</td> <td>盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立好摩相撲場</td> <td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地49</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立好摩テニスコート</td> <td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地49</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立つなぎ多目的運動場</td> <td>盛岡市繁字除キ32番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立太田テニスコート	盛岡市上太田六口4番地3	盛岡市立松園テニスコート	盛岡市西松園三丁目19番4号	盛岡市立網取スポーツセンター	盛岡市浅岸字網取34番地251	盛岡市立東中野運動広場	盛岡市東中野字立石8番地11	盛岡市立乙部運動広場	盛岡市乙部28地割34番地2	盛岡市立生出スキー場	盛岡市玉山区下田字生出1350番地	盛岡市立玉山運動場	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3	盛岡市立好摩相撲場	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49	盛岡市立好摩テニスコート	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49	盛岡市立つなぎ多目的運動場	盛岡市繁字除キ32番地2
名称	位置																																												
盛岡市立太田テニスコート	盛岡市上太田六口4番地3																																												
盛岡市立松園テニスコート	盛岡市西松園三丁目19番4号																																												
盛岡市立網取スポーツセンター	盛岡市浅岸字網取34番地251																																												
盛岡市立東中野運動広場	盛岡市東中野字立石8番地11																																												
盛岡市立乙部運動広場	盛岡市乙部28地割34番地2																																												
盛岡市立生出スキー場	盛岡市下田字生出1350番地																																												
盛岡市立玉山運動場	盛岡市日戸字鷹高50番地3																																												
盛岡市立好摩相撲場	盛岡市好摩字野中69番地49																																												
盛岡市立好摩テニスコート	盛岡市好摩字野中69番地49																																												
盛岡市立つなぎ多目的運動場	盛岡市繁字除キ32番地2																																												
名称	位置																																												
盛岡市立太田テニスコート	盛岡市上太田六口4番地3																																												
盛岡市立松園テニスコート	盛岡市西松園三丁目19番4号																																												
盛岡市立網取スポーツセンター	盛岡市浅岸字網取34番地251																																												
盛岡市立東中野運動広場	盛岡市東中野字立石8番地11																																												
盛岡市立乙部運動広場	盛岡市乙部28地割34番地2																																												
盛岡市立生出スキー場	盛岡市玉山区下田字生出1350番地																																												
盛岡市立玉山運動場	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地3																																												
盛岡市立好摩相撲場	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49																																												
盛岡市立好摩テニスコート	盛岡市玉山区好摩字野中69番地49																																												
盛岡市立つなぎ多目的運動場	盛岡市繁字除キ32番地2																																												
第3条から第20条まで 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号)	第3条から第20条まで 略 附 則 略																																												
この条例は、平成28年4月1日から施行する。																																													
別表 略	別表 略																																												

【第9条】盛岡市公民館条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前																																																												
<p>○盛岡市公民館条例 昭和55年3月28日条例第21号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号</p> <p>盛岡市公民館条例 盛岡市公民館に関する条例（昭和35年条例第10号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （設置）</p> <p>第2条 公民館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市中央公民館</td> <td>盛岡市愛宕町14番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市上田公民館</td> <td>盛岡市上田四丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市河南公民館</td> <td>盛岡市松尾町3番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市都南公民館</td> <td>盛岡市永井24地割10番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市西部公民館</td> <td>盛岡市南青山町6番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市洺民公民館</td> <td>盛岡市洺民字鶴塚55番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 盛岡市上田公民館に次表のとおり地区公民館を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市松園地区公民館</td> <td>盛岡市東松園二丁目5番3号</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 盛岡市都南公民館に次表のとおり地区公民館を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市見前地区公民館</td> <td>盛岡市津志田中央二丁目9番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市飯岡地区公民館</td> <td>盛岡市下飯岡8地割100番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市乙部地区公民館</td> <td>盛岡市乙部6地割79番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 盛岡市洺民公民館に次表のとおり地区公民館を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市中央公民館	盛岡市愛宕町14番1号	盛岡市上田公民館	盛岡市上田四丁目1番1号	盛岡市河南公民館	盛岡市松尾町3番1号	盛岡市都南公民館	盛岡市永井24地割10番地1	盛岡市西部公民館	盛岡市南青山町6番1号	盛岡市洺民公民館	盛岡市洺民字鶴塚55番地	名称	位置	盛岡市松園地区公民館	盛岡市東松園二丁目5番3号	名称	位置	盛岡市見前地区公民館	盛岡市津志田中央二丁目9番1号	盛岡市飯岡地区公民館	盛岡市下飯岡8地割100番地	盛岡市乙部地区公民館	盛岡市乙部6地割79番地1	名称	位置			<p>○盛岡市公民館条例 昭和55年3月28日条例第21号 改正 略</p> <p>盛岡市公民館条例 盛岡市公民館に関する条例（昭和35年条例第10号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （設置）</p> <p>第2条 公民館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市中央公民館</td> <td>盛岡市愛宕町14番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市上田公民館</td> <td>盛岡市上田四丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市河南公民館</td> <td>盛岡市松尾町3番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市都南公民館</td> <td>盛岡市永井24地割10番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市西部公民館</td> <td>盛岡市南青山町6番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市洺民公民館</td> <td>盛岡市玉山区洺民字鶴塚55番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 盛岡市上田公民館に次表のとおり地区公民館を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市松園地区公民館</td> <td>盛岡市東松園二丁目5番3号</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 盛岡市都南公民館に次表のとおり地区公民館を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市見前地区公民館</td> <td>盛岡市津志田中央二丁目9番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市飯岡地区公民館</td> <td>盛岡市下飯岡8地割100番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市乙部地区公民館</td> <td>盛岡市乙部6地割79番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 盛岡市洺民公民館に次表のとおり地区公民館を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市中央公民館	盛岡市愛宕町14番1号	盛岡市上田公民館	盛岡市上田四丁目1番1号	盛岡市河南公民館	盛岡市松尾町3番1号	盛岡市都南公民館	盛岡市永井24地割10番地1	盛岡市西部公民館	盛岡市南青山町6番1号	盛岡市洺民公民館	盛岡市玉山区洺民字鶴塚55番地	名称	位置	盛岡市松園地区公民館	盛岡市東松園二丁目5番3号	名称	位置	盛岡市見前地区公民館	盛岡市津志田中央二丁目9番1号	盛岡市飯岡地区公民館	盛岡市下飯岡8地割100番地	盛岡市乙部地区公民館	盛岡市乙部6地割79番地1	名称	位置		
名称	位置																																																												
盛岡市中央公民館	盛岡市愛宕町14番1号																																																												
盛岡市上田公民館	盛岡市上田四丁目1番1号																																																												
盛岡市河南公民館	盛岡市松尾町3番1号																																																												
盛岡市都南公民館	盛岡市永井24地割10番地1																																																												
盛岡市西部公民館	盛岡市南青山町6番1号																																																												
盛岡市洺民公民館	盛岡市洺民字鶴塚55番地																																																												
名称	位置																																																												
盛岡市松園地区公民館	盛岡市東松園二丁目5番3号																																																												
名称	位置																																																												
盛岡市見前地区公民館	盛岡市津志田中央二丁目9番1号																																																												
盛岡市飯岡地区公民館	盛岡市下飯岡8地割100番地																																																												
盛岡市乙部地区公民館	盛岡市乙部6地割79番地1																																																												
名称	位置																																																												
名称	位置																																																												
盛岡市中央公民館	盛岡市愛宕町14番1号																																																												
盛岡市上田公民館	盛岡市上田四丁目1番1号																																																												
盛岡市河南公民館	盛岡市松尾町3番1号																																																												
盛岡市都南公民館	盛岡市永井24地割10番地1																																																												
盛岡市西部公民館	盛岡市南青山町6番1号																																																												
盛岡市洺民公民館	盛岡市玉山区洺民字鶴塚55番地																																																												
名称	位置																																																												
盛岡市松園地区公民館	盛岡市東松園二丁目5番3号																																																												
名称	位置																																																												
盛岡市見前地区公民館	盛岡市津志田中央二丁目9番1号																																																												
盛岡市飯岡地区公民館	盛岡市下飯岡8地割100番地																																																												
盛岡市乙部地区公民館	盛岡市乙部6地割79番地1																																																												
名称	位置																																																												
<p style="text-align: center;">改正後</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>盛岡市好摩地区公民館</td> <td>盛岡市好摩字野中69番地48</td> </tr> <tr> <td>盛岡市玉山区公民館</td> <td>盛岡市日戸字鷹高50番地16</td> </tr> <tr> <td>盛岡市葦川地区公民館</td> <td>盛岡市葦川字外山93番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 盛岡市中央公民館に次表のとおり分館を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市中央公民館太田分館</td> <td>盛岡市中太田深持9番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第20条まで 略 附 則 略 附 則（平成27年条例第 号） この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>別表 略</p>	盛岡市好摩地区公民館	盛岡市好摩字野中69番地48	盛岡市玉山区公民館	盛岡市日戸字鷹高50番地16	盛岡市葦川地区公民館	盛岡市葦川字外山93番地1	名称	位置	盛岡市中央公民館太田分館	盛岡市中太田深持9番地	<p style="text-align: center;">改正前</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>盛岡市好摩地区公民館</td> <td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地48</td> </tr> <tr> <td>盛岡市玉山区公民館</td> <td>盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地16</td> </tr> <tr> <td>盛岡市葦川地区公民館</td> <td>盛岡市玉山区葦川字外山93番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 盛岡市中央公民館に次表のとおり分館を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市中央公民館太田分館</td> <td>盛岡市中太田深持9番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 略</p>	盛岡市好摩地区公民館	盛岡市玉山区好摩字野中69番地48	盛岡市玉山区公民館	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地16	盛岡市葦川地区公民館	盛岡市玉山区葦川字外山93番地1	名称	位置	盛岡市中央公民館太田分館	盛岡市中太田深持9番地																																								
盛岡市好摩地区公民館	盛岡市好摩字野中69番地48																																																												
盛岡市玉山区公民館	盛岡市日戸字鷹高50番地16																																																												
盛岡市葦川地区公民館	盛岡市葦川字外山93番地1																																																												
名称	位置																																																												
盛岡市中央公民館太田分館	盛岡市中太田深持9番地																																																												
盛岡市好摩地区公民館	盛岡市玉山区好摩字野中69番地48																																																												
盛岡市玉山区公民館	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地16																																																												
盛岡市葦川地区公民館	盛岡市玉山区葦川字外山93番地1																																																												
名称	位置																																																												
盛岡市中央公民館太田分館	盛岡市中太田深持9番地																																																												

【第10条】盛岡市地区振興センター条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前																																
<p>○盛岡市地区振興センター条例 昭和57年3月24日条例第10号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号 盛岡市地区振興センター条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 農林業の振興及び住民の交流の促進を図るため、研修、集会その他の活動のための施設として、地区振興センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庄ヶ畑地区振興センター</td> <td>盛岡市上米内字道ノ下39番地2</td> </tr> <tr> <td>大葛地区振興センター</td> <td>盛岡市浅岸字下大葛43番地7</td> </tr> <tr> <td>中津川地区振興センター</td> <td>盛岡市新庄字中津川43番地5</td> </tr> <tr> <td>銭掛地区振興センター</td> <td>盛岡市新庄字銭掛23番地4</td> </tr> <tr> <td>築川地区振興センター</td> <td>盛岡市築川第5地割33番地1</td> </tr> <tr> <td>上米内地区振興センター</td> <td>盛岡市上米内字中居74番地1</td> </tr> <tr> <td>矩神地区振興センター</td> <td>盛岡市玉山区馬場字葛巻104番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第19条まで 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。 別表 略</p>	名称	位置	庄ヶ畑地区振興センター	盛岡市上米内字道ノ下39番地2	大葛地区振興センター	盛岡市浅岸字下大葛43番地7	中津川地区振興センター	盛岡市新庄字中津川43番地5	銭掛地区振興センター	盛岡市新庄字銭掛23番地4	築川地区振興センター	盛岡市築川第5地割33番地1	上米内地区振興センター	盛岡市上米内字中居74番地1	矩神地区振興センター	盛岡市玉山区馬場字葛巻104番地1	<p>○盛岡市地区振興センター条例 昭和57年3月24日条例第10号 改正 略 盛岡市地区振興センター条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 農林業の振興及び住民の交流の促進を図るため、研修、集会その他の活動のための施設として、地区振興センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庄ヶ畑地区振興センター</td> <td>盛岡市上米内字道ノ下39番地2</td> </tr> <tr> <td>大葛地区振興センター</td> <td>盛岡市浅岸字下大葛43番地7</td> </tr> <tr> <td>中津川地区振興センター</td> <td>盛岡市新庄字中津川43番地5</td> </tr> <tr> <td>銭掛地区振興センター</td> <td>盛岡市新庄字銭掛23番地4</td> </tr> <tr> <td>築川地区振興センター</td> <td>盛岡市築川第5地割33番地1</td> </tr> <tr> <td>上米内地区振興センター</td> <td>盛岡市上米内字中居74番地1</td> </tr> <tr> <td>矩神地区振興センター</td> <td>盛岡市玉山区馬場字葛巻104番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第19条まで 略 附 則 略 別表 略</p>	名称	位置	庄ヶ畑地区振興センター	盛岡市上米内字道ノ下39番地2	大葛地区振興センター	盛岡市浅岸字下大葛43番地7	中津川地区振興センター	盛岡市新庄字中津川43番地5	銭掛地区振興センター	盛岡市新庄字銭掛23番地4	築川地区振興センター	盛岡市築川第5地割33番地1	上米内地区振興センター	盛岡市上米内字中居74番地1	矩神地区振興センター	盛岡市玉山区馬場字葛巻104番地1
名称	位置																																
庄ヶ畑地区振興センター	盛岡市上米内字道ノ下39番地2																																
大葛地区振興センター	盛岡市浅岸字下大葛43番地7																																
中津川地区振興センター	盛岡市新庄字中津川43番地5																																
銭掛地区振興センター	盛岡市新庄字銭掛23番地4																																
築川地区振興センター	盛岡市築川第5地割33番地1																																
上米内地区振興センター	盛岡市上米内字中居74番地1																																
矩神地区振興センター	盛岡市玉山区馬場字葛巻104番地1																																
名称	位置																																
庄ヶ畑地区振興センター	盛岡市上米内字道ノ下39番地2																																
大葛地区振興センター	盛岡市浅岸字下大葛43番地7																																
中津川地区振興センター	盛岡市新庄字中津川43番地5																																
銭掛地区振興センター	盛岡市新庄字銭掛23番地4																																
築川地区振興センター	盛岡市築川第5地割33番地1																																
上米内地区振興センター	盛岡市上米内字中居74番地1																																
矩神地区振興センター	盛岡市玉山区馬場字葛巻104番地1																																

【第11条】盛岡市コミュニティ防災センター条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前																																												
<p>○盛岡市コミュニティ防災センター条例 昭和59年3月23日条例第12号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号 盛岡市コミュニティ防災センター条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 住民の自主防災活動の推進及び防災体制の確立のための便宜を総合的に供与するとともに、地域福祉の増進を図るため、コミュニティ防災センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市コミュニティ防災センター</td> <td>盛岡市大沢川原三丁目3番5号</td> </tr> <tr> <td>築川地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市川目町21番21号</td> </tr> <tr> <td>本宮地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市本宮三丁目47番16号</td> </tr> <tr> <td>浅岸地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市浅岸一丁目11番30号</td> </tr> <tr> <td>上米内地区コミュニティ消防センタ</td> <td>盛岡市上米内字中居74番地1</td> </tr> <tr> <td>長田町地区コミュニティ消防センタ</td> <td>盛岡市長田町10番1号</td> </tr> <tr> <td>太田地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市上太田八千刈53番地6</td> </tr> <tr> <td>夕顔瀬地区コミュニティ消防センタ</td> <td>盛岡市夕顔瀬町1番41号</td> </tr> <tr> <td>本町地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市本町通一丁目11番24号</td> </tr> <tr> <td>谷地上地区コミュニティ消防センタ</td> <td>盛岡市土淵字北野94番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市コミュニティ防災センター	盛岡市大沢川原三丁目3番5号	築川地区コミュニティ消防センター	盛岡市川目町21番21号	本宮地区コミュニティ消防センター	盛岡市本宮三丁目47番16号	浅岸地区コミュニティ消防センター	盛岡市浅岸一丁目11番30号	上米内地区コミュニティ消防センタ	盛岡市上米内字中居74番地1	長田町地区コミュニティ消防センタ	盛岡市長田町10番1号	太田地区コミュニティ消防センター	盛岡市上太田八千刈53番地6	夕顔瀬地区コミュニティ消防センタ	盛岡市夕顔瀬町1番41号	本町地区コミュニティ消防センター	盛岡市本町通一丁目11番24号	谷地上地区コミュニティ消防センタ	盛岡市土淵字北野94番地1	<p>○盛岡市コミュニティ防災センター条例 昭和59年3月23日条例第12号 改正 略 盛岡市コミュニティ防災センター条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 住民の自主防災活動の推進及び防災体制の確立のための便宜を総合的に供与するとともに、地域福祉の増進を図るため、コミュニティ防災センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市コミュニティ防災センター</td> <td>盛岡市大沢川原三丁目3番5号</td> </tr> <tr> <td>築川地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市川目町21番21号</td> </tr> <tr> <td>本宮地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市本宮三丁目47番16号</td> </tr> <tr> <td>浅岸地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市浅岸一丁目11番30号</td> </tr> <tr> <td>上米内地区コミュニティ消防センタ</td> <td>盛岡市上米内字中居74番地1</td> </tr> <tr> <td>長田町地区コミュニティ消防センタ</td> <td>盛岡市長田町10番1号</td> </tr> <tr> <td>太田地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市上太田八千刈53番地6</td> </tr> <tr> <td>夕顔瀬地区コミュニティ消防センタ</td> <td>盛岡市夕顔瀬町1番41号</td> </tr> <tr> <td>本町地区コミュニティ消防センター</td> <td>盛岡市本町通一丁目11番24号</td> </tr> <tr> <td>谷地上地区コミュニティ消防センタ</td> <td>盛岡市土淵字北野94番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市コミュニティ防災センター	盛岡市大沢川原三丁目3番5号	築川地区コミュニティ消防センター	盛岡市川目町21番21号	本宮地区コミュニティ消防センター	盛岡市本宮三丁目47番16号	浅岸地区コミュニティ消防センター	盛岡市浅岸一丁目11番30号	上米内地区コミュニティ消防センタ	盛岡市上米内字中居74番地1	長田町地区コミュニティ消防センタ	盛岡市長田町10番1号	太田地区コミュニティ消防センター	盛岡市上太田八千刈53番地6	夕顔瀬地区コミュニティ消防センタ	盛岡市夕顔瀬町1番41号	本町地区コミュニティ消防センター	盛岡市本町通一丁目11番24号	谷地上地区コミュニティ消防センタ	盛岡市土淵字北野94番地1
名称	位置																																												
盛岡市コミュニティ防災センター	盛岡市大沢川原三丁目3番5号																																												
築川地区コミュニティ消防センター	盛岡市川目町21番21号																																												
本宮地区コミュニティ消防センター	盛岡市本宮三丁目47番16号																																												
浅岸地区コミュニティ消防センター	盛岡市浅岸一丁目11番30号																																												
上米内地区コミュニティ消防センタ	盛岡市上米内字中居74番地1																																												
長田町地区コミュニティ消防センタ	盛岡市長田町10番1号																																												
太田地区コミュニティ消防センター	盛岡市上太田八千刈53番地6																																												
夕顔瀬地区コミュニティ消防センタ	盛岡市夕顔瀬町1番41号																																												
本町地区コミュニティ消防センター	盛岡市本町通一丁目11番24号																																												
谷地上地区コミュニティ消防センタ	盛岡市土淵字北野94番地1																																												
名称	位置																																												
盛岡市コミュニティ防災センター	盛岡市大沢川原三丁目3番5号																																												
築川地区コミュニティ消防センター	盛岡市川目町21番21号																																												
本宮地区コミュニティ消防センター	盛岡市本宮三丁目47番16号																																												
浅岸地区コミュニティ消防センター	盛岡市浅岸一丁目11番30号																																												
上米内地区コミュニティ消防センタ	盛岡市上米内字中居74番地1																																												
長田町地区コミュニティ消防センタ	盛岡市長田町10番1号																																												
太田地区コミュニティ消防センター	盛岡市上太田八千刈53番地6																																												
夕顔瀬地区コミュニティ消防センタ	盛岡市夕顔瀬町1番41号																																												
本町地区コミュニティ消防センター	盛岡市本町通一丁目11番24号																																												
谷地上地区コミュニティ消防センタ	盛岡市土淵字北野94番地1																																												

改正後		改正前	
太田地区第二コミュニティ消防センター	盛岡市下太田田端1番地1	太田地区第二コミュニティ消防センター	盛岡市下太田田端1番地1
小屋野地区コミュニティ消防センター	盛岡市川目第4地割101番地3	小屋野地区コミュニティ消防センター	盛岡市川目第4地割101番地3
三ツ割地区コミュニティ消防センター	盛岡市三ツ割一丁目12番3号	三ツ割地区コミュニティ消防センター	盛岡市三ツ割一丁目12番3号
野田地区コミュニティ消防センター	盛岡市津志田西二丁目9番1号	野田地区コミュニティ消防センター	盛岡市津志田西二丁目9番1号
乙部地区コミュニティ消防センター	盛岡市乙部28地割34番地4	乙部地区コミュニティ消防センター	盛岡市乙部28地割34番地4
根田茂地区コミュニティ消防センター	盛岡市根田茂第5地割19番地4	根田茂地区コミュニティ消防センター	盛岡市根田茂第5地割19番地4
杜陵地区コミュニティ消防センター	盛岡市肴町9番31号	杜陵地区コミュニティ消防センター	盛岡市肴町9番31号
八幡地区コミュニティ消防センター	盛岡市八幡町1番17号	八幡地区コミュニティ消防センター	盛岡市八幡町1番17号
紺屋町地区コミュニティ消防センター	盛岡市紺屋町3番37号	紺屋町地区コミュニティ消防センター	盛岡市紺屋町3番37号
山田地区コミュニティ消防センター	盛岡市下田字頭無15番地36	山田地区コミュニティ消防センター	盛岡市玉山区下田字頭無15番地36
好摩地区コミュニティ消防センター	盛岡市好摩字野中69番地113	好摩地区コミュニティ消防センター	盛岡市玉山区好摩字野中69番地113
馬場地区コミュニティ消防センター	盛岡市玉山馬場字川原16番地8	馬場地区コミュニティ消防センター	盛岡市玉山区馬場字川原16番地8
桑畑地区コミュニティ消防センター	盛岡市巻堀字上桑畑3番地7	桑畑地区コミュニティ消防センター	盛岡市玉山区巻堀字上桑畑3番地7
小貝沢地区コミュニティ消防センター	盛岡市新庄字小貝沢72番地5	小貝沢地区コミュニティ消防センター	盛岡市新庄字小貝沢72番地5
釘の平地区コミュニティ消防センター	盛岡市川又字道地58番地3	釘の平地区コミュニティ消防センター	盛岡市玉山区川又字道地58番地3
大慈寺地区コミュニティ消防センター	盛岡市鉾屋町10番7号	大慈寺地区コミュニティ消防センター	盛岡市鉾屋町10番7号

改正後		改正前	
飯岡地区コミュニティ消防センター	盛岡市下飯岡14地割256番地	飯岡地区コミュニティ消防センター	盛岡市下飯岡14地割256番地
第3条から第12条まで 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。		第3条から第12条まで 略 附 則 略	
別表 略		別表 略	

【第12条】盛岡市勤労福祉会館条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前																
<p>○盛岡市勤労福祉会館条例 昭和62年9月30日条例第29号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号 盛岡市勤労福祉会館条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 勤労者の教養及び文化の向上並びに健康の保持等のための便宜を供与し、勤労者の福祉の増進を図るため、勤労福祉会館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市勤労福祉会館</td> <td>盛岡市紺屋町2番9号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市都南勤労福祉会館</td> <td>盛岡市永井23地割14番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浪民勤労者研修センター</td> <td>盛岡市浪民字浪民13番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第20条まで 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>表 略</p>	名称	位置	盛岡市勤労福祉会館	盛岡市紺屋町2番9号	盛岡市都南勤労福祉会館	盛岡市永井23地割14番地1	盛岡市浪民勤労者研修センター	盛岡市浪民字浪民13番地	<p>○盛岡市勤労福祉会館条例 昭和62年9月30日条例第29号 改正 略 盛岡市勤労福祉会館条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 勤労者の教養及び文化の向上並びに健康の保持等のための便宜を供与し、勤労者の福祉の増進を図るため、勤労福祉会館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市勤労福祉会館</td> <td>盛岡市紺屋町2番9号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市都南勤労福祉会館</td> <td>盛岡市永井23地割14番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浪民勤労者研修センター</td> <td>盛岡市玉山区浪民字浪民13番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 略</p>	名称	位置	盛岡市勤労福祉会館	盛岡市紺屋町2番9号	盛岡市都南勤労福祉会館	盛岡市永井23地割14番地1	盛岡市浪民勤労者研修センター	盛岡市玉山区浪民字浪民13番地
名称	位置																
盛岡市勤労福祉会館	盛岡市紺屋町2番9号																
盛岡市都南勤労福祉会館	盛岡市永井23地割14番地1																
盛岡市浪民勤労者研修センター	盛岡市浪民字浪民13番地																
名称	位置																
盛岡市勤労福祉会館	盛岡市紺屋町2番9号																
盛岡市都南勤労福祉会館	盛岡市永井23地割14番地1																
盛岡市浪民勤労者研修センター	盛岡市玉山区浪民字浪民13番地																

【第13条】盛岡市文化会館条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前																				
<p>○盛岡市文化会館条例 平成2年3月23日条例第17号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号 盛岡市文化会館条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 市民の芸術文化の振興を図るため、文化会館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡劇場</td> <td>盛岡市松尾町3番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市都南文化会館</td> <td>盛岡市永井24地割10番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市民文化ホール</td> <td>盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浪民文化会館</td> <td>盛岡市浪民字鶴塚55番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第20条まで 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>別表 略</p>	名称	位置	盛岡劇場	盛岡市松尾町3番1号	盛岡市都南文化会館	盛岡市永井24地割10番地1	盛岡市民文化ホール	盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号	盛岡市浪民文化会館	盛岡市浪民字鶴塚55番地	<p>○盛岡市文化会館条例 平成2年3月23日条例第17号 改正 略 盛岡市文化会館条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 市民の芸術文化の振興を図るため、文化会館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡劇場</td> <td>盛岡市松尾町3番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市都南文化会館</td> <td>盛岡市永井24地割10番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市民文化ホール</td> <td>盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浪民文化会館</td> <td>盛岡市玉山区浪民字鶴塚55番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 略</p>	名称	位置	盛岡劇場	盛岡市松尾町3番1号	盛岡市都南文化会館	盛岡市永井24地割10番地1	盛岡市民文化ホール	盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号	盛岡市浪民文化会館	盛岡市玉山区浪民字鶴塚55番地
名称	位置																				
盛岡劇場	盛岡市松尾町3番1号																				
盛岡市都南文化会館	盛岡市永井24地割10番地1																				
盛岡市民文化ホール	盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号																				
盛岡市浪民文化会館	盛岡市浪民字鶴塚55番地																				
名称	位置																				
盛岡劇場	盛岡市松尾町3番1号																				
盛岡市都南文化会館	盛岡市永井24地割10番地1																				
盛岡市民文化ホール	盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号																				
盛岡市浪民文化会館	盛岡市玉山区浪民字鶴塚55番地																				

【第14条】盛岡市森林公園条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○盛岡市森林公園条例 平成3年3月22日条例第9号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号 盛岡市森林公園条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 森林浴、レクリエーション等の野外活動を通じて、市民の保健及び休養に資するとともに、森林に対する理解を深めるため、森林公園を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市外山森林公園</td> <td>盛岡市藪川字大の平31番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市都南つどいの森</td> <td>盛岡市湯沢1地割1番地13</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第21条まで 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。 別表 略</p>	名称	位置	盛岡市外山森林公園	盛岡市藪川字大の平31番地1	盛岡市都南つどいの森	盛岡市湯沢1地割1番地13	<p>○盛岡市森林公園条例 平成3年3月22日条例第9号 改正 略 盛岡市森林公園条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 森林浴、レクリエーション等の野外活動を通じて、市民の保健及び休養に資するとともに、森林に対する理解を深めるため、森林公園を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市外山森林公園</td> <td>盛岡市玉山区藪川字大の平31番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市都南つどいの森</td> <td>盛岡市湯沢1地割1番地13</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第21条まで 略 附 則 略 別表 略</p>	名称	位置	盛岡市外山森林公園	盛岡市玉山区藪川字大の平31番地1	盛岡市都南つどいの森	盛岡市湯沢1地割1番地13
名称	位置												
盛岡市外山森林公園	盛岡市藪川字大の平31番地1												
盛岡市都南つどいの森	盛岡市湯沢1地割1番地13												
名称	位置												
盛岡市外山森林公園	盛岡市玉山区藪川字大の平31番地1												
盛岡市都南つどいの森	盛岡市湯沢1地割1番地13												

【第15条】盛岡市学校給食センター条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○盛岡市学校給食センター条例 平成4年3月24日条例第62号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号 盛岡市学校給食センター条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、学校給食センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置)</p> <p>第2条 市立の小学校及び中学校における学校給食の業務を適正かつ円滑に行うため、学校給食センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市都南学校給食センター</td> <td>盛岡市東見前8地割76番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市玉山学校給食センター</td> <td>盛岡市川崎字川崎142番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職員)</p> <p>第3条 学校給食センターに所長のほか必要な職員を置く。 (委任)</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、学校給食センターの管理について必要な事項は、教育委員会が定める。 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	名称	位置	盛岡市都南学校給食センター	盛岡市東見前8地割76番地	盛岡市玉山学校給食センター	盛岡市川崎字川崎142番地1	<p>○盛岡市学校給食センター条例 平成4年3月24日条例第62号 改正 略 盛岡市学校給食センター条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、学校給食センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置)</p> <p>第2条 市立の小学校及び中学校における学校給食の業務を適正かつ円滑に行うため、学校給食センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市都南学校給食センター</td> <td>盛岡市東見前8地割76番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市玉山学校給食センター</td> <td>盛岡市玉山区川崎字川崎142番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職員)</p> <p>第3条 学校給食センターに所長のほか必要な職員を置く。 (委任)</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、学校給食センターの管理について必要な事項は、教育委員会が定める。 附 則 略</p>	名称	位置	盛岡市都南学校給食センター	盛岡市東見前8地割76番地	盛岡市玉山学校給食センター	盛岡市玉山区川崎字川崎142番地1
名称	位置												
盛岡市都南学校給食センター	盛岡市東見前8地割76番地												
盛岡市玉山学校給食センター	盛岡市川崎字川崎142番地1												
名称	位置												
盛岡市都南学校給食センター	盛岡市東見前8地割76番地												
盛岡市玉山学校給食センター	盛岡市玉山区川崎字川崎142番地1												

【第16条】盛岡市歴史民俗資料館条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○盛岡市歴史民俗資料館条例 平成4年3月24日条例第68号 改正 略 <u>平成27年12月 日条例第 号</u> 盛岡市歴史民俗資料館条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 貴重な文化遺産を収集し、保存し、及び展示して、市民の教育及び文化の向上に資するため、歴史民俗資料館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市都南歴史民俗資料館</td> <td>盛岡市湯沢1地割1番地38</td> </tr> <tr> <td>盛岡市玉山歴史民俗資料館</td> <td>盛岡市巻堀字巻堀33番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第10条まで 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	名称	位置	盛岡市都南歴史民俗資料館	盛岡市湯沢1地割1番地38	盛岡市玉山歴史民俗資料館	盛岡市巻堀字巻堀33番地1	<p>○盛岡市歴史民俗資料館条例 平成4年3月24日条例第68号 改正 略 盛岡市歴史民俗資料館条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 貴重な文化遺産を収集し、保存し、及び展示して、市民の教育及び文化の向上に資するため、歴史民俗資料館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市都南歴史民俗資料館</td> <td>盛岡市湯沢1地割1番地38</td> </tr> <tr> <td>盛岡市玉山歴史民俗資料館</td> <td>盛岡市玉山区巻堀字巻堀33番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第10条まで 略 附 則 略</p>	名称	位置	盛岡市都南歴史民俗資料館	盛岡市湯沢1地割1番地38	盛岡市玉山歴史民俗資料館	盛岡市玉山区巻堀字巻堀33番地1
名称	位置												
盛岡市都南歴史民俗資料館	盛岡市湯沢1地割1番地38												
盛岡市玉山歴史民俗資料館	盛岡市巻堀字巻堀33番地1												
名称	位置												
盛岡市都南歴史民俗資料館	盛岡市湯沢1地割1番地38												
盛岡市玉山歴史民俗資料館	盛岡市玉山区巻堀字巻堀33番地1												

【第17条】盛岡市体育館条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>○盛岡市体育館条例 平成4年3月24日条例第69号 改正 略 <u>平成27年12月 日条例第 号</u> 盛岡市体育館条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 体育館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡体育館</td> <td>盛岡市上田三丁目17番60号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市都南体育館</td> <td>盛岡市津志田14地割19番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市飯岡体育館</td> <td>盛岡市下飯岡8地割86番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市乙部体育館</td> <td>盛岡市乙部6地割79番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市好摩体育館</td> <td>盛岡市好摩字野中69番地48</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第20条まで 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>別表 略</p>	名称	位置	盛岡体育館	盛岡市上田三丁目17番60号	盛岡市都南体育館	盛岡市津志田14地割19番地1	盛岡市飯岡体育館	盛岡市下飯岡8地割86番地	盛岡市乙部体育館	盛岡市乙部6地割79番地1	盛岡市好摩体育館	盛岡市好摩字野中69番地48	<p>○盛岡市体育館条例 平成4年3月24日条例第69号 改正 略 盛岡市体育館条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 体育館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡体育館</td> <td>盛岡市上田三丁目17番60号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市都南体育館</td> <td>盛岡市津志田14地割19番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市飯岡体育館</td> <td>盛岡市下飯岡8地割86番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市乙部体育館</td> <td>盛岡市乙部6地割79番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市好摩体育館</td> <td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地48</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 略</p>	名称	位置	盛岡体育館	盛岡市上田三丁目17番60号	盛岡市都南体育館	盛岡市津志田14地割19番地1	盛岡市飯岡体育館	盛岡市下飯岡8地割86番地	盛岡市乙部体育館	盛岡市乙部6地割79番地1	盛岡市好摩体育館	盛岡市玉山区好摩字野中69番地48
名称	位置																								
盛岡体育館	盛岡市上田三丁目17番60号																								
盛岡市都南体育館	盛岡市津志田14地割19番地1																								
盛岡市飯岡体育館	盛岡市下飯岡8地割86番地																								
盛岡市乙部体育館	盛岡市乙部6地割79番地1																								
盛岡市好摩体育館	盛岡市好摩字野中69番地48																								
名称	位置																								
盛岡体育館	盛岡市上田三丁目17番60号																								
盛岡市都南体育館	盛岡市津志田14地割19番地1																								
盛岡市飯岡体育館	盛岡市下飯岡8地割86番地																								
盛岡市乙部体育館	盛岡市乙部6地割79番地1																								
盛岡市好摩体育館	盛岡市玉山区好摩字野中69番地48																								

【第18条】盛岡市農村公園条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>○盛岡市農村公園条例 平成5年3月23日条例第10号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号</p> <p>盛岡市農村公園条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 農村地域に憩いの場を確保し、地域住民の交流の促進を図るため、農村公園を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>越場農村公園</td> <td>盛岡市本宮字上越場23番地13</td> </tr> <tr> <td>飯岡農村公園</td> <td>盛岡市下飯岡8地割101番地</td> </tr> <tr> <td>猪去農村公園</td> <td>盛岡市猪去外久保82番地</td> </tr> <tr> <td>釘の平農村公園</td> <td>盛岡市川又字奴屋敷32番地2</td> </tr> <tr> <td>川又農村公園</td> <td>盛岡市川又字赤坂12番地169</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条及び第4条 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号)</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	名称	位置	越場農村公園	盛岡市本宮字上越場23番地13	飯岡農村公園	盛岡市下飯岡8地割101番地	猪去農村公園	盛岡市猪去外久保82番地	釘の平農村公園	盛岡市川又字奴屋敷32番地2	川又農村公園	盛岡市川又字赤坂12番地169	<p>○盛岡市農村公園条例 平成5年3月23日条例第10号 改正 略</p> <p>盛岡市農村公園条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 農村地域に憩いの場を確保し、地域住民の交流の促進を図るため、農村公園を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>越場農村公園</td> <td>盛岡市本宮字上越場23番地13</td> </tr> <tr> <td>飯岡農村公園</td> <td>盛岡市下飯岡8地割101番地</td> </tr> <tr> <td>猪去農村公園</td> <td>盛岡市猪去外久保82番地</td> </tr> <tr> <td>釘の平農村公園</td> <td>盛岡市玉山区川又字奴屋敷32番地2</td> </tr> <tr> <td>川又農村公園</td> <td>盛岡市玉山区川又字赤坂12番地169</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条及び第4条 略 附 則 略</p>	名称	位置	越場農村公園	盛岡市本宮字上越場23番地13	飯岡農村公園	盛岡市下飯岡8地割101番地	猪去農村公園	盛岡市猪去外久保82番地	釘の平農村公園	盛岡市玉山区川又字奴屋敷32番地2	川又農村公園	盛岡市玉山区川又字赤坂12番地169
名称	位置																								
越場農村公園	盛岡市本宮字上越場23番地13																								
飯岡農村公園	盛岡市下飯岡8地割101番地																								
猪去農村公園	盛岡市猪去外久保82番地																								
釘の平農村公園	盛岡市川又字奴屋敷32番地2																								
川又農村公園	盛岡市川又字赤坂12番地169																								
名称	位置																								
越場農村公園	盛岡市本宮字上越場23番地13																								
飯岡農村公園	盛岡市下飯岡8地割101番地																								
猪去農村公園	盛岡市猪去外久保82番地																								
釘の平農村公園	盛岡市玉山区川又字奴屋敷32番地2																								
川又農村公園	盛岡市玉山区川又字赤坂12番地169																								

【第19条】盛岡市牧野条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前																																				
<p>○盛岡市牧野条例 平成7年3月24日条例第18号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号</p> <p>盛岡市牧野条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 畜産の振興に資するため、家畜を放牧する施設として、牧野を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市区界牧野</td> <td>宮古市区界第1地割67番地</td> <td>247.9ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>盛岡市山谷川目牧野</td> <td>盛岡市玉山区大平1番地10</td> <td>210.0ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>盛岡市姫神実験牧場</td> <td>盛岡市玉山区玉山区姫神岳国有林内</td> <td>139.9ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>盛岡市高木牧場</td> <td>盛岡市玉山区馬場字前田33番地157</td> <td>130.4ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>盛岡市大沼牧場</td> <td>盛岡市蕨川字日向85番地1</td> <td>34.8ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第26条まで 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号)</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	名称	位置	面積	盛岡市区界牧野	宮古市区界第1地割67番地	247.9ヘクタール	盛岡市山谷川目牧野	盛岡市玉山区大平1番地10	210.0ヘクタール	盛岡市姫神実験牧場	盛岡市玉山区玉山区姫神岳国有林内	139.9ヘクタール	盛岡市高木牧場	盛岡市玉山区馬場字前田33番地157	130.4ヘクタール	盛岡市大沼牧場	盛岡市蕨川字日向85番地1	34.8ヘクタール	<p>○盛岡市牧野条例 平成7年3月24日条例第18号 改正 略</p> <p>盛岡市牧野条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 畜産の振興に資するため、家畜を放牧する施設として、牧野を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市区界牧野</td> <td>宮古市区界第1地割67番地</td> <td>247.9ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>盛岡市山谷川目牧野</td> <td>盛岡市玉山区玉山区大平1番地10</td> <td>210.0ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>盛岡市姫神実験牧場</td> <td>盛岡市玉山区玉山区姫神岳国有林内</td> <td>139.9ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>盛岡市高木牧場</td> <td>盛岡市玉山区馬場字前田33番地157</td> <td>130.4ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>盛岡市大沼牧場</td> <td>盛岡市玉山区蕨川字日向85番地1</td> <td>34.8ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第26条まで 略 附 則 略</p>	名称	位置	面積	盛岡市区界牧野	宮古市区界第1地割67番地	247.9ヘクタール	盛岡市山谷川目牧野	盛岡市玉山区玉山区大平1番地10	210.0ヘクタール	盛岡市姫神実験牧場	盛岡市玉山区玉山区姫神岳国有林内	139.9ヘクタール	盛岡市高木牧場	盛岡市玉山区馬場字前田33番地157	130.4ヘクタール	盛岡市大沼牧場	盛岡市玉山区蕨川字日向85番地1	34.8ヘクタール
名称	位置	面積																																			
盛岡市区界牧野	宮古市区界第1地割67番地	247.9ヘクタール																																			
盛岡市山谷川目牧野	盛岡市玉山区大平1番地10	210.0ヘクタール																																			
盛岡市姫神実験牧場	盛岡市玉山区玉山区姫神岳国有林内	139.9ヘクタール																																			
盛岡市高木牧場	盛岡市玉山区馬場字前田33番地157	130.4ヘクタール																																			
盛岡市大沼牧場	盛岡市蕨川字日向85番地1	34.8ヘクタール																																			
名称	位置	面積																																			
盛岡市区界牧野	宮古市区界第1地割67番地	247.9ヘクタール																																			
盛岡市山谷川目牧野	盛岡市玉山区玉山区大平1番地10	210.0ヘクタール																																			
盛岡市姫神実験牧場	盛岡市玉山区玉山区姫神岳国有林内	139.9ヘクタール																																			
盛岡市高木牧場	盛岡市玉山区馬場字前田33番地157	130.4ヘクタール																																			
盛岡市大沼牧場	盛岡市玉山区蕨川字日向85番地1	34.8ヘクタール																																			

【第20条】盛岡市図書館条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前																
<p>○盛岡市図書館条例 平成8年9月30日条例第35号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号</p> <p>盛岡市図書館条例 盛岡市立図書館条例（昭和25年条例第26号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （設置）</p> <p>第2条 図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、図書館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立図書館</td> <td>盛岡市高松一丁目9番45号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市都南図書館</td> <td>盛岡市永井24地割90番地2</td> </tr> <tr> <td>盛岡市波民図書館</td> <td>盛岡市波民字鶴塚55番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第5条まで 略 附 則 略 附 則（平成27年条例第 号） この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	名称	位置	盛岡市立図書館	盛岡市高松一丁目9番45号	盛岡市都南図書館	盛岡市永井24地割90番地2	盛岡市波民図書館	盛岡市波民字鶴塚55番地	<p>○盛岡市図書館条例 平成8年9月30日条例第35号 改正 略</p> <p>盛岡市図書館条例 盛岡市立図書館条例（昭和25年条例第26号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （設置）</p> <p>第2条 図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、図書館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立図書館</td> <td>盛岡市高松一丁目9番45号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市都南図書館</td> <td>盛岡市永井24地割90番地2</td> </tr> <tr> <td>盛岡市波民図書館</td> <td>盛岡市玉山区波民字鶴塚55番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第5条まで 略 附 則 略</p>	名称	位置	盛岡市立図書館	盛岡市高松一丁目9番45号	盛岡市都南図書館	盛岡市永井24地割90番地2	盛岡市波民図書館	盛岡市玉山区波民字鶴塚55番地
名称	位置																
盛岡市立図書館	盛岡市高松一丁目9番45号																
盛岡市都南図書館	盛岡市永井24地割90番地2																
盛岡市波民図書館	盛岡市波民字鶴塚55番地																
名称	位置																
盛岡市立図書館	盛岡市高松一丁目9番45号																
盛岡市都南図書館	盛岡市永井24地割90番地2																
盛岡市波民図書館	盛岡市玉山区波民字鶴塚55番地																

【第21条】盛岡市市営住宅条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前																																																		
<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号</p> <p>盛岡市市営住宅条例 目次、第1条及び第2条 略 （設置）</p> <p>第3条 市営住宅を別表のとおり設置する。 第3条の2から第69条まで 略 附 則 略 附 則（平成27年条例第 号） この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">竣（し ゆん） 工 年 度</th> <th style="text-align: center;">戸数</th> <th style="text-align: center;">構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市営岩隠緑が丘住宅</td> <td>盛岡市岩隠町</td> <td>昭45</td> <td>84</td> <td>簡易耐火2階建</td> </tr> <tr> <td>市営つつじが丘住宅</td> <td>盛岡市つつじが丘</td> <td>昭44</td> <td>84</td> <td>簡易耐火2階建</td> </tr> <tr> <td>市営川目アパート1号館</td> <td>盛岡市東山一丁目</td> <td>昭53</td> <td>30（うち身体障害者用住宅1）</td> <td>中層耐火5階建</td> </tr> <tr> <td>市営川目アパート</td> <td>盛岡市東山一丁目</td> <td>昭50</td> <td>40（うち</td> <td>中層耐火5階</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	竣（し ゆん） 工 年 度	戸数	構造	市営岩隠緑が丘住宅	盛岡市岩隠町	昭45	84	簡易耐火2階建	市営つつじが丘住宅	盛岡市つつじが丘	昭44	84	簡易耐火2階建	市営川目アパート1号館	盛岡市東山一丁目	昭53	30（うち身体障害者用住宅1）	中層耐火5階建	市営川目アパート	盛岡市東山一丁目	昭50	40（うち	中層耐火5階	<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号 改正 略</p> <p>盛岡市市営住宅条例 目次、第1条及び第2条 略 （設置）</p> <p>第3条 市営住宅を別表のとおり設置する。 第3条の2から第69条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">竣（し ゆん） 工 年 度</th> <th style="text-align: center;">戸数</th> <th style="text-align: center;">構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市営岩隠緑が丘住宅</td> <td>盛岡市岩隠町</td> <td>昭45</td> <td>84</td> <td>簡易耐火2階建</td> </tr> <tr> <td>市営つつじが丘住宅</td> <td>盛岡市つつじが丘</td> <td>昭44</td> <td>84</td> <td>簡易耐火2階建</td> </tr> <tr> <td>市営川目アパート1号館</td> <td>盛岡市東山一丁目</td> <td>昭53</td> <td>30（うち身体障害者用住宅1）</td> <td>中層耐火5階建</td> </tr> <tr> <td>市営川目アパート</td> <td>盛岡市東山一丁目</td> <td>昭50</td> <td>40（うち</td> <td>中層耐火5階</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	竣（し ゆん） 工 年 度	戸数	構造	市営岩隠緑が丘住宅	盛岡市岩隠町	昭45	84	簡易耐火2階建	市営つつじが丘住宅	盛岡市つつじが丘	昭44	84	簡易耐火2階建	市営川目アパート1号館	盛岡市東山一丁目	昭53	30（うち身体障害者用住宅1）	中層耐火5階建	市営川目アパート	盛岡市東山一丁目	昭50	40（うち	中層耐火5階
名称	位置	竣（し ゆん） 工 年 度	戸数	構造																																															
市営岩隠緑が丘住宅	盛岡市岩隠町	昭45	84	簡易耐火2階建																																															
市営つつじが丘住宅	盛岡市つつじが丘	昭44	84	簡易耐火2階建																																															
市営川目アパート1号館	盛岡市東山一丁目	昭53	30（うち身体障害者用住宅1）	中層耐火5階建																																															
市営川目アパート	盛岡市東山一丁目	昭50	40（うち	中層耐火5階																																															
名称	位置	竣（し ゆん） 工 年 度	戸数	構造																																															
市営岩隠緑が丘住宅	盛岡市岩隠町	昭45	84	簡易耐火2階建																																															
市営つつじが丘住宅	盛岡市つつじが丘	昭44	84	簡易耐火2階建																																															
市営川目アパート1号館	盛岡市東山一丁目	昭53	30（うち身体障害者用住宅1）	中層耐火5階建																																															
市営川目アパート	盛岡市東山一丁目	昭50	40（うち	中層耐火5階																																															

改正後			
2号館	目		身体障害者用住宅 1)
市営川目アパート 3号館	盛岡市東山一丁目	昭52	40 (うち 身体障害者用住宅 1)
市営川目アパート 4号館	盛岡市東山一丁目	昭53	40 (うち 身体障害者用住宅 1)
市営前九年アパー ト1号館	盛岡市前九年三丁目	昭56	24 (うち 身体障害者用住宅 1)
市営前九年アパー ト2号館	盛岡市前九年三丁目	昭56	24 (うち 身体障害者用住宅 1)
市営前九年アパー ト3号館	盛岡市前九年三丁目	昭56	24 (うち 身体障害者用住宅 1)
市営青山一丁目ア パート1号館	盛岡市青山一丁目	平7	12 (うち 身体障害者用住宅 1)
市営青山一丁目ア	盛岡市青山一丁目	平6	12 (うち 中層耐火3階

改正前			
2号館	目		身体障害者用住宅 1)
市営川目アパート 3号館	盛岡市東山一丁目	昭52	40 (うち 身体障害者用住宅 1)
市営川目アパート 4号館	盛岡市東山一丁目	昭53	40 (うち 身体障害者用住宅 1)
市営前九年アパー ト1号館	盛岡市前九年三丁目	昭56	24 (うち 身体障害者用住宅 1)
市営前九年アパー ト2号館	盛岡市前九年三丁目	昭56	24 (うち 身体障害者用住宅 1)
市営前九年アパー ト3号館	盛岡市前九年三丁目	昭56	24 (うち 身体障害者用住宅 1)
市営青山一丁目ア パート1号館	盛岡市青山一丁目	平7	12 (うち 身体障害者用住宅 1)
市営青山一丁目ア	盛岡市青山一丁目	平6	12 (うち 中層耐火3階

改正後			
パート2号館	目		身体障害者用住宅 1)
市営青山一丁目ア パート3号館	盛岡市青山一丁目	平7	16 (うち 身体障害者用住宅 1)
市営青山一丁目ア パート4号館	盛岡市青山一丁目	平8	16
市営青山二丁目ア パート4号館	盛岡市青山二丁目	昭46	32
市営青山二丁目ア パート5号館	盛岡市青山二丁目	昭47	24
市営青山二丁目ア パート6号館	盛岡市青山二丁目	昭48	24
市営青山三丁目ア パート4号館	盛岡市青山三丁目	平27	36 (うち 身体障害者用住宅 1)
市営青山三丁目ア パート5号館	盛岡市青山三丁目	平26	48 (うち 身体障害者用住宅 1)
市営青山三丁目ア パート16号館	盛岡市青山三丁目	昭46	32 (うち 身体障害者用住宅 4)
市営青山三丁目ア	盛岡市青山三丁目	昭47	45

改正前			
パート2号館	目		身体障害者用住宅 1)
市営青山一丁目ア パート3号館	盛岡市青山一丁目	平7	16 (うち 身体障害者用住宅 1)
市営青山一丁目ア パート4号館	盛岡市青山一丁目	平8	16
市営青山二丁目ア パート4号館	盛岡市青山二丁目	昭46	32
市営青山二丁目ア パート5号館	盛岡市青山二丁目	昭47	24
市営青山二丁目ア パート6号館	盛岡市青山二丁目	昭48	24
市営青山三丁目ア パート4号館	盛岡市青山三丁目	平27	36 (うち 身体障害者用住宅 1)
市営青山三丁目ア パート5号館	盛岡市青山三丁目	平26	48 (うち 身体障害者用住宅 1)
市営青山三丁目ア パート16号館	盛岡市青山三丁目	昭46	32 (うち 身体障害者用住宅 4)
市営青山三丁目ア	盛岡市青山三丁目	昭47	45

改正後				改正前					
パート17号館	目		建	パート17号館	目		建		
市営青山西アパート1号館	盛岡市青山西三丁目	平5	32 (うち身体障害者用住宅1)	中層耐火4階建	市営青山西アパート1号館	盛岡市青山西三丁目	平5	32 (うち身体障害者用住宅1)	中層耐火4階建
市営青山西アパート2号館	盛岡市青山西三丁目	平5	24 (うち身体障害者用住宅1)	中層耐火4階建	市営青山西アパート2号館	盛岡市青山西三丁目	平5	24 (うち身体障害者用住宅1)	中層耐火4階建
市営青山西アパート3号館	盛岡市青山西三丁目	平7	16 (うち身体障害者用住宅1)	中層耐火4階建	市営青山西アパート3号館	盛岡市青山西三丁目	平7	16 (うち身体障害者用住宅1)	中層耐火4階建
市営月が丘アパート1号館	盛岡市月が丘三丁目	平13	24 (うち高齢者世話付住宅5)	中層耐火4階建	市営月が丘アパート1号館	盛岡市月が丘三丁目	平13	24 (うち高齢者世話付住宅5)	中層耐火4階建
市営月が丘アパート2号館	盛岡市月が丘三丁目	平15	28 (うち身体障害者用住宅1及び高齢者世話付住宅8)	中層耐火4階建	市営月が丘アパート2号館	盛岡市月が丘三丁目	平15	28 (うち身体障害者用住宅1及び高齢者世話付住宅8)	中層耐火4階建
市営月が丘アパート3号館	盛岡市月が丘三丁目	平17	24 (うち身体障害者用住宅1及び高	中層耐火4階建	市営月が丘アパート3号館	盛岡市月が丘三丁目	平17	24 (うち身体障害者用住宅1及び高	中層耐火4階建

改正後				改正前					
			高齢者世話付住宅9)				高齢者世話付住宅9)		
市営月が丘アパート4号館	盛岡市月が丘三丁目	平19	24 (うち身体障害者用住宅1及び高齢者世話付住宅8)	中層耐火4階建	市営月が丘アパート4号館	盛岡市月が丘三丁目	平19	24 (うち身体障害者用住宅1及び高齢者世話付住宅8)	中層耐火4階建
市営月が丘アパート5号館	盛岡市月が丘三丁目	平11	18	中層耐火4階建	市営月が丘アパート5号館	盛岡市月が丘三丁目	平11	18	中層耐火4階建
市営観武台住宅	盛岡市月が丘三丁目	昭43	61	簡易耐火2階建	市営観武台住宅	盛岡市月が丘三丁目	昭43	61	簡易耐火2階建
		平20	12	簡易耐火2階建			平20	12	簡易耐火2階建
		平20	12	簡易耐火平家建			平20	12	簡易耐火平家建
		平21	26	簡易耐火2階建			平21	26	簡易耐火2階建
市営北厨川アパート1号館	盛岡市厨川二丁目	昭50	30	中層耐火5階建	市営北厨川アパート1号館	盛岡市厨川二丁目	昭50	30	中層耐火5階建
市営北厨川アパート2号館	盛岡市厨川二丁目	昭53	30	中層耐火5階建	市営北厨川アパート2号館	盛岡市厨川二丁目	昭53	30	中層耐火5階建
市営北厨川アパート3号館	盛岡市厨川二丁目	昭59	30	中層耐火5階建	市営北厨川アパート3号館	盛岡市厨川二丁目	昭59	30	中層耐火5階建
市営北厨川アパート4号館	盛岡市厨川二丁目	昭54	30	中層耐火5階建	市営北厨川アパート4号館	盛岡市厨川二丁目	昭54	30	中層耐火5階建

改正後				改正前					
			者用住宅 1)				者用住宅 1)		
市営仙北西アパ ト11号館	盛岡市西仙北 丁目	平4	40 (うち 身体障害 者用住宅 1)	中層耐火5階 建	市営仙北西アパ ト11号館	盛岡市西仙北 丁目	平4	40 (うち 身体障害 者用住宅 1)	中層耐火5階 建
市営見前アパ ト1号館	盛岡市東見前 地割	平9	12	中層耐火3階 建	市営見前アパ ト1号館	盛岡市東見前 地割	平9	12	中層耐火3階 建
市営見前アパ ト2号館	盛岡市東見前 地割	平8	12	中層耐火3階 建	市営見前アパ ト2号館	盛岡市東見前 地割	平8	12	中層耐火3階 建
市営柿の木ア ト1号館	盛岡市西見前 地割	昭54	24	中層耐火4階 建	市営柿の木ア ト1号館	盛岡市西見前 地割	昭54	24	中層耐火4階 建
市営柿の木ア ト2号館	盛岡市西見前 地割	昭55	24	中層耐火4階 建	市営柿の木ア ト2号館	盛岡市西見前 地割	昭55	24	中層耐火4階 建
市営柿の木ア ト3号館	盛岡市西見前 地割	昭56	24	中層耐火4階 建	市営柿の木ア ト3号館	盛岡市西見前 地割	昭56	24	中層耐火4階 建
市営柿の木ア ト4号館	盛岡市西見前 地割	平5	12 (うち 身体障害 者用住宅 1)	中層耐火3階 建	市営柿の木ア ト4号館	盛岡市西見前 地割	平5	12 (うち 身体障害 者用住宅 1)	中層耐火3階 建
市営柿の木ア ト5号館	盛岡市西見前 地割	平5	18 (うち 身体障害 者用住宅 1)	中層耐火3階 建	市営柿の木ア ト5号館	盛岡市西見前 地割	平5	18 (うち 身体障害 者用住宅 1)	中層耐火3階 建
市営柿の木ア ト6号館	盛岡市西見前 地割	平4	12	中層耐火3階 建	市営柿の木ア ト6号館	盛岡市西見前 地割	平4	12	中層耐火3階 建
市営柿の木ア ト7号館	盛岡市西見前 地割	平4	12 (うち 身体障害 者用住宅 1)	中層耐火3階 建	市営柿の木ア ト7号館	盛岡市西見前 地割	平4	12 (うち 身体障害 者用住宅 1)	中層耐火3階 建

改正後				改正前					
			者用住宅 1)				者用住宅 1)		
市営大ヶ生住宅	盛岡市乙部22 地割	昭59	10	木造平家建	市営大ヶ生住宅	盛岡市乙部22 地割	昭59	10	木造平家建
		昭60	10	木造平家建			昭60	10	木造平家建
市営法領田ア ト1号館	盛岡市乙部31 地割	昭58	12	中層耐火3階 建	市営法領田ア ト1号館	盛岡市乙部31 地割	昭58	12	中層耐火3階 建
市営法領田ア ト2号館	盛岡市乙部31 地割	昭58	12	中層耐火3階 建	市営法領田ア ト2号館	盛岡市乙部31 地割	昭58	12	中層耐火3階 建
市営法領田ア ト3号館	盛岡市乙部31 地割	昭59	12	中層耐火3階 建	市営法領田ア ト3号館	盛岡市乙部31 地割	昭59	12	中層耐火3階 建
市営法領田ア ト4号館	盛岡市乙部31 地割	昭60	12	中層耐火3階 建	市営法領田ア ト4号館	盛岡市乙部31 地割	昭60	12	中層耐火3階 建
市営浜民団地	盛岡市波民字大 前田	平18	2	木造平家建	市営浜民団地	盛岡市玉山区 民字大前田	平18	2	木造平家建
		平19	2	木造平家建			平19	2	木造平家建
		平20	4	木造平家建			平20	4	木造平家建
市営夏間木第1 団地	盛岡市好摩字夏 間木	平23	21	木造平家建	市営夏間木第1 団地	盛岡市玉山区好 摩字夏間木	平23	21	木造平家建
市営夏間木第2 団地	盛岡市好摩字芋 田向	昭50	10	簡易耐火平家 建	市営夏間木第2 団地	盛岡市玉山区好 摩字芋田向	昭50	10	簡易耐火平家 建
		昭51	5	簡易耐火平家 建			昭51	5	簡易耐火平家 建
		昭52	5	簡易耐火平家 建			昭52	5	簡易耐火平家 建
		平22	16	木造平家建			平22	16	木造平家建
市営夏間木第3 団地	盛岡市好摩字夏 間木	昭63 平元	12 20	木造2階建 木造2階建	市営夏間木第3 団地	盛岡市玉山区好 摩字夏間木	昭63 平元	12 20	木造2階建 木造2階建

改正後				改正前			
		平 2	8			平 2	8
		木造 2 階建				木造 2 階建	

【第22条】盛岡市野球場条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前																
<p>○盛岡市野球場条例 平成16年12月27日条例第51号 改正 略 <u>平成27年12月 日条例第 号</u> 盛岡市野球場条例 盛岡市営野球場条例（昭和25年条例第10号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （設置）</p> <p>第2条 野球場を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市営野球場</td> <td>盛岡市東新庄一丁目8番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市太田橋野球場</td> <td>盛岡市下厨川字稲荷向9番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浪民野球場</td> <td>盛岡市浪民字岩鼻20番地14</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第20条まで 略 附 則 略 附 則（平成27年条例第 号） <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 略</p>	名称	位置	盛岡市営野球場	盛岡市東新庄一丁目8番1号	盛岡市太田橋野球場	盛岡市下厨川字稲荷向9番地	盛岡市浪民野球場	盛岡市浪民字岩鼻20番地14	<p>○盛岡市野球場条例 平成16年12月27日条例第51号 改正 略 盛岡市野球場条例 盛岡市営野球場条例（昭和25年条例第10号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （設置）</p> <p>第2条 野球場を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市営野球場</td> <td>盛岡市東新庄一丁目8番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市太田橋野球場</td> <td>盛岡市下厨川字稲荷向9番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浪民野球場</td> <td>盛岡市玉山区浪民字岩鼻20番地14</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 略</p>	名称	位置	盛岡市営野球場	盛岡市東新庄一丁目8番1号	盛岡市太田橋野球場	盛岡市下厨川字稲荷向9番地	盛岡市浪民野球場	盛岡市玉山区浪民字岩鼻20番地14
名称	位置																
盛岡市営野球場	盛岡市東新庄一丁目8番1号																
盛岡市太田橋野球場	盛岡市下厨川字稲荷向9番地																
盛岡市浪民野球場	盛岡市浪民字岩鼻20番地14																
名称	位置																
盛岡市営野球場	盛岡市東新庄一丁目8番1号																
盛岡市太田橋野球場	盛岡市下厨川字稲荷向9番地																
盛岡市浪民野球場	盛岡市玉山区浪民字岩鼻20番地14																

【第23条】盛岡市ふれあい広場条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○盛岡市ふれあい広場条例 平成17年12月26日条例第72号 改正 <u>平成27年12月 日</u> 条例第 <u> 号</u> 盛岡市ふれあい広場条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 市民に憩いの場を提供し、地域住民の交流を図る施設として、ふれあい広場を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>好摩ふれあい広場</td> <td>盛岡市好摩字上山3番地156</td> </tr> <tr> <td>浜民ふれあい広場</td> <td>盛岡市下田字陣場41番地178</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第21条まで 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 <u> 号</u>) <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>	名称	位置	好摩ふれあい広場	盛岡市好摩字上山3番地156	浜民ふれあい広場	盛岡市下田字陣場41番地178	<p>○盛岡市ふれあい広場条例 平成17年12月26日条例第72号</p> <p>盛岡市ふれあい広場条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 市民に憩いの場を提供し、地域住民の交流を図る施設として、ふれあい広場を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>好摩ふれあい広場</td> <td>盛岡市玉山区好摩字上山3番地156</td> </tr> <tr> <td>浜民ふれあい広場</td> <td>盛岡市玉山区下田字陣場41番地178</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第21条まで 略 附 則 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>	名称	位置	好摩ふれあい広場	盛岡市玉山区好摩字上山3番地156	浜民ふれあい広場	盛岡市玉山区下田字陣場41番地178
名称	位置												
好摩ふれあい広場	盛岡市好摩字上山3番地156												
浜民ふれあい広場	盛岡市下田字陣場41番地178												
名称	位置												
好摩ふれあい広場	盛岡市玉山区好摩字上山3番地156												
浜民ふれあい広場	盛岡市玉山区下田字陣場41番地178												

【第24条】盛岡市総合交流ターミナル条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○盛岡市総合交流ターミナル条例 平成17年12月26日条例第83号 改正 <u>平成27年12月 日</u> 条例第 <u> 号</u> 盛岡市総合交流ターミナル条例</p> <p>1条 略 (設置)</p> <p>第2条 農村資源を活用した都市との交流を推進することにより、地域の活性化を図るとともに、市民の保健及び休養と交流の場を提供する施設として、総合交流ターミナルを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市総合交流ターミナル</td> <td>盛岡市下田字生出893番地11</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第20条まで 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 <u> 号</u>) <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 略</p>	名称	位置	盛岡市総合交流ターミナル	盛岡市下田字生出893番地11	<p>○盛岡市総合交流ターミナル条例 平成17年12月26日条例第83号</p> <p>盛岡市総合交流ターミナル条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 農村資源を活用した都市との交流を推進することにより、地域の活性化を図るとともに、市民の保健及び休養と交流の場を提供する施設として、総合交流ターミナルを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市総合交流ターミナル</td> <td>盛岡市玉山区下田字生出893番地11</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 略</p>	名称	位置	盛岡市総合交流ターミナル	盛岡市玉山区下田字生出893番地11
名称	位置								
盛岡市総合交流ターミナル	盛岡市下田字生出893番地11								
名称	位置								
盛岡市総合交流ターミナル	盛岡市玉山区下田字生出893番地11								

【第25条】盛岡市農民研修センター条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○盛岡市農民研修センター条例 平成17年12月26日条例第84号 改正 略 <u>平成27年12月 日条例第 号</u> 盛岡市農民研修センター条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 農業の近代化に必要な知識及び技術を修得させるとともに、地域福祉の増進を図る施設として、農民研修センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市農民研修センター</td> <td style="text-align: center;">盛岡市下田字仲平59番地124</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第19条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (平成27年条例第 号)</u> <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 略</p>	名称	位置	盛岡市農民研修センター	盛岡市下田字仲平59番地124	<p>○盛岡市農民研修センター条例 平成17年12月26日条例第84号 改正 略 盛岡市農民研修センター条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 農業の近代化に必要な知識及び技術を修得させるとともに、地域福祉の増進を図る施設として、農民研修センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市農民研修センター</td> <td style="text-align: center;">盛岡市玉山区下田字仲平59番地124</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第19条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 略</p>	名称	位置	盛岡市農民研修センター	盛岡市玉山区下田字仲平59番地124
名称	位置								
盛岡市農民研修センター	盛岡市下田字仲平59番地124								
名称	位置								
盛岡市農民研修センター	盛岡市玉山区下田字仲平59番地124								

【第26条】盛岡市健康増進センター条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○盛岡市健康増進センター条例 平成17年12月26日条例第86号 改正 略 <u>平成27年12月 日条例第 号</u> 盛岡市健康増進センター条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 農村地域における住民の健康の増進及び体力の向上を図る施設として、健康増進センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市玉山健康増進センター</td> <td style="text-align: center;">盛岡市日戸字鷹高50番地4</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第12条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (平成27年条例第 号)</u> <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 略</p>	名称	位置	盛岡市玉山健康増進センター	盛岡市日戸字鷹高50番地4	<p>○盛岡市健康増進センター条例 平成17年12月26日条例第86号 改正 略 盛岡市健康増進センター条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 農村地域における住民の健康の増進及び体力の向上を図る施設として、健康増進センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">盛岡市玉山健康増進センター</td> <td style="text-align: center;">盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地4</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第12条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 略</p>	名称	位置	盛岡市玉山健康増進センター	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地4
名称	位置								
盛岡市玉山健康増進センター	盛岡市日戸字鷹高50番地4								
名称	位置								
盛岡市玉山健康増進センター	盛岡市玉山区日戸字鷹高50番地4								

【第27条】盛岡市就業改善センター条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○盛岡市就業改善センター条例 平成17年12月26日条例第87号 改正 略 <u>平成27年12月 日条例第 号</u> 盛岡市就業改善センター条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 農村地域において、農業従事者がその希望及び能力に従って工業等へ就業することを促進することにより、農業と工業等との均衡ある発展に資するとともに、地域福祉の増進を図る施設として、就業改善センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市就業改善センター</td> <td>盛岡市好摩字野中69番地48</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第12条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (平成27年条例第 号)</u> <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 略</p>	名称	位置	盛岡市就業改善センター	盛岡市好摩字野中69番地48	<p>○盛岡市就業改善センター条例 平成17年12月26日条例第87号 改正 略</p> <p>盛岡市就業改善センター条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 農村地域において、農業従事者がその希望及び能力に従って工業等へ就業することを促進することにより、農業と工業等との均衡ある発展に資するとともに、地域福祉の増進を図る施設として、就業改善センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市就業改善センター</td> <td>盛岡市玉山区好摩字野中69番地48</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第12条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 略</p>	名称	位置	盛岡市就業改善センター	盛岡市玉山区好摩字野中69番地48
名称	位置								
盛岡市就業改善センター	盛岡市好摩字野中69番地48								
名称	位置								
盛岡市就業改善センター	盛岡市玉山区好摩字野中69番地48								

【第28条】盛岡市活性化センター条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○盛岡市活性化センター条例 平成17年12月26日条例第88号 改正 略 <u>平成27年12月 日条例第 号</u> 盛岡市活性化センター条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 農村地域の活性化及び農業の振興を図るための施設として、活性化センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町村活性化センター</td> <td>盛岡市葦川字町村75番地1</td> </tr> <tr> <td>岩洞活性化センター</td> <td>盛岡市葦川字外山35番地45</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第20条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (平成27年条例第 号)</u> <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 略</p>	名称	位置	町村活性化センター	盛岡市葦川字町村75番地1	岩洞活性化センター	盛岡市葦川字外山35番地45	<p>○盛岡市活性化センター条例 平成17年12月26日条例第88号 改正 略</p> <p>盛岡市活性化センター条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 農村地域の活性化及び農業の振興を図るための施設として、活性化センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町村活性化センター</td> <td>盛岡市玉山区葦川字町村75番地1</td> </tr> <tr> <td>岩洞活性化センター</td> <td>盛岡市玉山区葦川字外山35番地45</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表 略</p>	名称	位置	町村活性化センター	盛岡市玉山区葦川字町村75番地1	岩洞活性化センター	盛岡市玉山区葦川字外山35番地45
名称	位置												
町村活性化センター	盛岡市葦川字町村75番地1												
岩洞活性化センター	盛岡市葦川字外山35番地45												
名称	位置												
町村活性化センター	盛岡市玉山区葦川字町村75番地1												
岩洞活性化センター	盛岡市玉山区葦川字外山35番地45												

【第29条】盛岡市岩洞湖家族旅行村休憩施設条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○盛岡市岩洞湖家族旅行村休憩施設条例 平成17年12月26日条例第92号 改正 平成27年12月 日条例第 号 盛岡市岩洞湖家族旅行村休憩施設条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 岩洞湖家族旅行村休憩施設を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市岩洞湖家族旅行村休憩施設</td> <td>盛岡市藪川字亀橋33番地 4</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第17条まで 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	名称	位置	盛岡市岩洞湖家族旅行村休憩施設	盛岡市藪川字亀橋33番地 4	<p>○盛岡市岩洞湖家族旅行村休憩施設条例 平成17年12月26日条例第92号</p> <p>盛岡市岩洞湖家族旅行村休憩施設条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 岩洞湖家族旅行村休憩施設を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市岩洞湖家族旅行村休憩施設</td> <td>盛岡市玉山区藪川字亀橋33番地 4</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第17条まで 略 附 則 略</p>	名称	位置	盛岡市岩洞湖家族旅行村休憩施設	盛岡市玉山区藪川字亀橋33番地 4
名称	位置								
盛岡市岩洞湖家族旅行村休憩施設	盛岡市藪川字亀橋33番地 4								
名称	位置								
盛岡市岩洞湖家族旅行村休憩施設	盛岡市玉山区藪川字亀橋33番地 4								

【第30条】盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコート条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコート条例 平成17年12月26日条例第93号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号 盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコート条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 岩洞湖家族旅行村テニスコートを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコ ート</td> <td>盛岡市藪川字亀橋33番地 4</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第20条まで 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	名称	位置	盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコ ート	盛岡市藪川字亀橋33番地 4	<p>○盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコート条例 平成17年12月26日条例第93号 改正 略</p> <p>盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコート条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 岩洞湖家族旅行村テニスコートを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコ ート</td> <td>盛岡市玉山区藪川字亀橋33番地 4</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第20条まで 略 附 則 略</p>	名称	位置	盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコ ート	盛岡市玉山区藪川字亀橋33番地 4
名称	位置								
盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコ ート	盛岡市藪川字亀橋33番地 4								
名称	位置								
盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコ ート	盛岡市玉山区藪川字亀橋33番地 4								

【第31条】盛岡市コミュニティセンター条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前																																												
<p>○盛岡市コミュニティセンター条例 平成17年12月26日条例第94号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">平成27年12月 日 条例第 号</p> <p>盛岡市コミュニティセンター条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 住民の集会その他のコミュニティ活動のための施設として、旧玉山村の区域にコミュニティセンターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>好摩地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市好摩字野中67番地10</td> </tr> <tr> <td>日戸地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市日戸字古屋敷68番地2</td> </tr> <tr> <td>川又地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市川又字赤坂12番地173</td> </tr> <tr> <td>生出3地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市下田字生出1038番地10</td> </tr> <tr> <td>波民地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市波民字小前田321番地</td> </tr> <tr> <td>山田地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市下田字頭無15番地12</td> </tr> <tr> <td>巻堀地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市巻堀字巻堀33番地2</td> </tr> <tr> <td>芋田地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市芋田字下芋田109番地2</td> </tr> <tr> <td>好摩東地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市好摩字上山3番地38</td> </tr> <tr> <td>山谷川目地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山字糠森73番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	好摩地区コミュニティセンター	盛岡市好摩字野中67番地10	日戸地区コミュニティセンター	盛岡市日戸字古屋敷68番地2	川又地区コミュニティセンター	盛岡市川又字赤坂12番地173	生出3地区コミュニティセンター	盛岡市下田字生出1038番地10	波民地区コミュニティセンター	盛岡市波民字小前田321番地	山田地区コミュニティセンター	盛岡市下田字頭無15番地12	巻堀地区コミュニティセンター	盛岡市巻堀字巻堀33番地2	芋田地区コミュニティセンター	盛岡市芋田字下芋田109番地2	好摩東地区コミュニティセンター	盛岡市好摩字上山3番地38	山谷川目地区コミュニティセンター	盛岡市玉山字糠森73番地	<p>○盛岡市コミュニティセンター条例 平成17年12月26日条例第94号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市コミュニティセンター条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 住民の集会その他のコミュニティ活動のための施設として、旧玉山村の区域にコミュニティセンターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>好摩地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区好摩字野中67番地10</td> </tr> <tr> <td>日戸地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区日戸字古屋敷68番地2</td> </tr> <tr> <td>川又地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区川又字赤坂12番地173</td> </tr> <tr> <td>生出3地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区下田字生出1038番地10</td> </tr> <tr> <td>波民地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区波民字小前田321番地</td> </tr> <tr> <td>山田地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区下田字頭無15番地12</td> </tr> <tr> <td>巻堀地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区巻堀字巻堀33番地2</td> </tr> <tr> <td>芋田地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区芋田字下芋田109番地2</td> </tr> <tr> <td>好摩東地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区好摩字上山3番地38</td> </tr> <tr> <td>山谷川目地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区玉山字糠森73番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	好摩地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区好摩字野中67番地10	日戸地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区日戸字古屋敷68番地2	川又地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区川又字赤坂12番地173	生出3地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区下田字生出1038番地10	波民地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区波民字小前田321番地	山田地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区下田字頭無15番地12	巻堀地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区巻堀字巻堀33番地2	芋田地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区芋田字下芋田109番地2	好摩東地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区好摩字上山3番地38	山谷川目地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区玉山字糠森73番地
名称	位置																																												
好摩地区コミュニティセンター	盛岡市好摩字野中67番地10																																												
日戸地区コミュニティセンター	盛岡市日戸字古屋敷68番地2																																												
川又地区コミュニティセンター	盛岡市川又字赤坂12番地173																																												
生出3地区コミュニティセンター	盛岡市下田字生出1038番地10																																												
波民地区コミュニティセンター	盛岡市波民字小前田321番地																																												
山田地区コミュニティセンター	盛岡市下田字頭無15番地12																																												
巻堀地区コミュニティセンター	盛岡市巻堀字巻堀33番地2																																												
芋田地区コミュニティセンター	盛岡市芋田字下芋田109番地2																																												
好摩東地区コミュニティセンター	盛岡市好摩字上山3番地38																																												
山谷川目地区コミュニティセンター	盛岡市玉山字糠森73番地																																												
名称	位置																																												
好摩地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区好摩字野中67番地10																																												
日戸地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区日戸字古屋敷68番地2																																												
川又地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区川又字赤坂12番地173																																												
生出3地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区下田字生出1038番地10																																												
波民地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区波民字小前田321番地																																												
山田地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区下田字頭無15番地12																																												
巻堀地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区巻堀字巻堀33番地2																																												
芋田地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区芋田字下芋田109番地2																																												
好摩東地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区好摩字上山3番地38																																												
山谷川目地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区玉山字糠森73番地																																												

改正後	改正前																																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>城内地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山字城内37番地</td> </tr> <tr> <td>下田川崎地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市下田字上下田89番地3</td> </tr> <tr> <td>永井地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山永井字永井沢117番地1</td> </tr> <tr> <td>大台地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市好摩字新田155番地19</td> </tr> <tr> <td>白沢地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山字宮前84番地5</td> </tr> <tr> <td>舟田2地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市下田字陣場54番地432</td> </tr> <tr> <td>馬場状小屋地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山馬場字状小屋3番地3</td> </tr> <tr> <td>松内地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市松内字松内36番地33</td> </tr> <tr> <td>小袋地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市好摩字夏間木70番地31</td> </tr> <tr> <td>前田地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山馬場字芦名沢63番地6</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第19条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成27年条例第 号)</p> <p>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>別表 略</p>	城内地区コミュニティセンター	盛岡市玉山字城内37番地	下田川崎地区コミュニティセンター	盛岡市下田字上下田89番地3	永井地区コミュニティセンター	盛岡市玉山永井字永井沢117番地1	大台地区コミュニティセンター	盛岡市好摩字新田155番地19	白沢地区コミュニティセンター	盛岡市玉山字宮前84番地5	舟田2地区コミュニティセンター	盛岡市下田字陣場54番地432	馬場状小屋地区コミュニティセンター	盛岡市玉山馬場字状小屋3番地3	松内地区コミュニティセンター	盛岡市松内字松内36番地33	小袋地区コミュニティセンター	盛岡市好摩字夏間木70番地31	前田地区コミュニティセンター	盛岡市玉山馬場字芦名沢63番地6	<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>城内地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区玉山字城内37番地</td> </tr> <tr> <td>下田川崎地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区下田字上下田89番地3</td> </tr> <tr> <td>永井地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区永井字永井沢117番地1</td> </tr> <tr> <td>大台地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区好摩字新田155番地19</td> </tr> <tr> <td>白沢地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区玉山字宮前84番地5</td> </tr> <tr> <td>舟田2地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区下田字陣場54番地432</td> </tr> <tr> <td>馬場状小屋地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区馬場字状小屋3番地3</td> </tr> <tr> <td>松内地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区松内字松内36番地33</td> </tr> <tr> <td>小袋地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区好摩字夏間木70番地31</td> </tr> <tr> <td>前田地区コミュニティセンター</td> <td>盛岡市玉山区馬場字芦名沢63番地6</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第19条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p>別表 略</p>	城内地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区玉山字城内37番地	下田川崎地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区下田字上下田89番地3	永井地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区永井字永井沢117番地1	大台地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区好摩字新田155番地19	白沢地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区玉山字宮前84番地5	舟田2地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区下田字陣場54番地432	馬場状小屋地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区馬場字状小屋3番地3	松内地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区松内字松内36番地33	小袋地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区好摩字夏間木70番地31	前田地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区馬場字芦名沢63番地6
城内地区コミュニティセンター	盛岡市玉山字城内37番地																																								
下田川崎地区コミュニティセンター	盛岡市下田字上下田89番地3																																								
永井地区コミュニティセンター	盛岡市玉山永井字永井沢117番地1																																								
大台地区コミュニティセンター	盛岡市好摩字新田155番地19																																								
白沢地区コミュニティセンター	盛岡市玉山字宮前84番地5																																								
舟田2地区コミュニティセンター	盛岡市下田字陣場54番地432																																								
馬場状小屋地区コミュニティセンター	盛岡市玉山馬場字状小屋3番地3																																								
松内地区コミュニティセンター	盛岡市松内字松内36番地33																																								
小袋地区コミュニティセンター	盛岡市好摩字夏間木70番地31																																								
前田地区コミュニティセンター	盛岡市玉山馬場字芦名沢63番地6																																								
城内地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区玉山字城内37番地																																								
下田川崎地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区下田字上下田89番地3																																								
永井地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区永井字永井沢117番地1																																								
大台地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区好摩字新田155番地19																																								
白沢地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区玉山字宮前84番地5																																								
舟田2地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区下田字陣場54番地432																																								
馬場状小屋地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区馬場字状小屋3番地3																																								
松内地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区松内字松内36番地33																																								
小袋地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区好摩字夏間木70番地31																																								
前田地区コミュニティセンター	盛岡市玉山区馬場字芦名沢63番地6																																								

【第32条】盛岡市介護予防センター条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前												
<p>○盛岡市介護予防センター条例 平成17年12月26日条例第97号 改正 平成27年12月 日条例第 号</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 要介護状態になることを予防し、並びに介護の知識及び方法の普及を推進するとともに、地域福祉の増進を図る施設として、介護予防センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舟田地区介護予防センター</td> <td>盛岡市下田字牡丹野59番地14</td> </tr> <tr> <td>芋田向地区介護予防センター</td> <td>盛岡市好摩字上山1番地46</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第17条まで 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	名称	位置	舟田地区介護予防センター	盛岡市下田字牡丹野59番地14	芋田向地区介護予防センター	盛岡市好摩字上山1番地46	<p>○盛岡市介護予防センター条例 平成17年12月26日条例第97号、 改正 略</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 要介護状態になることを予防し、並びに介護の知識及び方法の普及を推進するとともに、地域福祉の増進を図る施設として、介護予防センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舟田地区介護予防センター</td> <td>盛岡市玉山区下田字牡丹野59番地14</td> </tr> <tr> <td>芋田向地区介護予防センター</td> <td>盛岡市玉山区好摩字上山1番地46</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第17条まで 略 附 則 略</p>	名称	位置	舟田地区介護予防センター	盛岡市玉山区下田字牡丹野59番地14	芋田向地区介護予防センター	盛岡市玉山区好摩字上山1番地46
名称	位置												
舟田地区介護予防センター	盛岡市下田字牡丹野59番地14												
芋田向地区介護予防センター	盛岡市好摩字上山1番地46												
名称	位置												
舟田地区介護予防センター	盛岡市玉山区下田字牡丹野59番地14												
芋田向地区介護予防センター	盛岡市玉山区好摩字上山1番地46												

【第33条】盛岡市運動公園条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○盛岡市運動公園条例 平成17年12月26日条例第118号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号</p> <p>盛岡市運動公園条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 運動公園を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市浜民運動公園</td> <td>盛岡市川崎字川崎1番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第21条まで 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>	名称	位置	盛岡市浜民運動公園	盛岡市川崎字川崎1番地1	<p>○盛岡市運動公園条例 平成17年12月26日条例第118号 改正 略</p> <p>盛岡市運動公園条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 運動公園を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市浜民運動公園</td> <td>盛岡市玉山区川崎字川崎1番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第21条まで 略 附 則 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>	名称	位置	盛岡市浜民運動公園	盛岡市玉山区川崎字川崎1番地1
名称	位置								
盛岡市浜民運動公園	盛岡市川崎字川崎1番地1								
名称	位置								
盛岡市浜民運動公園	盛岡市玉山区川崎字川崎1番地1								

改正後					改正前				
○盛岡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例 平成23年6月29日条例第28号 改正 略 平成27年12月 条例第 号					○盛岡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例 平成23年6月29日条例第28号 改正 略				
盛岡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例					盛岡市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例				
第1条及び第2条 略 (区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)					第1条及び第2条 略 (区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)				
第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次表のとおりとする。					第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次表のとおりとする。				
区域の区分	区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設面積の敷地面積に対する割合	区域の区分	区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設面積の敷地面積に対する割合
甲種区域	法第10条第1項の同意企業立地重点促進区域(以下「同意企業立地重点促進区域」という。)のうち盛岡南	盛岡南新都市土地画整理事業204街区の一部	100分の15以上	100分の20以上	甲種区域	法第10条第1項の同意企業立地重点促進区域(以下「同意企業立地重点促進区域」という。)のうち盛岡南	盛岡南新都市土地画整理事業204街区の一部	100分の15以上	100分の20以上
	新都市産業等用地 同意企業立地重点促進区域のうち青山地	青山二丁目の一部				新都市産業等用地 同意企業立地重点促進区域のうち青山地	青山二丁目の一部		

改正後					改正前				
乙種区域	区工業用地		100分の10以上	100分の15以上	乙種区域	区工業用地		100分の10以上	100分の15以上
	同意企業立地重点促進区域のうちみたけ部地区工業用地	みたけ六丁目の一				同意企業立地重点促進区域のうちみたけ部地区工業用地	みたけ六丁目の一		
	同意企業立地重点促進区域のうち盛岡工業団地	渡民字狐沢の一部及び渡民字岩鼻の一部				同意企業立地重点促進区域のうち盛岡工業団地	玉山区渡民字狐沢の一部及び玉山区渡民字岩鼻の一部		
	同意企業立地重点促進区域のうち芋田地区工業地域	芋田字上芋田の一部及び芋田字下芋田の一部				同意企業立地重点促進区域のうち芋田地区工業地域	玉山区芋田字上芋田の一部及び玉山区芋田字下芋田の一部		
	同意企業立地重点促進区域のうち生出地区工業用地	下田字生出の一部				同意企業立地重点促進区域のうち生出地区工業用地	玉山区下田字生出の一部		
	同意企業立地重点促進区域のうち四十四田工業団地	上田字松屋敷の一部及び上田字岩田の一部				同意企業立地重点促進区域のうち四十四田工業団地	上田字松屋敷の一部及び上田字岩田の一部		
	同意企業立地重点促進区域のうち上武部地区工業用地	芋田字上武道の一部				同意企業立地重点促進区域のうち上武部地区工業用地	玉山区芋田字上武道の一部		
	同意企業立地重点促進区域のうち好摩字地区工業用地	好摩字上山芋田向の一部及び好摩字芋田向の一部				同意企業立地重点促進区域のうち好摩字地区工業用地	玉山区好摩字上山芋田向の一部及び玉山区好摩字芋田向の一部		
	同意企業立地重点促進区域のうち上飯岡工業団地	上飯岡1地割の一部				同意企業立地重点促進区域のうち上飯岡工業団地	上飯岡1地割の一部		
	同意企業立地重点促進区域のうち川目第9地割	川目第9地割の一部				同意企業立地重点促進区域のうち川目第9地割	川目第9地割の一部		

改正後		改正前	
進区域のうち盛岡中部及び川目第12地 中央工業団地	部及び川目第12地 割の一部	進区域のうち盛岡中部及び川目第12地 中央工業団地	部及び川目第12地 割の一部
同意企業立地重点促進区域のうち盛岡南部、羽場10地割の 工場流通団地	羽場9地割の一 部、湯沢13地割 の一部及び湯沢16 地割の一部	同意企業立地重点促進区域のうち盛岡南部、羽場10地割の 工場流通団地	羽場9地割の一 部、湯沢13地割 の一部及び湯沢16 地割の一部
同意企業立地重点促進区域のうち都南工 業団地	手代森5地割の一 部	同意企業立地重点促進区域のうち都南工 業団地	手代森5地割の一 部
附 則 略		附 則 略	
附 則 (平成27年条例第 号)			
この条例は、平成28年4月1日から施行する。			

【第35条】盛岡市石川啄木記念館条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前								
○盛岡市石川啄木記念館条例 平成25年3月27日条例第22号 改正 平成27年12月 日条例第 号 盛岡市石川啄木記念館条例	○盛岡市石川啄木記念館条例 平成25年3月27日条例第22号 改正 略 盛岡市石川啄木記念館条例								
第1条 略 (設置)	第1条 略 (設置)								
第2条 石川啄木に関する資料を収集し、保存し、及び展示して、市民の教育及び文化の向上に資するとともに、その資料の調査研究を行うため、石川啄木記念館を次表のとおり設置する。	第2条 石川啄木に関する資料を収集し、保存し、及び展示して、市民の教育及び文化の向上に資するとともに、その資料の調査研究を行うため、石川啄木記念館を次表のとおり設置する。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川啄木記念館</td> <td>盛岡市波民字波民9番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	石川啄木記念館	盛岡市波民字波民9番地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川啄木記念館</td> <td>盛岡市玉山区波民字波民9番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	石川啄木記念館	盛岡市玉山区波民字波民9番地
名称	位置								
石川啄木記念館	盛岡市波民字波民9番地								
名称	位置								
石川啄木記念館	盛岡市玉山区波民字波民9番地								
第3条から第18条まで 略	第3条から第18条まで 略								
附 則 略	附 則 略								
附 則 (平成27年条例第 号)									
この条例は、平成28年4月1日から施行する。									
別表 略	別表 略								

議案第116号

盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）の改正に伴い、施設長の資格要件を改めようとするものである。

2 改正の内容

婦人保護施設の施設長の資格要件について、30歳以上の者に限ることとしていた年齢制限を削る。

3 施行期日

平成28年1月1日

盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第57号</p> <p>改正 略</p> <p>平成27年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例</p> <p>第1条から第8条まで 略</p> <p>(施設長の資格要件)</p> <p>第9条 施設長は、施設を運営する熱意及び能力を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) <u>社会福祉主事の資格を有する者</u>又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事した者であること。</p> <p>(2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。</p> <p>(3) 心身ともに健全な者であること。</p> <p>第10条から第17条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成27年条例第 号)</p> <p>この条例は、平成28年1月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例 平成24年12月25日条例第57号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例</p> <p>第1条から第8条まで 略</p> <p>(施設長の資格要件)</p> <p>第9条 施設長は、施設を運営する熱意及び能力を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) <u>30歳以上の者であって、社会福祉主事の資格を有するもの</u>又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に3年以上従事したものであること。</p> <p>(2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。</p> <p>(3) 心身ともに健全な者であること。</p> <p>第10条から第17条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

議案第 117 号

盛岡市女性センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

肴町分庁舎旧館の耐震性能の不足が判明したことから、もりおか女性センターの別館を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) もりおか女性センターの別館の位置、開館時間及び休館日に関する規定を削る。
- (2) 女性センターの使用の許可に関する規定の整備をする。

3 施行期日

公布の日

盛岡市女性センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前														
<p>○盛岡市女性センター条例 平成12年3月30日条例第25号 改正 平成17年3月30日条例第17号 平成27年12月 日条例第 号 盛岡市女性センター条例 (趣旨) 第1条 この条例は、女性センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 男女共同参画社会の形成に資するため、各種の講座、研修、情報及び交流の場の提供、相談事業等を行う 施設として、女性センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>もりおか女性センター</td> <td>盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(開館時間) 第3条 女性センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日については、午前9時から午後5時まで)とする。ただし、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が管理する女性センターにあっては、指定管理者。以下第6条まで及び第9条において同じ。)が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p>	名称	位置	もりおか女性センター	盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号			<p>○盛岡市女性センター条例 平成12年3月30日条例第25号 改正 平成17年3月30日条例第17号 盛岡市女性センター条例 (趣旨) 第1条 この条例は、女性センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 男女共同参画社会の形成に資するため、各種の講座、研修、情報及び交流の場の提供、相談事業等を行い、及びレクリエーションのための便宜を供与する施設として、女性センターを次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">もりおか女性センター</td> <td>本館</td> <td>盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号</td> </tr> <tr> <td>別館</td> <td>盛岡市肴町2番8号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開館時間) 第3条 女性センターの開館時間は、次のとおり とする。ただし、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が管理する女性センターにあっては、指定管理者。以下第6条まで及び第9条において同じ。)が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p>	名称	区分	位置	もりおか女性センター	本館	盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号	別館	盛岡市肴町2番8号
名称	位置														
もりおか女性センター	盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号														
名称	区分	位置													
もりおか女性センター	本館	盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号													
	別館	盛岡市肴町2番8号													

改正後	改正前
<p>(休館日) 第4条 女性センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。 (1) 毎月第2火曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (使用の許可等) 第5条 女性センターの生活アトリエ又は子どもの部屋(以下「生活アトリエ等」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、生活アトリエ等の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、生活アトリエ等の管理上適当でないとき。 3 市長は、女性センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。 (許可の取消し等)</p>	<p>(1) もりおか女性センターの本館 午前9時から午後9時30分まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日については、午前9時から午後5時まで) (2) もりおか女性センターの別館 午前9時から午後9時まで (休館日) 第4条 女性センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。 (1) もりおか女性センターの本館 ア 毎月第2火曜日 イ 12月29日から翌年の1月3日までの日 (2) もりおか女性センターの別館 ア 日曜日及び土曜日 イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日(イに掲げる日を除く。) (使用の許可等) 第5条 もりおか女性センターの本館の生活アトリエ若しくは子どもの部屋又は別館(以下「生活アトリエ等」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、生活アトリエ等の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、生活アトリエ等の管理上適当でないとき。 3 市長は、生活アトリエ等の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。 (許可の取消し等)</p>

改正後	改正前
<p>第6条 市長は、<u>女性センター</u>の管理上必要があると認めるとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは<u>女性センター</u>からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前条第3項の条件に違反したとき。</p> <p>第7条から第17条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（平成27年条例第 母）</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第6条 市長は、<u>生活アトリエ等</u>の管理上必要があると認めるとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは<u>生活アトリエ等</u>からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 前条第3項の条件に違反したとき。</p> <p>第7条から第17条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

議案第 118 号

盛岡市墓園条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

青山墓園及び新庄墓園について、平成18年4月1日から指定管理者による管理を行っていたが、基本協定違反が判明したことにより平成25年11月30日をもってその指定を取り消し、同年12月1日から市自ら管理している。その後、指定管理者による管理と直営による管理との経費の比較、両墓園の特殊性等を踏まえて今後の管理方法について検討した結果、平成28年度以降において直営で管理を行うことにしようとするものである。

併せて、地域自治区の設置期間の終了に伴い、地域自治区の名称を削ろうとするものである。

2 改正の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる墓園を次のように改める。

改正前	改正後
盛岡市青山墓園	盛岡市古川墓園
盛岡市新庄墓園	
盛岡市古川墓園	

(2) 盛岡市古川墓園の位置を定める規定から地域自治区の名称を削る。

3 施行期日

平成28年4月1日

改正後	改正前																
<p>○盛岡市墓園条例 昭和38年9月30日条例第45号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号</p> <p>盛岡市墓園条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及びこれに基づく省令に定めがあるものを除くほか、墓園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 墓園を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市青山墓園</td> <td>盛岡市みたけ一丁目2番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市新庄墓園</td> <td>盛岡市新庄字上八木田6番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市古川墓園</td> <td>盛岡市 下田字古河川原320番地45</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第21条まで 略 (利用料金)</p> <p>第22条 指定管理者が管理する墓園_____の利用に係る料金（前条の墓地管理料に相当するものに限る。以下「利用料金」という。）は、当該指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 利用料金の額は、前条の墓地管理料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 使用者は、墓地の使用の許可を受けた日の属する会計年度から、毎年度利用料金を支払わなければならない。</p> <p>(墓地管理料の減免)</p>	名称	位置	盛岡市青山墓園	盛岡市みたけ一丁目2番1号	盛岡市新庄墓園	盛岡市新庄字上八木田6番地	盛岡市古川墓園	盛岡市 下田字古河川原320番地45	<p>○盛岡市墓園条例 昭和38年9月30日条例第45号 改正 略</p> <p>盛岡市墓園条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及びこれに基づく省令に定めがあるものを除くほか、墓園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 墓園を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市青山墓園</td> <td>盛岡市みたけ一丁目2番1号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市新庄墓園</td> <td>盛岡市新庄字上八木田6番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市古川墓園</td> <td>盛岡市玉山区下田字古河川原320番地45</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条から第21条まで 略 (利用料金)</p> <p>第22条 指定管理者が管理する盛岡市古川墓園の利用に係る料金（前条の墓地管理料に相当するものに限る。以下「利用料金」という。）は、当該指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。</p> <p>2 利用料金の額は、前条の墓地管理料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 使用者は、墓地の使用の許可を受けた日の属する会計年度から、毎年度利用料金を支払わなければならない。</p> <p>(墓地管理料の減免)</p>	名称	位置	盛岡市青山墓園	盛岡市みたけ一丁目2番1号	盛岡市新庄墓園	盛岡市新庄字上八木田6番地	盛岡市古川墓園	盛岡市玉山区下田字古河川原320番地45
名称	位置																
盛岡市青山墓園	盛岡市みたけ一丁目2番1号																
盛岡市新庄墓園	盛岡市新庄字上八木田6番地																
盛岡市古川墓園	盛岡市 下田字古河川原320番地45																
名称	位置																
盛岡市青山墓園	盛岡市みたけ一丁目2番1号																
盛岡市新庄墓園	盛岡市新庄字上八木田6番地																
盛岡市古川墓園	盛岡市玉山区下田字古河川原320番地45																

改正後	改正前
<p>第23条 市長（指定管理者が管理する墓園_____にあつては、指定管理者。次項において同じ。）は、使用者が被保護者等であるときは、第21条の墓地管理料（指定管理者が管理する墓園_____にあつては、利用料金。次項及び次条において同じ。）を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定により、墓地管理料の減免を受けようとする者は、規則の定めるところにより市長に申請しなければならない。</p> <p>(墓地使用料及び墓地管理料の不還付)</p> <p>第24条 既納の墓地使用料及び墓地管理料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により墓地を使用することができなかった場合で特別の理由があると市長（指定管理者が管理する墓園_____の墓地管理料にあつては、指定管理者）が認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>第25条から第28条まで 略 (指定管理者による管理)</p> <p>第29条 墓園のうち盛岡市古川墓園の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第30条 盛岡市古川墓園の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <p>(1) 市民の平等な使用が確保されること。</p> <p>(2) サービスの向上が図られること。</p> <p>(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。</p> <p>(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。</p>	<p>第23条 市長（指定管理者が管理する盛岡市古川墓園にあつては、指定管理者_____）は、使用者が被保護者等であるときは、第21条の墓地管理料（指定管理者が管理する盛岡市古川墓園にあつては、利用料金。_____次条において同じ。）を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定により、墓地管理料の減免を受けようとする者は、規則の定めるところにより市長に申請しなければならない。</p> <p>(墓地使用料及び墓地管理料の不還付)</p> <p>第24条 既納の墓地使用料及び墓地管理料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により墓地を使用することができなかった場合で特別の理由があると市長（指定管理者が管理する盛岡市古川墓園の墓地管理料にあつては、指定管理者）が認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>第25条から第28条まで 略 (指定管理者による管理)</p> <p>第29条 墓園_____の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第30条 墓園_____の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。</p> <p>(1) 市民の平等な使用が確保されること。</p> <p>(2) サービスの向上が図られること。</p> <p>(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。</p> <p>(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。</p>

改正後	改正前
<p>第31条から第32条まで 略 (指定管理者による管理の基準)</p> <p>第33条 指定管理者の行う盛岡市古川墓園の管理の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。</p> <p>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。 (指定管理者の業務)</p> <p>第34条 盛岡市古川墓園の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第16条の許可の申請を受理すること。</p> <p>(2) 第20条の規定により提出される火葬許可証、改葬許可証又は焼骨の埋蔵、収蔵若しくは火葬の事実を証する書類を受理すること。</p> <p>(3) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、盛岡市古川墓園の管理に関すること。</p> <p>第35条から第37条まで 略 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>第31条から第32条まで 略 (指定管理者による管理の基準)</p> <p>第33条 指定管理者の行う墓園_____の管理の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。</p> <p>(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。 (指定管理者の業務)</p> <p>第34条 墓園_____の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第16条の許可の申請を受理すること。</p> <p>(2) 第20条の規定により提出される火葬許可証、改葬許可証又は焼骨の埋蔵、収蔵若しくは火葬の事実を証する書類を受理すること。</p> <p>(3) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、墓園_____の管理に関すること。</p> <p>第35条から第37条まで 略 附 則 略</p>

議案第 119 号

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市小中学校適正配置基本計画において、複式学級解消の対象校である川目小学校を廃止しようとするものである。

また、地域自治区の設置期間の終了に伴い、地域自治区の名称を削ろうとするものである。

2 改正の内容

(1) 第2条の表から次の小学校の項を削る。

名称	位置
盛岡市立川目小学校	盛岡市川目第7地割12番地

(2) 地域自治区の名称を削る。

(3) 盛岡市教育振興基金条例（昭和40年条例第27号）の一部を改正し、教育振興基金に属する川目小学校の学校林を中野小学校の学校林とする。

3 施行期日

平成28年4月1日

4 その他

川目小学校は、中野小学校に統合する。

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前																																																															
<p>○盛岡市立学校に関する条例 昭和39年3月30日条例第46号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号 盛岡市立学校に関する条例 (趣旨)</p>		<p>○盛岡市立学校に関する条例 昭和39年3月30日条例第46号 改正 略 盛岡市立学校に関する条例 (趣旨)</p>																																																															
<p>第1条 この条例は、市立の学校の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。 (小学校)</p>		<p>第1条 この条例は、市立の学校の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。 (小学校)</p>																																																															
<p>第2条 小学校を次表のとおり設置する。</p>		<p>第2条 小学校を次表のとおり設置する。</p>																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立仁王小学校</td><td>盛岡市本町通二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立城南小学校</td><td>盛岡市若園町9番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城小学校</td><td>盛岡市大通三丁目8番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川小学校</td><td>盛岡市前九年一丁目2番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北小学校</td><td>盛岡市仙北二丁目19番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵小学校</td><td>盛岡市肴町1番6号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸小学校</td><td>盛岡市山岸二丁目13番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺小学校</td><td>盛岡市大慈寺町6番47号</td></tr> <tr><td>盛岡市立米内小学校</td><td>盛岡市上米内字米内沢50番地の9</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵小学校</td><td>盛岡市土淵字幅2番地の3</td></tr> <tr><td>盛岡市立中野小学校</td><td>盛岡市中野二丁目12番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮小学校</td><td>盛岡市本宮二丁目25番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立青山小学校</td><td>盛岡市青山二丁目7番2号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川小学校</td><td>盛岡市厨川三丁目5番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北小学校</td><td>盛岡市長田町16番1号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号	盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町9番20号	盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号	盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号	盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号	盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号	盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号	盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号	盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の9	盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅2番地の3	盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号	盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号	盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号	盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号	盛岡市立河北小学校	盛岡市長田町16番1号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>盛岡市立仁王小学校</td><td>盛岡市本町通二丁目18番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立城南小学校</td><td>盛岡市若園町9番20号</td></tr> <tr><td>盛岡市立桜城小学校</td><td>盛岡市大通三丁目8番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立厨川小学校</td><td>盛岡市前九年一丁目2番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立仙北小学校</td><td>盛岡市仙北二丁目19番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立杜陵小学校</td><td>盛岡市肴町1番6号</td></tr> <tr><td>盛岡市立山岸小学校</td><td>盛岡市山岸二丁目13番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立大慈寺小学校</td><td>盛岡市大慈寺町6番47号</td></tr> <tr><td>盛岡市立米内小学校</td><td>盛岡市上米内字米内沢50番地の9</td></tr> <tr><td>盛岡市立土淵小学校</td><td>盛岡市土淵字幅2番地の3</td></tr> <tr><td>盛岡市立中野小学校</td><td>盛岡市中野二丁目12番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立本宮小学校</td><td>盛岡市本宮二丁目25番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立青山小学校</td><td>盛岡市青山二丁目7番2号</td></tr> <tr><td>盛岡市立北厨川小学校</td><td>盛岡市厨川三丁目5番1号</td></tr> <tr><td>盛岡市立河北小学校</td><td>盛岡市長田町16番1号</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号	盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町9番20号	盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号	盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号	盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号	盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号	盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号	盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号	盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の9	盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅2番地の3	盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号	盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号	盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号	盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号	盛岡市立河北小学校	盛岡市長田町16番1号
名称	位置																																																																
盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号																																																																
盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町9番20号																																																																
盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号																																																																
盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号																																																																
盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号																																																																
盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号																																																																
盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号																																																																
盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号																																																																
盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の9																																																																
盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅2番地の3																																																																
盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号																																																																
盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号																																																																
盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号																																																																
盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号																																																																
盛岡市立河北小学校	盛岡市長田町16番1号																																																																
名称	位置																																																																
盛岡市立仁王小学校	盛岡市本町通二丁目18番1号																																																																
盛岡市立城南小学校	盛岡市若園町9番20号																																																																
盛岡市立桜城小学校	盛岡市大通三丁目8番1号																																																																
盛岡市立厨川小学校	盛岡市前九年一丁目2番1号																																																																
盛岡市立仙北小学校	盛岡市仙北二丁目19番1号																																																																
盛岡市立杜陵小学校	盛岡市肴町1番6号																																																																
盛岡市立山岸小学校	盛岡市山岸二丁目13番1号																																																																
盛岡市立大慈寺小学校	盛岡市大慈寺町6番47号																																																																
盛岡市立米内小学校	盛岡市上米内字米内沢50番地の9																																																																
盛岡市立土淵小学校	盛岡市土淵字幅2番地の3																																																																
盛岡市立中野小学校	盛岡市中野二丁目12番1号																																																																
盛岡市立本宮小学校	盛岡市本宮二丁目25番1号																																																																
盛岡市立青山小学校	盛岡市青山二丁目7番2号																																																																
盛岡市立北厨川小学校	盛岡市厨川三丁目5番1号																																																																
盛岡市立河北小学校	盛岡市長田町16番1号																																																																

改正後		改正前	
盛岡市立上田小学校	盛岡市上田三丁目16番45号	盛岡市立上田小学校	盛岡市上田三丁目16番45号
盛岡市立山王小学校	盛岡市小杉山3番1号	盛岡市立山王小学校	盛岡市小杉山3番1号
盛岡市立緑が丘小学校	盛岡市黒石野一丁目6番1号	盛岡市立川目小学校	盛岡市川目第7地割12番地
盛岡市立太田小学校	盛岡市上太田上吉本1番地の1	盛岡市立緑が丘小学校	盛岡市黒石野一丁目6番1号
盛岡市立太田東小学校	盛岡市上太田上野屋敷8番地の1	盛岡市立太田小学校	盛岡市上太田上吉本1番地の1
盛岡市立繁小学校	盛岡市繁字館市114番地の1	盛岡市立太田東小学校	盛岡市上太田上野屋敷8番地の1
盛岡市立城北小学校	盛岡市みたけ三丁目12番1号	盛岡市立繁小学校	盛岡市繁字館市114番地の1
盛岡市立大新小学校	盛岡市南青山町6番10号	盛岡市立城北小学校	盛岡市みたけ三丁目12番1号
盛岡市立松園小学校	盛岡市松園三丁目12番1号	盛岡市立大新小学校	盛岡市南青山町6番10号
盛岡市立月が丘小学校	滝沢市穴口328番地	盛岡市立松園小学校	盛岡市松園三丁目12番1号
盛岡市立高松小学校	盛岡市上田堤二丁目31番12号	盛岡市立月が丘小学校	滝沢市穴口328番地
盛岡市立東松園小学校	盛岡市東松園二丁目5番1号	盛岡市立高松小学校	盛岡市上田堤二丁目31番12号
盛岡市立見前小学校	盛岡市西見前18地割17番地2	盛岡市立東松園小学校	盛岡市東松園二丁目5番1号
盛岡市立飯岡小学校	盛岡市下飯岡8地割48番地	盛岡市立見前小学校	盛岡市西見前18地割17番地2
盛岡市立羽場小学校	盛岡市羽場17地割55番地2	盛岡市立飯岡小学校	盛岡市下飯岡8地割48番地
盛岡市立永井小学校	盛岡市永井10地割16番地	盛岡市立羽場小学校	盛岡市羽場17地割55番地2
盛岡市立手代森小学校	盛岡市手代森22地割47番地	盛岡市立永井小学校	盛岡市永井10地割16番地
盛岡市立津志田小学校	盛岡市津志田中央一丁目8番40号	盛岡市立手代森小学校	盛岡市手代森22地割47番地
盛岡市立見前南小学校	盛岡市西見前13地割167番地	盛岡市立津志田小学校	盛岡市津志田中央一丁目8番40号
盛岡市立都南東小学校	盛岡市乙部12地割16番地1	盛岡市立見前南小学校	盛岡市西見前13地割167番地
盛岡市立北松園小学校	盛岡市北松園二丁目12番1号	盛岡市立都南東小学校	盛岡市乙部12地割16番地1
盛岡市立玉山小学校	盛岡市日戸字市の坪53番地	盛岡市立北松園小学校	盛岡市北松園二丁目12番1号
盛岡市立城内小学校	盛岡市玉山字田畑19番地1	盛岡市立玉山小学校	盛岡市玉山区日戸字市の坪53番地
盛岡市立浜民小学校	盛岡市浜民字鶴塚114番地	盛岡市立城内小学校	盛岡市玉山区玉山字田畑19番地1
盛岡市立生出小学校	盛岡市下田字仲平59番地36	盛岡市立浜民小学校	盛岡市玉山区浜民字鶴塚114番地
盛岡市立巻堀小学校	盛岡市巻堀字巻堀12番地1	盛岡市立生出小学校	盛岡市玉山区下田字仲平59番地36
		盛岡市立巻堀小学校	盛岡市玉山区巻堀字巻堀12番地1

改正後	
盛岡市立好摩小学校	盛岡市好摩字夏間木70番地60
盛岡市立向中野小学校	盛岡市向中野二丁目39番27号
(中学校)	
第3条 中学校を次表のとおり設置する。	
名称	位置
盛岡市立下橋中学校	盛岡市馬場町1番1号
盛岡市立下小路中学校	盛岡市愛宕町1番1号
盛岡市立厨川中学校	盛岡市青山二丁目7番1号
盛岡市立上田中学校	盛岡市上田二丁目1番1号
盛岡市立河南中学校	盛岡市茶畑二丁目17番1号
盛岡市立仙北中学校	盛岡市仙北三丁目18番1号
盛岡市立米内中学校	盛岡市桜台二丁目19番1号
盛岡市立土淵中学校	盛岡市土淵字福2番地3
盛岡市立黒石野中学校	盛岡市黒石野三丁目15番1号
盛岡市立黒石野中学校 北杜分校	盛岡市厨川二丁目3番1号
盛岡市立繁中学校	盛岡市繁字館市114番地1
盛岡市立城西中学校	盛岡市城西町4番1号
盛岡市立城東中学校	盛岡市東新庄一丁目30番1号
盛岡市立大宮中学校	盛岡市本宮字大宮5番地1
盛岡市立北陵中学校	滝沢市六口419番地
盛岡市立松園中学校	盛岡市東松園二丁目14番1号
盛岡市立見前中学校	盛岡市津志田14地割34番地
盛岡市立飯岡中学校	盛岡市下飯岡6地割51番地1
盛岡市立乙部中学校	盛岡市黒川21地割51番地
盛岡市立見前南中学校	盛岡市西見前16地割73番地
盛岡市立北松園中学校	盛岡市北松園四丁目34番1号

改正前	
盛岡市立洺民小学校	盛岡市玉山区好摩字夏間木70番地60
盛岡市立向中野小学校	盛岡市向中野二丁目39番27号
(中学校)	
第3条 中学校を次表のとおり設置する。	
名称	位置
盛岡市立下橋中学校	盛岡市馬場町1番1号
盛岡市立下小路中学校	盛岡市愛宕町1番1号
盛岡市立厨川中学校	盛岡市青山二丁目7番1号
盛岡市立上田中学校	盛岡市上田二丁目1番1号
盛岡市立河南中学校	盛岡市茶畑二丁目17番1号
盛岡市立仙北中学校	盛岡市仙北三丁目18番1号
盛岡市立米内中学校	盛岡市桜台二丁目19番1号
盛岡市立土淵中学校	盛岡市土淵字福2番地3
盛岡市立黒石野中学校	盛岡市黒石野三丁目15番1号
盛岡市立黒石野中学校 北杜分校	盛岡市厨川二丁目3番1号
盛岡市立繁中学校	盛岡市繁字館市114番地1
盛岡市立城西中学校	盛岡市城西町4番1号
盛岡市立城東中学校	盛岡市東新庄一丁目30番1号
盛岡市立大宮中学校	盛岡市本宮字大宮5番地1
盛岡市立北陵中学校	滝沢市六口419番地
盛岡市立松園中学校	盛岡市東松園二丁目14番1号
盛岡市立見前中学校	盛岡市津志田14地割34番地
盛岡市立飯岡中学校	盛岡市下飯岡6地割51番地1
盛岡市立乙部中学校	盛岡市黒川21地割51番地
盛岡市立見前南中学校	盛岡市西見前16地割73番地
盛岡市立北松園中学校	盛岡市北松園四丁目34番1号

改正後			
盛岡市立玉山中学校	盛岡市日戸字鷹高39番地2		
盛岡市立洺民中学校	盛岡市下田字下田106番地		
盛岡市立巻堀中学校	盛岡市好摩字夏間木70番地1		
(高等学校)			
第4条 高等学校を次表のとおり設置する。			
名称	課程	学科	位置
盛岡市立高等学校	全日制	普通科 商業科 英語科	盛岡市上太田上川原96番地
(幼稚園)			
第5条 幼稚園を次表のとおり設置する。			
名称	位置		
盛岡市立太田幼稚園	盛岡市上太田吉本9番地		
盛岡市立米内幼稚園	盛岡市上米内字米内沢89番地		
盛岡市立つなぎ幼稚園	盛岡市繁字館市114番地の1		
盛岡市立好摩幼稚園	盛岡市好摩字上山13番地1		
(管理)			
第6条 市立の学校の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。			
附則 略			
附則 (平成27年条例第 号)			
1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。			
2 盛岡市教育振興基金条例(昭和40年条例第27号)の一部を次のように改正する。			
〔次のよう〕略			

改正前			
盛岡市立玉山中学校	盛岡市玉山区日戸字鷹高39番地2		
盛岡市立洺民中学校	盛岡市玉山区下田字下田106番地		
盛岡市立巻堀中学校	盛岡市玉山区好摩字夏間木70番地1		
(高等学校)			
第4条 高等学校を次表のとおり設置する。			
名称	課程	学科	位置
盛岡市立高等学校	全日制	普通科 商業科 英語科	盛岡市上太田上川原96番地
(幼稚園)			
第5条 幼稚園を次表のとおり設置する。			
名称	位置		
盛岡市立太田幼稚園	盛岡市上太田吉本9番地		
盛岡市立米内幼稚園	盛岡市上米内字米内沢89番地		
盛岡市立つなぎ幼稚園	盛岡市繁字館市114番地の1		
盛岡市立好摩幼稚園	盛岡市玉山区好摩字上山13番地1		
(管理)			
第6条 市立の学校の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。			
附則 略			

改正後	改正前
<p>○盛岡市教育振興基金条例 昭和40年3月29日条例第27号 改正 略 平成27年12月 日条例第 号 盛岡市教育振興基金条例 (設置) 第1条 教育の振興並びに市立学校の施設及び設備の充実を図るため、教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。 (財産の種類) 第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。 (1) 一般教育林 ア 別表第1に掲げる土地及びその上にある立木 イ 別表第1の2に掲げる土地について市行造林契約に基づいて取得した権利及びその権利の目的たる土地の上にある立木 (2) 学校林 ア 別表第2に掲げる土地の上にある立木 イ 別表第3に掲げる土地について市行造林契約に基づいて取得した権利及びその権利の目的たる土地の上にある立木 ウ 別表第4に掲げる部分林の部分木の共有持分 (3) 一般教育林及び学校林の売却代金（市行造林契約に基づいて土地所有者に交付すべき交付金を除く。以下同じ。）、積立金、基金に編入した現金及びそれらの運用により取得した有価証券 (積立て) 第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。 (管理) 第4条 市長は、一般教育林及び学校林を常に良好な状態で管理し、かつ、最も効率的に経営することに努めなければならない。</p>	<p>○盛岡市教育振興基金条例 昭和40年3月29日条例第27号 改正 略 盛岡市教育振興基金条例 (設置) 第1条 教育の振興並びに市立学校の施設及び設備の充実を図るため、教育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。 (財産の種類) 第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。 (1) 一般教育林 ア 別表第1に掲げる土地及びその上にある立木 イ 別表第1の2に掲げる土地について市行造林契約に基づいて取得した権利及びその権利の目的たる土地の上にある立木 (2) 学校林 ア 別表第2に掲げる土地の上にある立木 イ 別表第3に掲げる土地について市行造林契約に基づいて取得した権利及びその権利の目的たる土地の上にある立木 ウ 別表第4に掲げる部分林の部分木の共有持分 (3) 一般教育林及び学校林の売却代金（市行造林契約に基づいて土地所有者に交付すべき交付金を除く。以下同じ。）、積立金、基金に編入した現金及びそれらの運用により取得した有価証券 (積立て) 第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。 (管理) 第4条 市長は、一般教育林及び学校林を常に良好な状態で管理し、かつ、最も効率的に経営することに努めなければならない。</p>

改正後	改正前								
<p>2 基金に属する現金は、金融機関への預金によつて保管しなければならない。 3 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 (運用益金の処理) 第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、別表第2から別表第4までの左欄に掲げる学校林の間伐等による立木の売却代金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、当該右欄に定める学校の設備、器具等の購入の経費に充てることができる。 (繰替運用) 第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (管理の委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。 (学校林の処分) 第8条 別表第2から別表第4までの左欄に掲げる学校林の売却代金は、当該右欄に定める学校の施設及び設備の充実を図るためでなければ、処分することができない。 附 則 略 附 則 (平成27年条例第 号) 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>2 基金に属する現金は、金融機関への預金によつて保管しなければならない。 3 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 (運用益金の処理) 第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、別表第2から別表第4までの左欄に掲げる学校林の間伐等による立木の売却代金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、当該右欄に定める学校の設備、器具等の購入の経費に充てることができる。 (繰替運用) 第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (管理の委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。 (学校林の処分) 第8条 別表第2から別表第4までの左欄に掲げる学校林の売却代金は、当該右欄に定める学校の施設及び設備の充実を図るためでなければ、処分することができない。 附 則 略</p>								
<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">面積 (ヘクタール)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市浅岸字綱取34番の15</td> <td style="text-align: center;">33.12</td> </tr> </tbody> </table>	所在	面積 (ヘクタール)	盛岡市浅岸字綱取34番の15	33.12	<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">面積 (ヘクタール)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市浅岸字綱取34番の15</td> <td style="text-align: center;">33.12</td> </tr> </tbody> </table>	所在	面積 (ヘクタール)	盛岡市浅岸字綱取34番の15	33.12
所在	面積 (ヘクタール)								
盛岡市浅岸字綱取34番の15	33.12								
所在	面積 (ヘクタール)								
盛岡市浅岸字綱取34番の15	33.12								

改正後		
盛岡市築川第2地割53番2		53.22
別表第1の2(第2条関係)		
所在		面積(ヘクタール)
盛岡市新庄字中津川48番の17		3.35
別表第2(第2条関係)		
学校林		学校名
所在	面積(ヘクタール)	
盛岡市猪去細越15番の9の内	0.83	太田小学校
別表第3(第2条関係)		
学校林		学校名
所在	面積(ヘクタール)	
盛岡市上米内字米内沢50番の1	0.50	米内小学校
盛岡市上米内字明通9番の5	4.67	米内中学校
盛岡市上米内字米内沢50番の2	0.36	
盛岡市浅岸字元信46番の19	1.45	山岸小学校
盛岡市浅岸字木々塚23番の25	1.44	
盛岡市川目第2地割1番67	1.94	中野小学校
盛岡市川目第16地割147番2の内及び147番56	12.25	河南中学校
盛岡市川目第19地割87番1の内及び87番10		
盛岡市浅岸字木々塚23番の35	11.47	山王小学校
盛岡市浅岸字木々塚23番の36	13.82	城東中学校
盛岡市浅岸字元信46番の13の内		
別表第4(第2条関係)		

改正前		
盛岡市築川第2地割53番2		53.22
別表第1の2(第2条関係)		
所在		面積(ヘクタール)
盛岡市新庄字中津川48番の17		3.35
別表第2(第2条関係)		
学校林		学校名
所在	面積(ヘクタール)	
盛岡市猪去細越15番の9の内	0.83	太田小学校
別表第3(第2条関係)		
学校林		学校名
所在	面積(ヘクタール)	
盛岡市上米内字米内沢50番の1	0.50	米内小学校
盛岡市上米内字明通9番の5	4.67	米内中学校
盛岡市上米内字米内沢50番の2	0.36	
盛岡市浅岸字元信46番の19	1.45	山岸小学校
盛岡市浅岸字木々塚23番の25	1.44	
盛岡市川目第2地割1番67	1.94	川目小学校
盛岡市川目第16地割147番2の内及び147番56	12.25	河南中学校
盛岡市川目第19地割87番1の内及び87番10		
盛岡市浅岸字木々塚23番の35	11.47	山王小学校
盛岡市浅岸字木々塚23番の36	13.82	城東中学校
盛岡市浅岸字元信46番の13の内		
別表第4(第2条関係)		

改正後		
学校林		学校名
所在	面積(ヘクタール)	
盛岡市根田茂字金山沢国有林	1.32	中野小学校
盛岡市砂子沢字毛無森国有林	1.19	
盛岡市猪去字三助山国有林	4.62	大宮中学校
盛岡市上飯岡字箱ヶ森国有林	2.34	飯岡小学校 羽場小学校 永井小学校

改正前		
学校林		学校名
所在	面積(ヘクタール)	
盛岡市根田茂字金山沢国有林	1.32	川目小学校
盛岡市砂子沢字毛無森国有林	1.19	
盛岡市猪去字三助山国有林	4.62	大宮中学校
盛岡市上飯岡字箱ヶ森国有林	2.34	飯岡小学校 羽場小学校 永井小学校